

## 【表紙】

|  |   |
|--|---|
| 【提出書類】                                   | 有価証券届出書   |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿   |
| 【提出日】                                    | 2023年7月31日提出  |
| 【発行者名】                                   | キャピタル・インターナショナル株式会社   |
| 【代表者の役職氏名】                               | 代表取締役社長 小泉 徹也   |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  |
| 【事務連絡者氏名】                                | 原田 伸健   |
| 【電話番号】                                   | 03(6366)1000  |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | キャピタル・ニューワールド・ファンドF<br>キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF<br>キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF<br>キャピタル・AMCAPファンドF<br>キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）<br>キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）<br>キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）<br>キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ド<br>ル売り円買い）<br>キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）<br>キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）<br>キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF<br>キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF<br>キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF<br>キャピタル・グローバル中期債ファンドF<br>キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF |

【届出の対象とした募集（売出）内国投資  
信託受益証券の金額】

## (1)当初自己設定日(2023年8月18日)

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

10万円とします。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

10万円とします。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

10万円とします。

キャピタル・AMCAPファンドF

10万円とします。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

10万円とします。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

10万円とします。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

10万円とします。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米  
ドル売り円買い）

10万円とします。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

10万円とします。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

10万円とします。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

10万円とします。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

10万円とします。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

10万円とします。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

10万円とします。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

10万円とします。

## (2)継続申込期間(2023年8月18日から2024年8月15日まで)

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・AMCAPファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

1兆円を上限とします。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米  
ドル売り円買い）

1兆円を上限とします。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

1兆円を上限とします。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

1兆円を上限とします。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF  
 キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF  
 キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF  
 キャピタル・AMCAPファンドF  
 キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）  
 キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）  
 キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）  
 キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）  
 キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）  
 キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）  
 キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF  
 キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF  
 キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF  
 キャピタル・グローバル中期債ファンドF  
 キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

・上記ファンドを総称して「キャピタル・ラップ専用ファンド・2023シリーズ」、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、各ファンドを「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

・ファンドの名称は、以下の略称を用いて表示することがあります。

| ファンドの名称                                   | 略称                                    |
|---|---------------------------------------|
| キャピタル・ニューワールド・ファンドF                       | 「ニューワールド・ファンドF」                       |
| キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF                      | 「ニューエコノミー・ファンドF」                      |
| キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF            | 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」            |
| キャピタル・AMCAPファンドF                          | 「AMCAPファンドF」                          |
| キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）           | 「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」           |
| キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）           | 「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」           |
| キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）          | 「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」          |
| キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い） | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」 |
| キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）                   | 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」                  |
| キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）                 | 「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」                |
| キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF                 | 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」                 |
| キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF                 | 「グローバル・アロケーション・ファンドF」                 |
| キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF                     | 「グローバル・ボンド・ファンドF」                     |
| キャピタル・グローバル中期債ファンドF                       | 「グローバル中期債ファンドF」                       |
| キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF                 | 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」                 |

## （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、ファンドそれぞれの受託会社を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## （３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：各10万円とします。

継続申込期間：各1兆円を上限とします。

- ・発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

## （４）【発行（売出）価格】

当初自己設定：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記の委託会社照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、ファンドの名称は、以下の掲載名で表記されています。

| ファンドの名称                                   | 掲載名     |
|---|---------|
| キャピタル・ニューワールド・ファンドF                       | NワールドF無 |
| キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF                      | NエコF無   |
| キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF            | WグロF無   |
| キャピタル・AMCAPファンドF                          | AMCPF無  |
| キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）           | バランスF有  |
| キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）           | インビルF有  |
| キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）          | グロ社債F有  |
| キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い） | トータルF有  |
| キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）                   | 世界株式F有  |
| キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）                 | 配当成長F有  |

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF | エマストF無 |
| キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF | グロアロF無 |
| キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF     | グロボンF無 |
| キャピタル・グローバル中期債ファンドF       | グロ中期F無 |
| キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF | グロハイF無 |

#### 基準価額に関する委託会社照会先

|   |
|---|
| <p>キャピタル・インターナショナル株式会社<br/> 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br/> ホームページ capitalgroup.co.jp</p> |
|---|

#### （５）【申込手数料】

ありません。

#### （６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

#### （７）【申込期間】

継続申込期間：2023年8月18日から2024年8月15日まで

- ・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

|   |
|---|
| <p>キャピタル・インターナショナル株式会社<br/> 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br/> ホームページ capitalgroup.co.jp</p> |
|---|

#### （９）【払込期日】

継続申込期間において取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）です。
- ・当初自己設定にかかる発行価額の総額は、設定日（2023年8月18日）に、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

#### （１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

- ・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

ファンドは、ラップ口座にかかる契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）等の資金を運用するためのファンドです。ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件を満たした者に限られます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（ 1 1 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（ 1 1 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

###### 信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により各1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの特色

各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

##### 各ファンドが投資するマザーファンドおよび実質的に投資する投資対象ファンド

| ファンド             | マザーファンド                    | ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券(上段)                     |
|------------------|----------------------------|--|
|                  |                            | 追加型証券投資信託(下段)                              |
| 「ニューワールド・ファンドF」  | 「ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」 | 「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」  |
| 「ニューエコノミー・ファンドF」 | 「ニューエコノミー・マザーファンド」         | 「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」 |

|                                       |   |  |
|---------------------------------------|---|--|
| 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」            | 「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」            | 「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」            |
| 「AMCAPファンドF」                          | 「AMCAPマザーファンド」                          | 「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」                     |
| 「アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)」           | 「アメリカン・バランス・マザーファンド(限定為替ヘッジ)」           | 「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」          |
| 「インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)」           | 「インカム・ビルダー・マザーファンド(米ドル売り円買い)」           | 「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」          |
| 「グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)」          | 「グローバル投資適格社債マザーファンド(米ドル売り円買い)」          | 「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」    |
| 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(米ドル売り円買い)」 | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド(米ドル売り円買い)」 | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」 |
| 「世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)」                  | 「世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」                  | 「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」         |
| 「世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)」                | 「世界配当成長マザーファンド(限定為替ヘッジ)」                | 「ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」        |

|                       |                                  |  |
|-----------------------|----------------------------------|--|
| 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」 | 「エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)」 | 「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」<br>「日本短期債券ファンド」 |
| 「グローバル・アロケーション・ファンドF」 | 「グローバル・アロケーション・マザーファンド」          | 「グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」            |
| 「グローバル・ボンド・ファンドF」     | 「グローバル・ボンド・マザーファンド」              | 「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」                |
| 「グローバル中期債ファンドF」       | 「グローバル中期債マザーファンド」                | 「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」     |
| 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」 | 「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)」 | 「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」       |

各ファンドの実質的な投資割合は、ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券を高位に維持することを基本とします。

各ファンドの実質的な投資対象ファンドの概要は、後記 2 投資方針 (2) 投資対象「<参考情報2>投資対象ファンドの概要等」をご覧ください。

ファンド、マザーファンド、外国投資信託証券、追加型証券投資信託の名称は、略称で表示しています。正式名称は、以下をご覧ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

各ファンドの正式名称と略称

| 正式名称                            | 略称                          |
|---------------------------------|-----------------------------|
| キャピタル・ニューワールド・ファンドF             | 「ニューワールド・ファンドF」             |
| キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF            | 「ニューエコノミー・ファンドF」            |
| キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF  | 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」  |
| キャピタル・AMCAPファンドF                | 「AMCAPファンドF」                |
| キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ） | 「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」 |
| キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い） | 「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」 |

| キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）            | 「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」            |
|---|---|
| キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）   | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」   |
| キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）                     | 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」                    |
| キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）                   | 「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」                  |
| キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF                   | 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」                   |
| キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF                   | 「グローバル・アロケーション・ファンドF」                   |
| キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF                       | 「グローバル・ボンド・ファンドF」                       |
| キャピタル・グローバル中期債ファンドF                         | 「グローバル中期債ファンドF」                         |
| キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF                   | 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」                   |
| 各マザーファンドの正式名称と略称                            |   |
| 正式名称  | 略称                                      |
| キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）              | 「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」              |
| キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド                      | 「ニューエコノミー・マザーファンド」                      |
| キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド            | 「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」            |
| キャピタル・AMCAPマザーファンド                          | 「AMCAPマザーファンド」                          |
| キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）           | 「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」           |
| キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）           | 「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」           |
| キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）          | 「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」          |
| キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い） | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」 |
| キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）                   | 「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」                  |
| キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）                 | 「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」                |
| キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）        | 「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」        |
| キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド                 | 「グローバル・アロケーション・マザーファンド」                 |

|                                      |                                  |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド              | 「グローバル・ボンド・マザーファンド」              |
| キャピタル・グローバル中期債マザーファンド                | 「グローバル中期債マザーファンド」                |
| キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし) | 「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)」 |

## 投資対象ファンドの正式名称と略称

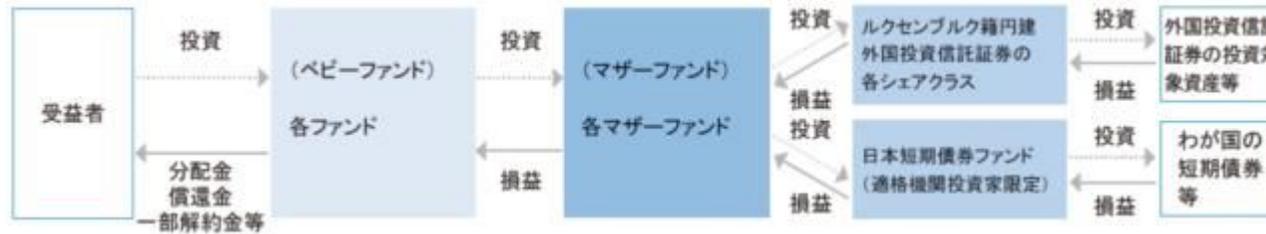
| 正式名称  | 略称   |
|---|--|
| キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)                  | 「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」                  |
| キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)                 | 「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」                 |
| キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)            | 「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」            |
| キャピタル・グループ・AMCAPファンド(LUX)(クラスC)                     | 「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」                     |
| キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)          | 「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」          |
| キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)          | 「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」          |
| キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)    | 「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」    |
| キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY) | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」 |
| キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)         | 「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」         |
| キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスCh-JPY)        | 「ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」        |
| キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm) | 「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」 |
| キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)            | 「グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)」            |
| キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)                | 「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」                |
| キャピタル・グループ・グローバル・インターメディアイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)     | 「グローバル・インターメディアイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」     |

キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC) 「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)」

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

「日本短期債券ファンド」

### 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



<ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。>

「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」

世界各国の株式を主要投資対象とします。

・新興国の成長をとらえる企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」

世界各国の株式を主要投資対象とします。

・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」

世界各国の株式を主要投資対象とします。

・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式で配当が見込まれる銘柄を中心に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

|  |  |
|--|--|
| 「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」                     | <p>米国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国(日本を含む)において上場している企業の株式等が含まれます。</p>   |
| 「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」          | <p>米国の株式、投資適格債を主要投資対象とします。</p> <p>・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式および米国における投資適格債に幅広く投資し、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国(日本を含む)において上場している企業の株式等が含まれます。</p>                                |
| 「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」          | <p>世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。</p> <p>・主としてインカム資産の世界各国の株式、債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p>   |
| 「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」    | <p>世界各国の投資適格格付け<sup>*</sup>の社債を主要投資対象とします。</p> <p>*複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p> <p>・主として世界各国の投資適格格付けの社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。</p> |
| 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」 | <p>世界各国の投資適格格付け<sup>*</sup>の公社債を主要投資対象とします。</p> <p>*複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p> <p>・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p>  |
| 「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」         | <p>世界各国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 「ワールド・ディビデンド・グロ<br>ワーズ(LUX)(クラスCh-<br>JPY)」        | <p>世界各国の株式を主要投資対象とします。</p> <p>・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。銘柄選定にあたっては、配当の持続性に加え配当の成長性に着目します。</p>  |
| 「エマージング・マーケット・<br>トータル・オポチュニティーズ<br>(LUX)(クラスCdm)」 | <p>エマージング市場の株式、債券を主要投資対象とします。</p> <p>・主としてエマージング市場<sup>*</sup>の株式、債券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p><sup>*</sup>先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含まれます。</p>            |
| 「グローバル・アロケーション・<br>ファンド(LUX)(クラスC)」                | <p>世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。</p> <p>・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式および債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p>   |
| 「グローバル・ボンド・ファンド<br>(LUX)(クラスC)」                    | <p>世界各国の投資適格格付け<sup>*</sup>の公社債を主要投資対象とします。</p> <p><sup>*</sup>複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p> <p>・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p>  |
| 「グローバル・インターミディエ<br>イト・ボンド・ファンド(LUX)(ク<br>ラスC)」     | <p>世界各国の投資適格格付け<sup>*</sup>の中期債を主要投資対象とします。</p> <p><sup>*</sup>複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p> <p>・主として世界各国の投資適格格付けの中期債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。</p> |
| 「グローバル・ハイ・インカム・<br>オポチュニティーズ(LUX)(ク<br>ラスC)」       | <p>世界各国の非投資適格格付け<sup>*</sup>の社債およびエマージング債券(以下「ハイ・インカム債券」ということがあります。)を主要投資対象とします。</p> <p><sup>*</sup>複数の格付けが付与されている場合は、低い方の格付けを基準とします。</p> <p>・主として世界各国のハイ・インカム債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p>                 |

「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」 「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」

「ワールド・ディベンド・グロワーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」は、主要通貨売り円買いの為替取引により、対円での為替ヘッジを行いません。原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」は、米ドル売り円買いの為替取引を行いません。(米ドル売り円買いとは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行いません。)

各ファンドは、キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。

各ファンドは、複数のポートフォリオ・マネジャーやアナリストが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

#### 運用体制（運用プロセスの概念図）



#### 商品分類

「ニューワールド・ファンドF」「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------|
|---------|--------|---------------|

|     |    |                      |
|-----|----|----------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式                   |
|     | 海外 | 債券<br>不動産投信<br>その他資産 |
| 追加型 | 内外 | 資産複合                 |

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- 追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- 内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- 株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

#### 「AMCAPファンドF」商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉）        |
|---------|--------|----------------------|
| 単位型     | 国内     | 株式                   |
|         | 海外     | 債券<br>不動産投信<br>その他資産 |
| 追加型     | 内外     | 資産複合                 |

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- 追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- 海外とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- 株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

#### 「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉）  |
|---------|--------|----------------|
| 単位型     | 国内     | 株式<br>債券       |
|         | 海外     | 不動産投信<br>その他資産 |
| 追加型     | 内外     | 資産複合           |

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・海外とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・資産複合とは「目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・アロケーション・ファンドF」商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉）  |
|---------|--------|----------------|
| 単位型     | 国内     | 株式<br>債券       |
|         | 海外     | 不動産投信<br>その他資産 |
| 追加型     | 内外     | 資産複合           |

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・資産複合とは「目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------|
| 単位型     | 国内     | 株式            |
|         | 海外     | 債券            |
| 追加型     |        | 不動産投信         |
|         |        | その他資産         |
|         | 内外     | 資産複合          |

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・債券とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「ニューワールド・ファンドF」「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
|--------|--------------|------------------|---------------|-------|
| 株式     | 年1回          | グローバル<br>（日本を含む） | ファミリーファン<br>ド | あり    |
|        | 年2回          | 日本<br>北米         |               |       |
| 債券     | 年4回          | 欧州               |               |       |
|        | 年6回<br>（隔月）  | アジア<br>オセアニア     |               |       |
|        | 年12回<br>（毎月） | 中南米<br>アフリカ      |               |       |
|        |              |                  |               |       |

|                            |     |         |              |    |
|----------------------------|-----|---------|--------------|----|
| クレジット属性                    |     | 中近東（中東） | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| 不動産投信                      | 日々  | エマージング  |              |    |
| その他資産<br>（投資信託証券（株式））      |     |         |              |    |
| 資産複合<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | その他 |         |              |    |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。  
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

#### 「AMCAPファンドF」属性区分表

| 投資対象資産            | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
|-------------------|------|------------------|---------------|-------|
| 株式                | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) |               |       |
| 一般<br>大型株<br>中小型株 | 年2回  | 日本<br>北米         |               |       |
| 債券                | 年4回  | 欧州<br>アジア        | ファミリーファン<br>ド | あり    |
| 一般                |      |                  |               |       |

|                       |              |         |              |    |
|-----------------------|--------------|---------|--------------|----|
| 公債                    | 年6回<br>(隔月)  | オセアニア   |              |    |
| 社債                    |              | 中南米     |              |    |
| その他債券                 | 年12回<br>(毎月) | アフリカ    |              |    |
| クレジット属性               |              | 中近東(中東) | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| 不動産投信                 | 日々           | エマージング  |              |    |
| その他資産<br>(投資信託証券(株式)) |              |         |              |    |
| 資産複合                  | その他          |         |              |    |
| 資産配分固定型               |              |         |              |    |
| 資産配分変更型               |              |         |              |    |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。  
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、米国の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|------------------|------|-------|
| 株式     | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) |      |       |
| 一般     |      |                  |      |       |
| 大型株    | 年2回  | 日本               |      |       |

|                       |              |         |                  |                   |
|-----------------------|--------------|---------|------------------|-------------------|
| 中小型株                  |              | 北米      |                  |                   |
| 債券                    | 年4回          | 欧州      | ファミリーファン<br>ド    | あり<br>(限定ヘッ<br>ジ) |
| 一般                    |              | アジア     |                  |                   |
| 公債                    | 年6回<br>(隔月)  | オセアニア   |                  |                   |
| 社債                    |              | 中南米     |                  |                   |
| その他債券                 | 年12回<br>(毎月) | アフリカ    |                  |                   |
| クレジット属性               |              | 中近東(中東) | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし                |
| 不動産投信                 | 日々           | エマージング  |                  |                   |
| その他資産<br>(投資信託証券(株式)) |              |         |                  |                   |
| 資産複合                  | その他          |         |                  |                   |
| 資産配分固定型               |              |         |                  |                   |
| 資産配分変更型               |              |         |                  |                   |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しておりま  
す。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を  
網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団  
法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。  
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資  
信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とす  
る旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2  
条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジあり(限定ヘッジ)とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部  
の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの」をいいます。

「アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)」属性区分表

| 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態             | 為替ヘッジ             |
|------------------------------|--------------|------------------|------------------|-------------------|
| 株式                           | 年1回          | グローバル<br>(日本を含む) |                  |                   |
| 一般<br>大型株<br>中小型株            | 年2回          | 日本<br>北米         |                  |                   |
| 債券                           | 年4回          | 欧州               | ファミリーファン<br>ド    | あり<br>(限定ヘッ<br>ジ) |
| 一般                           |              | アジア              |                  |                   |
| 公債                           | 年6回<br>(隔月)  | オセアニア            |                  |                   |
| 社債                           |              | 中南米              |                  |                   |
| その他債券                        | 年12回<br>(毎月) | アフリカ             |                  |                   |
| クレジット属性                      |              | 中近東(中東)          | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし                |
| 不動産投信                        | 日々           | エマージング           |                  |                   |
| その他資産<br>(投資信託証券(株式/債<br>券)) |              |                  |                  |                   |
| 資産複合<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型   | その他          |                  |                  |                   |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。  
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、米国の株式や債券を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2

条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

- ・為替ヘッジあり（限定ヘッジ）とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの」をいいます。

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」属性区分表

| 投資対象資産                   | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |                  |    |
|--------------------------|--------------|------------------|---------------|-------|------------------|----|
| 株式                       | 年1回          | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリーファン<br>ド | あり    |                  |    |
| 一般                       | 年2回          | 日本               |               |       |                  |    |
| 大型株                      |              | 北米               |               |       |                  |    |
| 中小型株                     |              | 欧州               |               |       |                  |    |
| 債券                       | 年4回          | アジア              |               |       |                  |    |
| 一般                       | 年6回<br>(隔月)  | オセアニア            |               |       |                  |    |
| 公債                       |              | 中南米              |               |       |                  |    |
| 社債                       |              | アフリカ             |               |       |                  |    |
| その他債券                    | 年12回<br>(毎月) | 中近東(中東)          |               |       | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし |
| クレジット属性                  | 日々           | エマージング           |               |       |                  |    |
| 不動産投信                    |              |                  |               |       |                  |    |
| その他資産<br>(投資信託証券(株式/債券)) | その他          |                  |               |       |                  |    |
| 資産複合                     |              |                  |               |       |                  |    |
| 資産配分固定型                  |              |                  |               |       |                  |    |
| 資産配分変更型                  |              |                  |               |       |                  |    |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。

収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資

信託証券へ投資することにより、海外の株式や債券を主要投資対象とするためです。

- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・エマージングとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・アロケーション・ファンドF」属性区分表

| 投資対象資産                   | 決算頻度        | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
|--------------------------|-------------|------------------|---------------|-------|
| 株式                       | 年1回         | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリーファン<br>ド | あり    |
| 一般                       | 年2回         | 日本<br>北米         |               |       |
| 大型株                      |             |                  |               |       |
| 中小型株                     |             |                  |               |       |
| 債券                       | 年4回         | 欧州               |               |       |
| 一般                       | 年6回<br>(隔月) | アジア              |               |       |
| 公債                       |             | オセアニア            |               |       |
| 社債                       |             | 中南米              |               |       |
| その他債券                    |             | 年12回<br>(毎月)     |               |       |
| クレジット属性                  |             | 中近東(中東)          |               |       |
| 不動産投信                    | 日々          | エマージング           |               |       |
| その他資産<br>(投資信託証券(株式/債券)) |             |                  |               |       |
| 資産複合                     | その他         |                  |               |       |
| 資産配分固定型                  |             |                  |               |       |
| 資産配分変更型                  |             |                  |               |       |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

す。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。  
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式や債券を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」属性区分表

| 投資対象資産  | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態             | 為替ヘッジ |
|---------|--------------|------------------|------------------|-------|
| 株式      | 年1回          | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリーファン<br>ド    | あり    |
| 一般      | 年2回          | 日本               |                  |       |
| 大型株     |              |                  |                  |       |
| 中小型株    |              |                  |                  |       |
| 債券      | 年4回          | 欧州               |                  |       |
| 一般      | 年6回<br>(隔月)  | アジア              |                  |       |
| 公債      |              | オセアニア            |                  |       |
| 社債      |              | 中南米              |                  |       |
| その他債券   | 年12回<br>(毎月) | アフリカ             | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし    |
| クレジット属性 |              | 中近東(中東)          |                  |       |
| 不動産投信   | 日々           | エマージング           |                  |       |

|                       |     |  |  |  |
|-----------------------|-----|--|--|--|
| その他資産<br>(投資信託証券(債券)) |     |  |  |  |
| 資産複合                  | その他 |  |  |  |
| 資産配分固定型               |     |  |  |  |
| 資産配分変更型               |     |  |  |  |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp/](http://www.toushin.or.jp/)）をご覧ください。

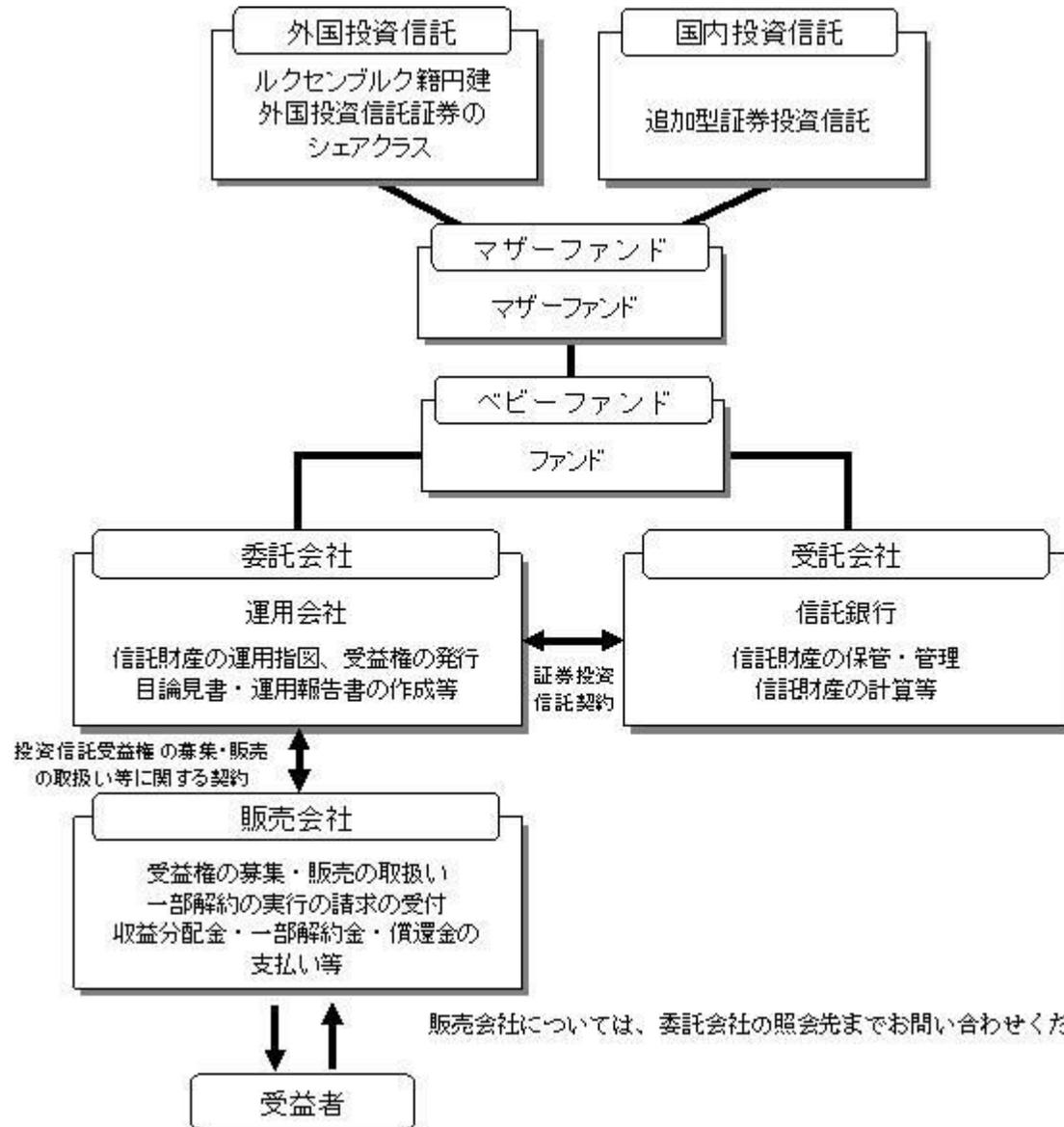
- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。  
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の債券を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

## （2）【ファンドの沿革】

2023年8月18日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始（予定）

## （3）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ルクセンブルク籍円建外国投資信託証  
券(上段)

追加型証券投資信託(下段)

運用会社

信託銀行

ファンド

マザーファンド

|                       |   |   |  |
|-----------------------|---|---|--|
| 三菱UFJ信託<br>銀行株式会<br>社 | 「ニューワールド・ファン<br>ドF」                           | 「ニューワールド・マザー<br>ファンド(為替ヘッジなし)」                  | 「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラ<br>スC)」<br>「日本短期債券ファンド」                  |
| 三井住友信<br>託銀行株式<br>会社  | 「ニューエコノミー・ファン<br>ドF」                          | 「ニューエコノミー・マザー<br>ファンド」                          | 「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラ<br>スC)」<br>「日本短期債券ファンド」                 |
| みずほ信託<br>銀行株式会<br>社   | 「ワールド・グロース・ア<br>ンド・インカム・ファン<br>ドF」            | 「ワールド・グロース・アン<br>ド・インカム・マザーファン<br>ド」            | 「ワールド・グロース・アンド・インカム(L<br>UX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」            |
| みずほ信託<br>銀行株式会<br>社   | 「AMCAPファンドF」                                  | 「AMCAPマザーファンド」                                  | 「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」                         |
| みずほ信託<br>銀行株式会<br>社   | 「アメリカン・バランス・<br>ファンドF(限定為替ヘッ<br>ジ)」           | 「アメリカン・バランス・マ<br>ザーファンド(限定為替<br>ヘッジ)」           | 「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)<br>(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」          |
| みずほ信託<br>銀行株式会<br>社   | 「インカム・ビルダー・ファ<br>ンドF(米ドル売り円買<br>い)」           | 「インカム・ビルダー・マ<br>ザーファンド(米ドル売り<br>円買い)」           | 「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)<br>(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」          |
| みずほ信託<br>銀行株式会<br>社   | 「グローバル投資適格社<br>債ファンドF(米ドル売り<br>円買い)」          | 「グローバル投資適格社<br>債マザーファンド(米ドル<br>売り円買い)」          | 「グローバル・コーポレート・ボンド・ファ<br>ンド(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」    |
| みずほ信託<br>銀行株式会<br>社   | 「グローバル・トータル・<br>リターン・ボンド・ファン<br>ドF(米ドル売り円買い)」 | 「グローバル・トータル・リ<br>ターン・ボンド・マザーファ<br>ンド(米ドル売り円買い)」 | 「グローバル・トータル・リターン・ボン<br>ド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」 |
| 三菱UFJ信託<br>銀行株式会<br>社 | 「世界株式ファンドF(限<br>定為替ヘッジ)」                      | 「世界株式マザーファンド<br>(限定為替ヘッジ)」                      | 「ニューパースペクティブ・ファンド(LU<br>X)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」         |

キャピタル・インターナショナル株

|      |               |                       |                                  |  |
|------|---------------|-----------------------|----------------------------------|--|
| 株式会社 | みずほ信託銀行株式会社   | 「世界配当成長ファンド(限定為替ヘッジ)」 | 「世界配当成長マザーファンド(限定為替ヘッジ)」         | 「ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」<br>「日本短期債券ファンド」        |
|      | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」 | 「エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)」 | 「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」<br>「日本短期債券ファンド」 |
|      | みずほ信託銀行株式会社   | 「グローバル・アロケーション・ファンドF」 | 「グローバル・アロケーション・マザーファンド」          | 「グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」            |
|      | みずほ信託銀行株式会社   | 「グローバル・ボンド・ファンドF」     | 「グローバル・ボンド・マザーファンド」              | 「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」                |
|      | みずほ信託銀行株式会社   | 「グローバル中期債券ファンドF」      | 「グローバル中期債券マザーファンド」               | 「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」     |
|      | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」 | 「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)」 | 「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)」<br>「日本短期債券ファンド」       |

受託会社の三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。また、三井住友信託銀行株式会社およびみずほ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

## ファンドに関する契約の概要

### a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

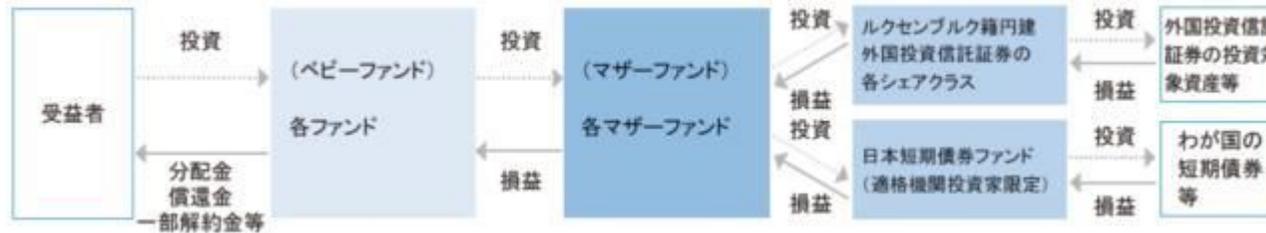
### b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等に

ついて規定しています。

#### ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、各マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2023年7月31日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

| ベビーファンド                     | マザーファンド                       | マザーファンドに投資を行なう<br>その他のベビーファンド                   |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 「ニューワールド・ファンドF」             | 「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」    | キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）<br>2017年6月27日設定 |
| 「ニューエコノミー・ファンドF」            | 「ニューエコノミー・マザーファンド」            | キャピタル・ニューエコノミー・ファンドNF<br>2021年10月15日設定          |
| 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」  | 「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」  | ありません。  |
| 「AMCAPファンドF」                | 「AMCAPマザーファンド」                | ありません。  |
| 「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」 | 「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」 | ありません。  |
| 「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」 | 「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」 | ありません。  |

|                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」          | 「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」          | ありません。  |
| 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」 | 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」 | ありません。  |
| 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」                  | 「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」                  | キャピタル世界株式ファンドNF（限定為替ヘッジ）<br>2018年8月21日設定<br>キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）<br>2018年11月15日設定                                       |
| 「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」                | 「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」                | ありません。  |
| 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」                 | 「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」        | キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）<br>2013年9月26日設定<br>キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）<br>2013年9月26日設定 |
| 「グローバル・アロケーション・ファンドF」                 | 「グローバル・アロケーション・マザーファンド」                 | ありません。  |
| 「グローバル・ボンド・ファンドF」                     | 「グローバル・ボンド・マザーファンド」                     | ありません。  |
| 「グローバル中期債ファンドF」                       | 「グローバル中期債マザーファンド」                       | ありません。  |
| 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」                 | 「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」        | キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドBコース（成長型／為替ヘッジなし）<br>2022年12月15日設定  |

## 委託会社の概況（2023年5月31日現在）

- a. 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- b. 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- c. 資本金の額：4億5,000万円

## d. 沿革

1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立

1987年3月 証券投資顧問業者登録

1987年9月 投資一任業務認可取得

2006年2月 投資信託委託業務認可取得

2007年9月 金融商品取引業登録

2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店  
における事業譲受

## e. 大株主の状況

株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク

住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市

所有株式数：56,400株

所有比率：100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

## 銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

## 運用方法

## a) 投資対象

マザーファンドを主要投資対象とします。

## b) 投資態度

「ニューワールド・ファンドF」

「ニューエコノミー・ファンドF」

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」

「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」

「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「AMCAPファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式、債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル・アロケーション・ファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル・ボンド・ファンドF」

「グローバル中期債ファンドF」

「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、リスク低

減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

先進国に分類される発行体であっても、その資産若しくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

## （２）【投資対象】

「ニューワールド・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し

条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるもの  
とします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第  
2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを  
指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、  
委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用  
することの指図ができます。

#### 「ニューエコノミー・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三井住友  
信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ニューエコノミー・マザーファン  
ド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなさ  
れる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資する  
ことを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するも  
の
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と  
社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとし、

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、）の種類は、次に掲げるものとし、

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と

社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「AMCAPファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとしします。）の種類は、次に掲げるものとしします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「AMCAPマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとしします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するも

の

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定に

より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信

託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとし、

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、）の種類は、次に掲げるものとし、

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## 運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとし、

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」

## 投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、）の種類は、次に掲げるものとし、

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

## b. 次の特定資産以外の資産

## イ. 為替手形

## 運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」

## 投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

## イ. 有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとし、

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・アロケーション・ファンドF」

## 投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## 運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・アロケーション・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「グローバル・ボンド・ファンドF」

## 投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

## 運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・ボンド・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、

委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「グローバル中期債ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル中期債マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

#### 4. 手形割引市場において売買される手形

- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

##### 投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

- b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

##### 運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### <参考情報1> マザーファンドの投資方針等

##### 「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

###### （1）投資方針

主として投資信託証券（「ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

###### （2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

###### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

###### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「ニューエコノミー・マザーファンド」

### （1）投資方針

主として投資信託証券（「ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

### （2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」

### (1) 投資方針

主として投資信託証券（「ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式を主な投資対象とする「ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

### (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ.為替手形

## 運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「AMCAPマザーファンド」

## (1) 投資方針

主として投資信託証券（「AMCAPファンド（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、米国の株式を主な投資対象とする「AMCAPファンド（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

## (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

(1)投資方針

主として投資信託証券（「アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、米国の株式、債券を主な投資対象とする「アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

## （２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

### a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」

### （１）投資方針

主として投資信託証券（「キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行いません。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式、債券を主な投資対象とする「キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

### （２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

#### b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１.の証券または証書の性質を有するもの

３.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」

### （1）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

### （2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」

（1）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

### (1) 投資方針

主として投資信託証券（「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

### (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形

## 八. 金銭債権

### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

#### 運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### 「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

#### (1) 投資方針

主として投資信託証券（「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式を主な投資対象とする「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

## （２）投資対象

### 投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

### 運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

## (1) 投資方針

主として投資信託証券（「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行いません。

投資信託証券の投資割合は、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」を高位に維持することを基本とします。

## (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

## b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

## a. 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
4. 投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券
5. 投信法に規定する投資証券または外国投資証券
6. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの

## b. 金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記a. 1.から7.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

## 3．コール・ローン

## 4．手形割引市場において売買される手形

## 「グローバル・アロケーション・マザーファンド」

## (1) 投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式、債券を主な投資対象とする「グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

## (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

## b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．の証券または証書の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「グローバル・ボンド・マザーファンド」

### (1) 投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行いません。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

### (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「グローバル中期債マザーファンド」

### （1）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

### （2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定に

より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## 「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」

### (1) 投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券等を主な投資対象とする「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

### (2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形

## 八. 金銭債権

### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

#### 運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### < 参考情報 2 > 投資対象ファンドの概要等

以下の各ファンドの概要は、2023年5月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

また、「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンドである「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」につきましては、次の変更が予定されてい

ます。

「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンドについて

キャピタル・グループは、欧州における金融商品情報開示規制等を踏まえ、欧州アジア地域を中心に提供する運用サービスの見直しを、順次実施しております。これを受け、ファンドが実質的に主要投資対象とする「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」は、2023年12月未までに欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合ファンドになる予定ですが、ファンドの一部を分割し、引き続き「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」という名称のファンドで、同一の運用を継続いたします。

なお、当該主要投資対象ファンドの変更は、同一の運用を維持するためのもので、ファンド変更およびこれに伴うファンド名称の変更の他に特段の変更はございません。

「ニューワールド・ファンドF」の実質投資対象ファンド

|        |  |
|--------|--|
| ファンド名  | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）   |
| 形態     | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型   |
| 信託期間   | 無期限（2016年10月28日設定）   |
| 投資対象   | 世界各国の株式を主要投資対象とします。  |
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新興国に高い比重をおく企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・新興国に高い比重をおく非投資適格格付けの債券に投資することがあります。</li> <li>・新興国市場の株式・債券の組入比率は、原則として純資産総額の35%以上とします。</li> <li>* 上記の新興国とは、キャピタル・グループが、経済面等を総合的に勘案し、新興国と判断する国です。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>・デリバティブ取引を行なう場合があります。</li> <li>・ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合があります。</li> </ul>  |
| 分配方針   | 分配を行ないません。   |
| 決算日    | 毎年12月31日   |
| 運用報酬   | 委託会社報酬中から支弁します。  |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 投資顧問会社                      | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 「ニューエコノミー・ファンドF」の実質投資対象ファンド |   |
| ファンド名                       | キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）   |
| 形態等                         | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型 / 欧州の持続可能性に関する開示規則 8 条適合   |
| 信託期間                        | 無期限（2019年11月7日設定）   |
| 投資対象                        | 世界各国の株式を主要投資対象とします。   |
| 投資態度                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・純資産総額の10%を超えての借入れは、行ないません。</li> </ul>   |
| 分配方針                        | 分配を行ないません。  |
| 決算日                         | 毎年12月31日  |
| 運用報酬                        | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社                      | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」の実質投資対象ファンド

|        |  |
|--------|--|
| ファンド名  | キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）   |
| 形態     | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型   |
| 信託期間   | 無期限（2019年9月27日設定）  |
| 投資対象   | 世界各国の株式を主要投資対象とします。  |
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式で配当が見込まれる銘柄を中心に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>                             |
| 分配方針   | 分配を行いません。  |
| 決算日    | 毎年12月31日   |
| 運用報酬   | 委託会社報酬中から支弁します。  |
| 投資顧問会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー  |

#### 「AMCAPファンドF」の実質投資対象ファンド

|       |   |
|-------|---|
| ファンド名 | キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスC）   |
| 形態    | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間  | 無期限（2017年6月16日設定）   |
| 投資対象  | 米国の金融商品取引所に上場している企業の株式を主要投資対象とします。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれません。 |

|        |  |
|--------|--|
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>                    |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国以外の株式等への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> </ul> |
| 分配方針   | 分配を行ないません。   |
| 決算日    | 毎年12月31日   |
| 運用報酬   | 委託会社報酬中から支弁します。  |
| 投資顧問会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー  |

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド

|       |  |
|-------|--|
| ファンド名 | キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）   |
| 形態    | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型   |
| 信託期間  | 無期限（2021年7月27日設定）  |
| 投資対象  | 米国の金融商品取引所に上場している企業の株式および米国における投資適格債を主要投資対象とします。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。 |

|  |   |
|--|---|
| 投資態度                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式および米国における投資適格債に幅広く投資し、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>                                       |
| 主な投資制限                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は、原則として純資産総額の50%以上とします。</li> <li>・投資適格格付け*債券への投資は、原則として純資産総額の25%以上とします。</li> </ul> <p>*複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国以外の有価証券への投資は、原則として純資産総額の20%以下とします。</li> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> </ul> |
| 分配方針                                   | 分配を行ないません。  |
| 決算日                                    | 毎年12月31日  |
| 運用報酬                                   | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社                                 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」の実質投資対象ファンド |   |
| ファンド名                                  | キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）  |
| 形態                                     | ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型  |
| 信託期間                                   | 無期限（2018年9月21日設定）   |
| 投資対象                                   | 世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。  |

|        |   |
|--------|---|
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてインカム資産の世界各国の株式、債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>       |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インカム資産への投資は、原則として純資産総額の90%以上とします。</li> <li>・主として株式に投資します。</li> <li>・原則として、米国以外のインカム資産への投資は、純資産総額の50%以下とします。</li> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> </ul> |
| 分配方針   | 分配を行ないません。  |
| 決算日    | 毎年12月31日  |
| 運用報酬   | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」の実質投資対象ファンド

|       |   |
|-------|---|
| ファンド名 | キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）  |
| 形態    | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間  | 無期限（2018年2月13日設定）   |
| 投資対象  | <p>世界各国の投資適格格付け<sup>*</sup>の社債を主要投資対象とします。</p> <p>* 複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の投資適格格付けの社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。</li> <li>・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資適格格付け社債の組入比率は、原則として純資産総額の80%以上とします。</li> <li>・組入社債の格付けが非投資適格格付けになった場合には、当該社債を3ヶ月以内に売付けます。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。</li> </ul>     |
| 分配方針   | 分配を行ないません。  |
| 決算日  | 毎年12月31日  |
| 運用報酬   | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社   | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 副投資顧問会社  | キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル  |
| 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」の実質投資対象ファンド |   |
| ファンド名  | キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）   |
| 形態   | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間   | 無期限（2020年9月17日設定）   |
| 投資対象   | <p>世界各国の投資適格格付け<sup>*</sup>の公社債を主要投資対象とします。</p> <p>* 複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</p>  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 投資態度                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>   |
| 主な投資制限                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資適格格付け公社債への投資は、原則として純資産総額の50%以上とします。</li> <li>・組入公社債の格付けが非投資適格格付けになった場合のディストレス証券への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・株式および転換社債への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。</li> </ul> |
| 分配方針                            | 分配を行ないません。  |
| 決算日                             | 毎年12月31日  |
| 運用報酬                            | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社                          | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 副投資顧問会社                         | キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル  |
| 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド |   |
| ファンド名                           | キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）   |
| 形態                              | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間                            | 無期限（2015年10月30日設定）  |
| 投資対象                            | 世界各国の株式を主要投資対象とします。   |

|        |   |
|--------|---|
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・純資産総額の10%を超えての借入れは、行ないません。</li> </ul>                                 |
| 分配方針   | 分配を行ないません。  |
| 決算日    | 毎年12月31日  |
| 運用報酬   | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |

「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド

|       |  |
|-------|--|
| ファンド名 | キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY） |
| 形態    | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型               |
| 信託期間  | 無期限（2013年8月6日設定）                             |
| 投資対象  | 世界各国の株式を主要投資対象とします。                          |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 投資態度                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・銘柄選定にあたっては、配当の持続性に加え配当の成長性に着目します。</li> <li>・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> </ul>   |
| 分配方針                             | 分配を行ないません。  |
| 決算日                              | 毎年12月31日  |
| 運用報酬                             | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社                           | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」の実質投資対象ファンド |   |
| ファンド名                            | キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC dm）  |
| 形態                               | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間                             | 無期限（2008年2月1日設定）  |
| 投資対象                             | <p>エマージング市場<sup>*</sup>の株式、債券を主要投資対象とします。</p> <p><sup>*</sup>先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。</p>  |
| 投資態度                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてエマージング市場の株式、債券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>   |

|         |   |
|---------|---|
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。</li> </ul> |
| 分配方針    | 取締役会が、配当金を分配するよう推奨します。  |
| 決算日     | 毎年12月31日  |
| 運用報酬    | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社  | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 副投資顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル  |

「グローバル・アロケーション・ファンドF」の実質投資対象ファンド

|        |   |
|--------|---|
| ファンド名  | キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）  |
| 形態     | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間   | 無期限（2014年1月31日設定）   |
| 投資対象   | 世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。  |
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式および債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>  |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の組入比率は、原則として純資産総額の45%以上とします。</li> <li>・投資適格格付け*債券の組入比率は、原則として純資産総額の25%以上とします。</li> <li>*複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。</li> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> </ul> |
| 分配方針   | 分配を行ないません。  |
| 決算日    | 毎年12月31日  |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 運用報酬                         | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社                       | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 「グローバル・ボンド・ファンドF」の実質投資対象ファンド |   |
| ファンド名                        | キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）  |
| 形態                           | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型  |
| 信託期間                         | 無期限（1998年4月3日設定*）<br>*キャピタル・インターナショナル・グローバル・ボンド・ファンドの設定日です。<br>同ファンドは、2002年9月6日に本ファンドに併合されました。  |
| 投資対象                         | 世界各国の投資適格格付け <sup>*</sup> の公社債を主要投資対象とします。<br>*複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。  |
| 投資態度                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>  |
| 主な投資制限                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>組入公社債の格付けが非投資適格格付けになった場合には、当該公社債を6ヶ月以内に売付けます。</li> <li>同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。</li> </ul> |
| 分配方針                         | 分配を行ないません。  |
| 決算日                          | 毎年12月31日  |
| 運用報酬                         | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社                       | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 副投資顧問会社                      | キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル  |

「グローバル中期債ファンドF」の実質投資対象ファンド

|         |  |
|---------|--|
| ファンド名   | キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）  |
| 形態      | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型   |
| 信託期間    | 無期限（2016年10月13日設定）   |
| 投資対象    | 世界各国の投資適格格付け <sup>*</sup> の中期債を主要投資対象とします。<br>* 複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。  |
| 投資態度    | <ul style="list-style-type: none"> <li>主として世界各国の投資適格格付けの中期債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。</li> <li>市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>                                |
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>組入債券の格付けが非投資適格格付けになった場合には、当該債券を6ヶ月以内に売付けます。</li> <li>同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>デリバティブ取引を行なう場合があります。</li> </ul> |
| 分配方針    | 分配を行ないません。   |
| 決算日     | 毎年12月31日   |
| 運用報酬    | 委託会社報酬中から支弁します。  |
| 投資顧問会社  | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー  |
| 副投資顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル   |

「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」の実質投資対象ファンド

|       |   |
|-------|---|
| ファンド名 | キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）         |
| 形態等   | ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型 / 欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合 |

|         |   |
|---------|---|
| 信託期間    | 無期限（1999年5月7日設定*）<br>*キャピタル・インターナショナル・グローバル・ハイ・イールド・ファンドの設定日です。同ファンドは、2002年9月6日に本ファンドに併合されました。  |
| 投資対象    | 世界各国の非投資適格格付け*の社債およびエマージング債券を主要投資対象とします。<br>*複数の格付けが付与されている場合は、低い方の格付けを基準とします。  |
| 投資態度    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の非投資適格格付けの社債およびエマージング債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>  |
| 主な投資制限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。</li> <li>・原則として非投資適格格付けの社債およびエマージング債券以外への投資は、純資産総額の50%以下とします。</li> <li>・原則としてハイブリッド証券（株式もしくは優先株への転換条件が付与された転換社債等）、株式等への投資は、純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。</li> </ul> |
| 分配方針    | 分配を行ないません。  |
| 決算日     | 毎年12月31日  |
| 運用報酬    | 委託会社報酬中から支弁します。   |
| 投資顧問会社  | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   |
| 副投資顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル  |

## 各ファンドの実質投資対象ファンド

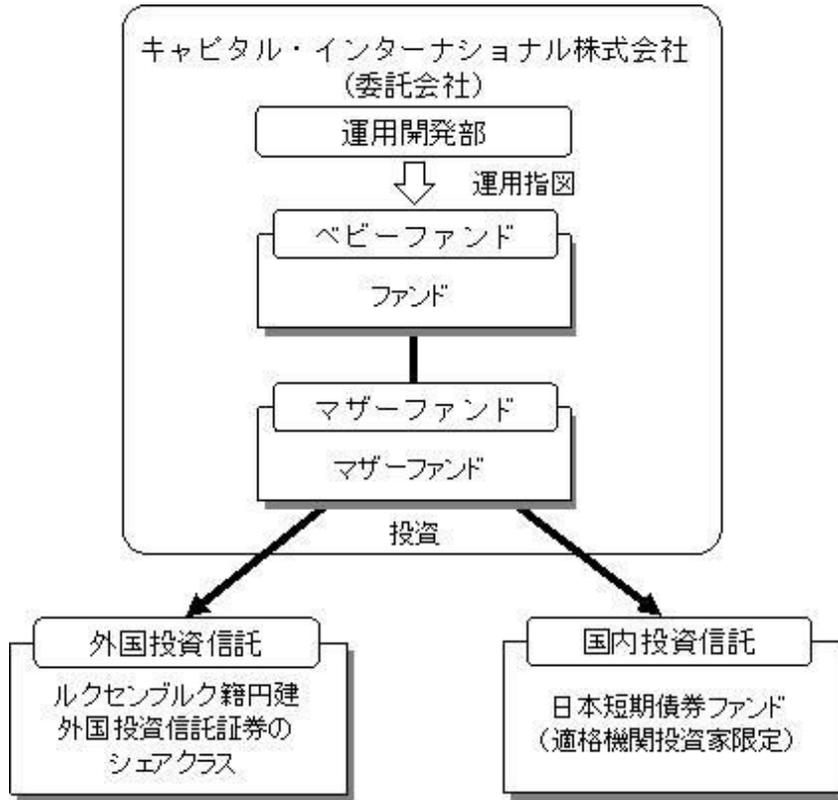
|       |                       |
|-------|-----------------------|
| ファンド名 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定) |
| 形態    | 追加型証券投資信託 / 契約型       |
| 信託期間  | 無期限（2007年9月26日設定）     |

|        |  |
|--------|--|
| 投資対象   | 日本短期債券マザーファンドを主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。  |
| 投資態度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本短期債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。</li> <li>・NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。</li> </ul> <p>* NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&amp;コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）に帰属しております。また、NFRCは、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本短期債券マザーファンドの組入比率は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資は、行ないません。</li> <li>・有価証券先物取引等を行なうことができます。</li> <li>・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。</li> </ul>  |
| 分配方針   | 経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。  |
| 決算日    | 毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 信託報酬   | 純資産総額に対しての年率0.13%（税抜）<br>配分（年率/税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%   |
| 委託会社   | 三菱UFJ国際投信株式会社  |
| 受託銀行   | 三菱UFJ信託銀行株式会社  |

### （３）【運用体制】

#### 運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用開発部が統括しており、ファンドへの投資対象ファンドの組入方針およびファンドの分配方針等を決定する体制としております。



#### 内部管理体制

内部管理体制につきましては、ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

#### （参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2023年5月31日現在）

運用開発部（5名）／法務コンプライアンス部（3名）／オペレーション部（8名）

（ ）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

#### <参考情報>

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

1. 「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」「グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)」の運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。

「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)」の運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エルが行ないます。

上記投資対象ファンドを運用するキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

#### 投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

#### 運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア(思考)の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構

成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

## ２．「日本短期債券ファンド」

運用は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略・管理委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行ない、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図る他、運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果がファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行なわれます。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果は商品企画委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

上記は2023年5月31日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

## （４）【分配方針】

### 収益分配方針

毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）

等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

- b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の交付

- a. 一般コース<sup>\*1</sup>  
収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
- b. 自動けいぞく投資コース<sup>\*1</sup>

収益分配金は、自動けいぞく投資契約<sup>\*2</sup>（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

\*1 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

\*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

## （５）【投資制限】

### 各ファンド共通

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

- ・公社債の借入（約款第20条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

- ・資金の借入れ（約款第27条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内

2．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金 が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <参考情報> マザーファンドの投資制限等

##### 各マザーファンド共通

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・公社債の借入

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記 の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記 の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、(2)投資対象「<参考情報2>投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

### 3【投資リスク】

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等

に投資します。このため、ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因

ファンドの主要なリスクは次のとおりです。各ファンドの主要なリスクの内容は、後記をご確認ください。

|                                       | 価格変動リスク | 為替変動リスク | 金利変動リスク | 信用リスク | デリバティブに関するリスク | 流動性リスク | カンントリーリスク |
|---------------------------------------|---------|---------|---------|-------|---------------|--------|-----------|
| 「ニューワールド・ファンドF」                       |         |         |         |       |               |        |           |
| 「ニューエコノミー・ファンドF」                      |         |         |         |       |               |        |           |
| 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」            |         |         |         |       |               |        |           |
| 「AMCAPファンドF」                          |         |         |         |       |               |        |           |
| 「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」           |         |         |         |       |               |        |           |
| 「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」           |         |         |         |       |               |        |           |
| 「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」          |         |         |         |       |               |        |           |
| 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」 |         |         |         |       |               |        |           |
| 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」                  |         |         |         |       |               |        |           |
| 「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」                |         |         |         |       |               |        |           |
| 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」                 |         |         |         |       |               |        |           |

---

「グローバル・アロケーション・  
ファンドF」

---

「グローバル・ボンド・ファンド  
F」

---

「グローバル中期債ファンドF」

---

「グローバル・ハイインカム債券  
ファンドF」

---

#### 価格変動リスク

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAP  
ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッ  
ジ）」

ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や  
信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落  
した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「ニューワールド・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や  
債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務  
不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合  
には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券  
については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債務不履行等が生じるリ  
スクが高いと想定されます。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売  
り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や  
債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務  
不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合  
には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グ  
ローバル中期債ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している債券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している債券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債務不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

#### 為替変動リスク

「ニューワールド・ファンドF」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAPファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」  
「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券（クラスCh-JPY）は、原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行いません。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、

円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。)がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券（クラスCh-JPY）は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て資産については、為替変動の影響は低減されます（ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。）が、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

#### 金利変動リスク

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

「ニューワールド・ファンドF」「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要

因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAP  
ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘ  
ッジ）」

ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

#### 信用リスク

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAP  
ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘ  
ッジ）」

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

「ニューワールド・ファンドF」「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・  
ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバ  
ル・アロケーション・ファンドF」

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボン  
ド・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファン  
ドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

#### デリバティブに関するリスク

「ニューワールド・ファンドF」「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・  
ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買

い)」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、デリバティブとよばれる金融派生商品を売買することがあります。当該商品の取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含まれます。）等の影響により、予め定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

#### 流動性リスク

##### 各ファンド共通

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

#### カントリーリスク

##### 各ファンド共通

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

##### ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が50億口または純資産総額が50億円を下回るようになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

##### お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

#### 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないませんが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることとなります。

#### 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

#### 流動性リスクに関する留意点

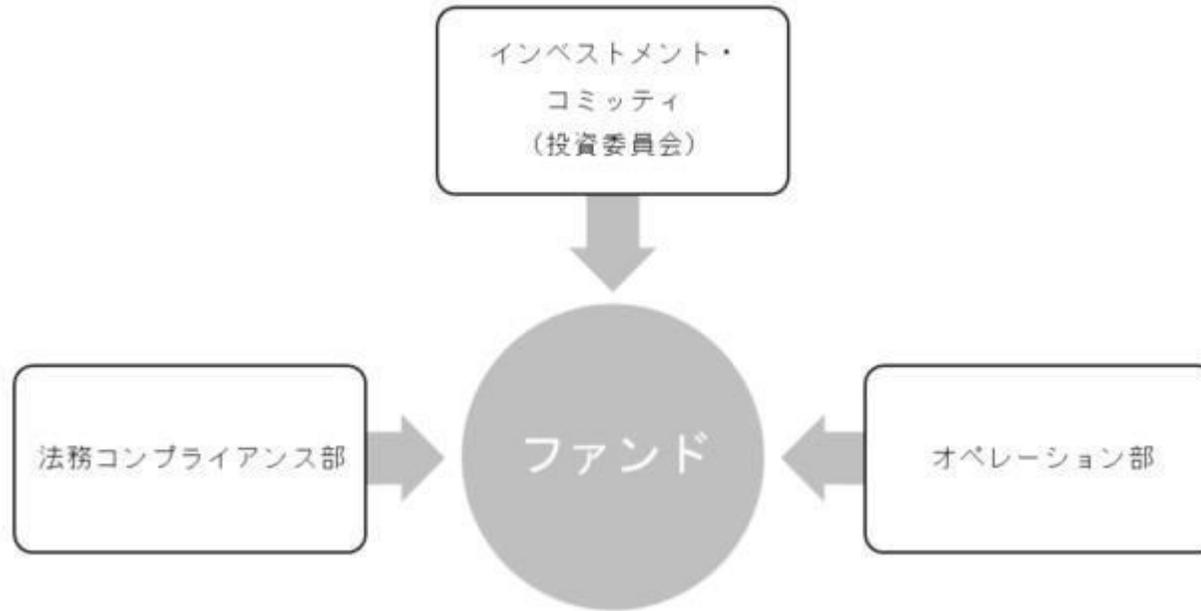
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

#### 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

#### < リスク管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。



|                           |  |
|---------------------------|--|
| インベストメント・コミッティ<br>(投資委員会) | ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。  |
| 法務コンプライアンス部               | 投資制限等の遵守状況や組入資産の流動性リスクを含む運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリング等を行ない、管理徹底を図っております。なお、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、取締役会等が監督します。 |
| オペレーション部                  | 運用開発部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。   |

#### <参考情報> 投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

##### 1. キャピタル・グループのリスク管理体制

###### (1) ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティ（投資委員会）を定期的開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘

柄の検証を行ないます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

(2) リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3) カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

<コンプライアンス>

運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

2. 三菱UFJ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱UFJ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行ない、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証等を行ないます。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

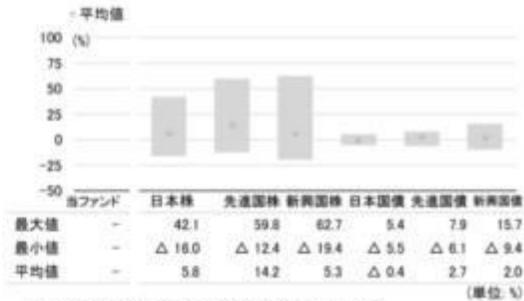
上記は2023年5月31日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

## リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
キャピタル・ニューワールド・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

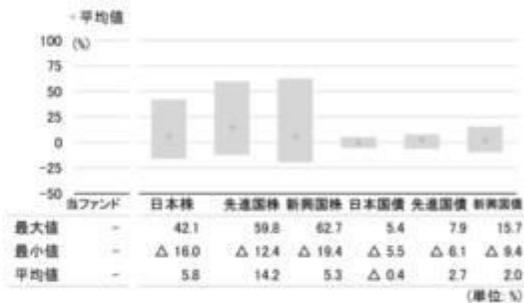


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日に行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

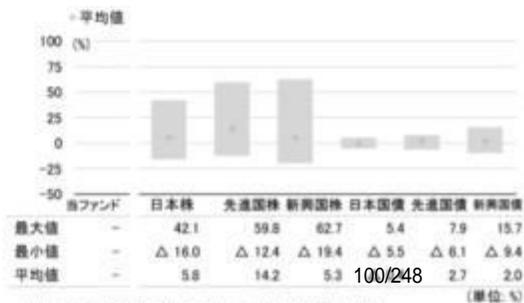


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日に行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

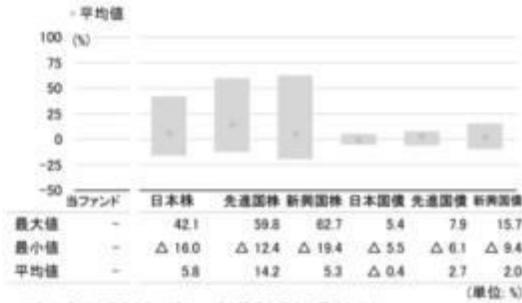


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
キャピタル・AMCAPファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

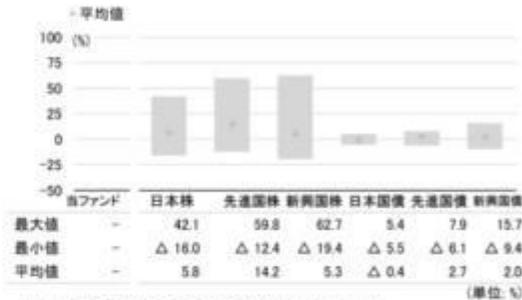


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日に行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

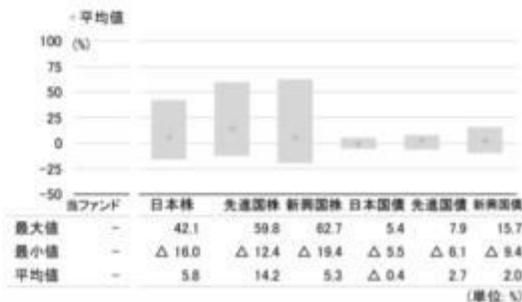


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日に行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

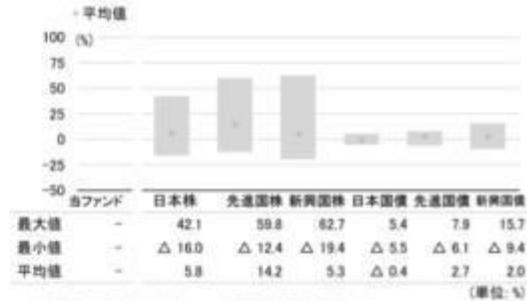


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日に行なう予定です。このため

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)  
当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

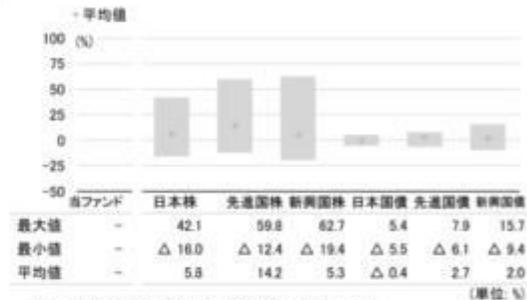


(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年6月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(米ドル売り円買い)  
当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

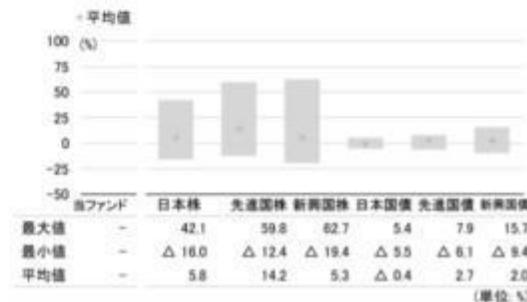


(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年6月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)  
当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

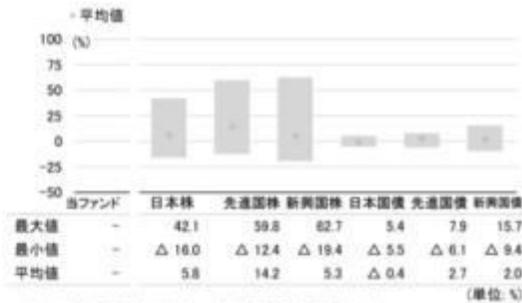


(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年6月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
(注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**  
**キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)**

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
 このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

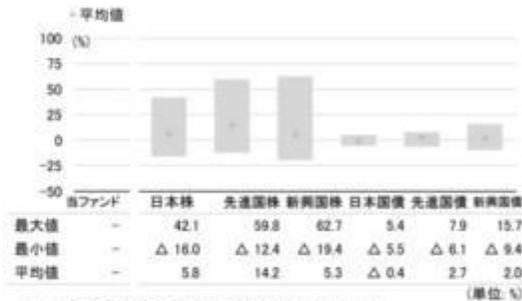


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 (注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**  
**キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF**

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
 このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

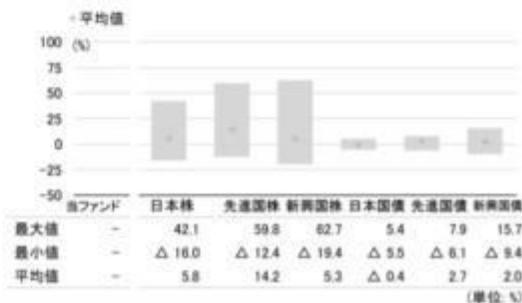


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 (注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**  
**キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF**

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
 このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

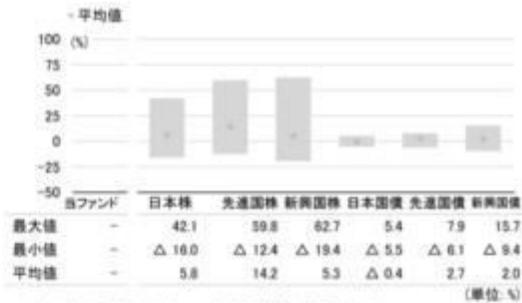


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年8月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 (注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**  
**キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF**

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
 このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

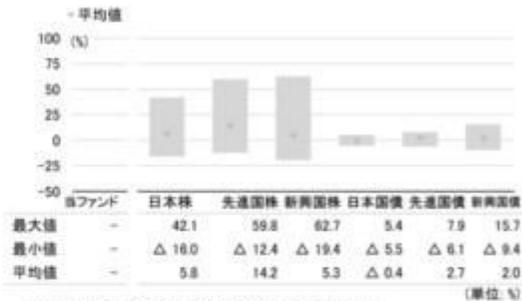


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年6月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 (注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**  
**キャピタル・グローバル・中期債ファンドF**

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
 このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

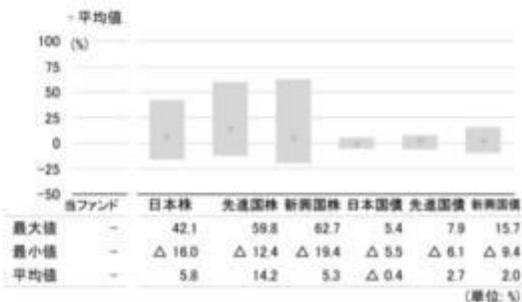


- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年6月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 (注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため2023年7月31日現在、該当事項はありません。

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**  
**キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF**

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。  
 このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2018年6月から2023年5月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 (注3) ファンドの騰落率は、2023年8月18日から行なう予定です。このため

#### <各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はJPXが有しています。なお、ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、JPXは、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRIC」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRICに帰属します。なお、NFRICは、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。

- ・ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

### (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

- ・ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

|                              |  |  |   |  |
|------------------------------|--|--|---|--|
|                              | <p>「ニューワールド・ファンドF」</p> <p>「エマージング・ストラテジー・ファンドF」</p> <p>* 後記の「その他の費用・手数料」においてAグループと表示</p> | <p>「ニューエコノミー・ファンドF」</p> <p>「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」</p> <p>「AMCAPファンドF」</p> <p>「アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)」</p> <p>「インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)」</p> <p>「世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)」</p> <p>「世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)」</p> <p>「グローバル・アロケーション・ファンドF」</p> <p>「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」</p> <p>* 後記の「その他の費用・手数料」においてBグループと表示</p> | <p>「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(米ドル売り円買い)」</p> <p>* 後記の「その他の費用・手数料」においてCグループと表示</p> | <p>「グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)」</p> <p>「グローバル・ボンド・ファンドF」</p> <p>「グローバル中期債ファンドF」</p> <p>* 後記の「その他の費用・手数料」においてDグループと表示</p> |
| 信託報酬                         | 年率0.715%<br>(税抜0.65%)  | 年率0.6105%<br>(税抜0.555%)  | 年率0.4565%<br>(税抜0.415%)   | 年率0.363%<br>(税抜0.33%)  |
| 委託会社への配分<br>委託した資金の運用等の対価として | 年率0.62%(税抜)  | 年率0.525%(税抜)   | 年率0.385%(税抜)  | 年率0.30%(税抜)  |

|  |                    |                     |                     |                    |
|--|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 販売会社への配分<br>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として | 年率0.01% (税抜)       | 年率0.01% (税抜)        | 年率0.01% (税抜)        | 年率0.01% (税抜)       |
| 受託会社への配分<br>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として                  | 年率0.02% (税抜)       | 年率0.02% (税抜)        | 年率0.02% (税抜)        | 年率0.02% (税抜)       |
| 投資対象とする外国投資信託の信託報酬（*1）                                   | 年率0.00%            | 年率0.00%             | 年率0.00%             | 年率0.00%            |
| 投資対象とする国内投資信託の信託報酬（*2）                                   | 年率0.007%程度         | 年率0.007%程度          | 年率0.007%程度          | 年率0.007%程度         |
| 実質的な負担（*3）   | 年率0.722%程度<br>(税込) | 年率0.6175%程度<br>(税込) | 年率0.4635%程度<br>(税込) | 年率0.370%程度<br>(税込) |

（\*1）外国投資信託証券の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（4）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用が別途かかります。

（\*2）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

（\*3）ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

#### （4）【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
- 2．信託財産に関する法定開示のための監査費用
- 3．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
- 4．投資対象ファンドにかかる費用  
有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等  
投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

上記1．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

上記2．および3．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記2．および3．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。

上記4．に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

上記4．に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異なる範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して以下の比率を超えないものとします。

| 投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用 | 投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、 | 前記のAグループの外国投資信託については | 前記のBグループの外国投資信託については | 前記のCグループの外国投資信託については | 前記のDグループの外国投資信託については |
|------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                        |                              | 上限年率0.15%            | 上限年率0.15%            | 上限年率0.10%            | 上限年率0.10%            |

ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者がファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2023年5月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意く

ださい。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

| 課税対象                 | 税率等   |
|----------------------|---|
| 収益分配金のうちの<br>普通分配金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。</li> <li>[2014年1月1日から2037年12月31日まで]</li> <li>20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）</li> <li>[2038年1月1日から]</li> <li>20%（所得税15%、地方税5%）</li> <li>・ 受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。</li> </ul> |
| 一部解約および償還等による<br>譲渡益 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。</li> <li>[2014年1月1日から2037年12月31日まで]</li> <li>20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）</li> <li>[2038年1月1日から]</li> <li>20%（所得税15%、地方税5%）</li> <li>・ 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。</li> </ul>      |

繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。 ご利用

用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 配当控除制度

ファンドは、配当控除制度は適用されません。

#### <法人受益者に対する課税>

| 課税対象                       | 税率等   |
|----------------------------|---|
| 収益分配金のうちの<br>普通分配金         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。</li> <li>[2014年1月1日から2037年12月31日まで]<br/>15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）</li> <li>[2038年1月1日から]<br/>15%（所得税15%）</li> </ul>       |
| 一部解約金および償還金のうちの<br>個別元本超過額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。</li> <li>[2014年1月1日から2037年12月31日まで]<br/>15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）</li> <li>[2038年1月1日から]<br/>15%（所得税15%）</li> </ul> |

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

#### 益金不算入制度

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

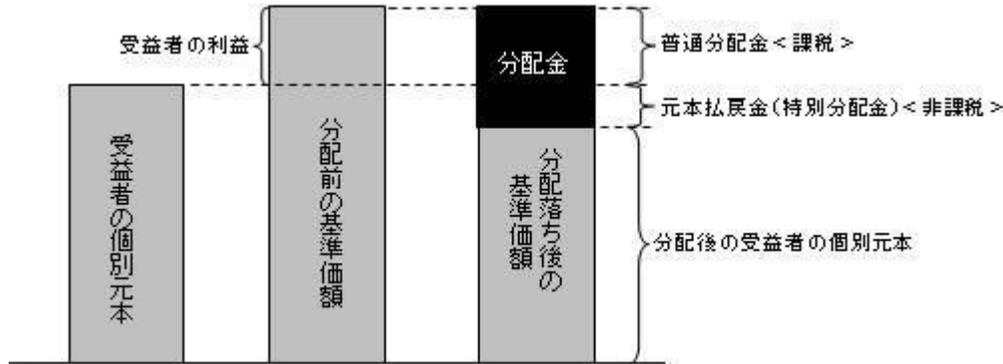
#### 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれません。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

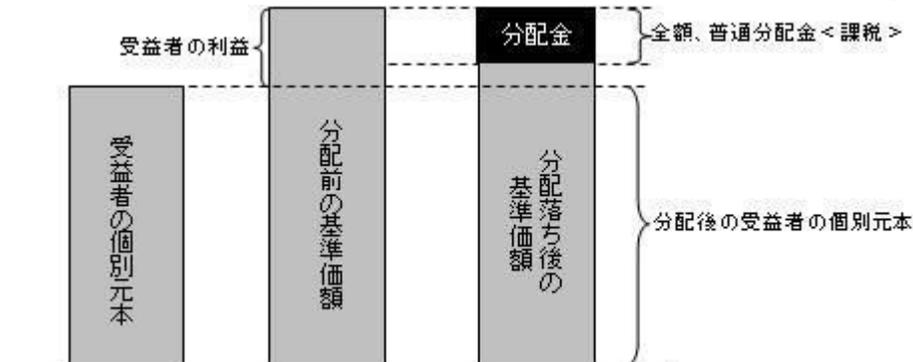
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

ファンドおよび以下マザーファンドを除くその他マザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)

2023年5月31日現在

| 資産の種類               | 国/地域    | 時価合計(円)        | 投資比率(%) |
|---------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券            | 日本      | 8,942,439      | 0.05    |
| 投資証券                | ルクセンブルク | 17,023,540,380 | 99.39   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |         | 94,998,009     | 0.55    |
| 合計(純資産総額)           |         | 17,127,480,828 | 100.00  |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

2023年5月31日現在

| 資産の種類               | 国/地域    | 時価合計(円)     | 投資比率(%) |
|---------------------|---------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券            | 日本      | 9,956       | 0.00    |
| 投資証券                | ルクセンブルク | 204,287,839 | 99.99   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |         | 0           | 0.00    |
| 合計(純資産総額)           |         | 204,297,795 | 100.00  |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

2023年5月31日現在

| 資産の種類               | 国 / 地域  | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|---------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券            | 日本      | 599,798        | 0.00    |
| 投資証券                | ルクセンブルク | 45,188,408,872 | 99.92   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |         | 34,623,268     | 0.07    |
| 合計(純資産総額)           |         | 45,223,631,938 | 100.00  |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)

2023年5月31日現在

| 資産の種類               | 国 / 地域  | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券            | 日本      | 834,584       | 0.06    |
| 投資証券                | ルクセンブルク | 1,310,282,784 | 99.84   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |         | 1,141,509     | 0.08    |
| 合計(純資産総額)           |         | 1,312,258,877 | 100.00  |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)

2023年5月31日現在

| 資産の種類               | 国 / 地域  | 時価合計（円）    | 投資比率（％） |
|---------------------|---------|------------|---------|
| 投資信託受益証券            | 日本      | 5,006      | 0.01    |
| 投資証券                | ルクセンブルク | 34,921,276 | 99.98   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |         | 965        | 0.00    |
| 合計(純資産総額)           |         | 34,927,247 | 100.00  |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)

2023年5月31日現在

| 資産の種類  | 国/地域名      | 時価合計(円)        | 投資比率<br>(%) |
|--------|------------|----------------|-------------|
| 株式     | 米国         | 14,017,697,025 | 23.49       |
|        | インド        | 7,665,897,711  | 12.84       |
|        | 中国         | 6,358,218,538  | 10.65       |
|        | フランス       | 4,205,703,968  | 7.05        |
|        | ブラジル       | 3,537,636,328  | 5.93        |
|        | デンマーク      | 1,818,885,497  | 3.05        |
|        | 香港         | 1,386,596,211  | 2.32        |
|        | オランダ       | 1,386,060,448  | 2.32        |
|        | 台湾         | 1,374,939,008  | 2.30        |
|        | 日本         | 1,371,306,940  | 2.30        |
|        | 英国         | 1,290,295,628  | 2.16        |
|        | ドイツ        | 1,026,089,454  | 1.72        |
|        | インドネシア     | 894,278,826    | 1.50        |
|        | カナダ        | 876,527,657    | 1.47        |
|        | メキシコ       | 843,350,523    | 1.41        |
|        | シンガポール     | 789,802,370    | 1.32        |
|        | 南アフリカ      | 779,741,527    | 1.31        |
|        | スイス        | 711,796,419    | 1.19        |
|        | スウェーデン     | 473,123,335    | 0.79        |
|        | ギリシャ       | 438,461,337    | 0.73        |
|        | スペイン       | 420,729,543    | 0.70        |
|        | フィリピン      | 368,684,341    | 0.62        |
|        | パナマ        | 329,985,902    | 0.55        |
|        | イタリア       | 296,422,327    | 0.50        |
|        | 韓国         | 283,136,018    | 0.47        |
|        | オーストラリア    | 267,750,085    | 0.45        |
|        | サウジアラビア    | 128,386,328    | 0.22        |
|        | ベルギー       | 116,943,658    | 0.20        |
|        | イスラエル      | 111,178,489    | 0.19        |
|        | ハンガリー      | 107,115,938    | 0.18        |
| オーストリア | 95,943,919 | 0.16           |             |

|    |         |             |      |
|----|---------|-------------|------|
|    | ポーランド   | 81,811,571  | 0.14 |
|    | トルコ     | 80,456,076  | 0.13 |
|    | タイ      | 78,343,444  | 0.13 |
|    | フィンランド  | 72,023,411  | 0.12 |
|    | チリ      | 50,147,507  | 0.08 |
|    | アルゼンチン  | 47,038,957  | 0.08 |
|    | ロシア     | 39,252,603  | 0.07 |
|    | ノルウェー   | 35,175,703  | 0.06 |
|    | アイルランド  | 22,629,303  | 0.04 |
|    | ベトナム    | 2,938       | 0.00 |
| 債券 | メキシコ    | 360,750,883 | 0.60 |
|    | 中国      | 296,523,686 | 0.50 |
|    | ブラジル    | 285,994,332 | 0.48 |
|    | インドネシア  | 169,557,698 | 0.28 |
|    | 南アフリカ   | 101,886,862 | 0.17 |
|    | コロンビア   | 89,568,001  | 0.15 |
|    | ドミニカ共和国 | 71,092,784  | 0.12 |
|    | ホンジュラス  | 55,833,964  | 0.09 |
|    | ポーランド   | 51,142,670  | 0.09 |
|    | 英国      | 48,876,175  | 0.08 |
|    | スペイン    | 47,972,173  | 0.08 |
|    | マレーシア   | 44,613,333  | 0.07 |
|    | アルゼンチン  | 41,969,370  | 0.07 |
|    | ハンガリー   | 38,344,011  | 0.06 |
|    | オマーン    | 33,954,595  | 0.06 |
|    | エジプト    | 30,358,731  | 0.05 |
|    | パナマ     | 28,713,783  | 0.05 |
|    | モロッコ    | 28,352,376  | 0.05 |
|    | ウクライナ   | 28,118,259  | 0.05 |
|    | チリ      | 27,932,979  | 0.05 |
|    | カタール    | 27,800,309  | 0.05 |
|    | ペルー     | 25,940,290  | 0.04 |
|    | チェコ共和国  | 25,584,565  | 0.04 |
|    | チュニジア   | 25,249,473  | 0.04 |
|    | アンゴラ    | 25,021,036  | 0.04 |
|    | エチオピア   | 24,983,750  | 0.04 |
|    | 米国      | 24,674,612  | 0.04 |
|    | トルコ     | 24,148,131  | 0.04 |
|    | フィリピン   | 24,037,860  | 0.04 |

|                   |                |        |
|-------------------|----------------|--------|
| 香港                | 22,711,927     | 0.04   |
| スリランカ             | 22,100,385     | 0.04   |
| ケニア               | 20,632,031     | 0.03   |
| モザンビーク            | 19,954,359     | 0.03   |
| タイ                | 19,103,037     | 0.03   |
| スプラ ナショナル         | 17,803,761     | 0.03   |
| ガーナ               | 17,038,510     | 0.03   |
| ルーマニア             | 16,114,540     | 0.03   |
| セネガル              | 14,262,336     | 0.02   |
| ベネズエラ             | 14,069,485     | 0.02   |
| コートジボワール          | 11,425,780     | 0.02   |
| ロシア               | 3,354,120      | 0.01   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 3,096,573,126  | 5.19   |
| 純資産総額             | 59,683,706,898 | 100.00 |

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名       | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-------------|----------------|-------------|
| 株式    | 米国          | 45,010,166,837 | 75.57       |
|       | インド         | 1,318,286,902  | 2.21        |
|       | 台湾          | 1,257,302,062  | 2.11        |
|       | フランス        | 1,087,561,884  | 1.83        |
|       | オランダ        | 790,146,523    | 1.33        |
|       | アイルランド      | 654,130,661    | 1.10        |
|       | 日本          | 627,277,006    | 1.05        |
|       | 英国          | 595,083,087    | 1.00        |
|       | 中国          | 547,996,029    | 0.92        |
|       | 韓国          | 534,339,783    | 0.90        |
|       | 香港          | 475,819,040    | 0.80        |
|       | スウェーデン      | 452,358,268    | 0.76        |
|       | ブラジル        | 446,950,324    | 0.75        |
|       | カナダ         | 411,595,219    | 0.69        |
|       | ドイツ         | 395,296,451    | 0.66        |
| デンマーク | 371,036,946 | 0.62           |             |

|                   |        |                |        |
|-------------------|--------|----------------|--------|
|                   | スペイン   | 229,777,096    | 0.39   |
|                   | スイス    | 202,912,565    | 0.34   |
|                   | フィンランド | 177,754,255    | 0.30   |
|                   | ベルギー   | 118,113,021    | 0.20   |
|                   | イスラエル  | 93,771,915     | 0.16   |
|                   | シンガポール | 87,038,612     | 0.15   |
| 債券                | 米国     | 23,036,515     | 0.04   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） |        | 3,654,540,625  | 6.14   |
| 純資産総額             |        | 59,562,291,627 | 100.00 |

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名      | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|------------|----------------|-------------|
| 株式    | 米国         | 17,051,495,089 | 45.81       |
|       | フランス       | 2,835,387,792  | 7.62        |
|       | 日本         | 2,347,003,507  | 6.31        |
|       | 英国         | 1,829,227,052  | 4.91        |
|       | カナダ        | 1,604,389,034  | 4.31        |
|       | 台湾         | 1,014,246,210  | 2.73        |
|       | スイス        | 1,003,399,491  | 2.70        |
|       | オランダ       | 972,151,954    | 2.61        |
|       | インド        | 939,053,540    | 2.52        |
|       | ドイツ        | 929,545,869    | 2.50        |
|       | ブラジル       | 809,936,462    | 2.18        |
|       | 中国         | 765,731,161    | 2.06        |
|       | オーストラリア    | 575,204,760    | 1.55        |
|       | 香港         | 395,628,917    | 1.06        |
|       | デンマーク      | 301,516,623    | 0.81        |
|       | シンガポール     | 299,106,269    | 0.80        |
|       | スペイン       | 282,369,967    | 0.76        |
|       | スウェーデン     | 276,471,683    | 0.74        |
|       | アイルランド     | 224,437,447    | 0.60        |
|       | イタリア       | 120,680,987    | 0.32        |
| ノルウェー | 95,469,321 | 0.26           |             |

|                   |        |                |        |
|-------------------|--------|----------------|--------|
|                   | メキシコ   | 82,026,107     | 0.22   |
|                   | イスラエル  | 49,024,201     | 0.13   |
|                   | インドネシア | 47,444,310     | 0.13   |
|                   | ベルギー   | 27,779,899     | 0.07   |
|                   | ロシア    | 2,167,814      | 0.01   |
| 債券                | ブラジル   | 89,036,429     | 0.24   |
|                   | オランダ   | 54,508,200     | 0.15   |
|                   | 米国     | 31,029,568     | 0.08   |
|                   | メキシコ   | 21,014,247     | 0.06   |
|                   | 英国     | 18,352,724     | 0.05   |
|                   | カナダ    | 10,450,991     | 0.03   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） |        | 2,112,987,965  | 5.68   |
| 純資産総額             |        | 37,218,275,589 | 100.00 |

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名  | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|-------|--------|----------------|---------|
| 株式    | 米国     | 13,194,819,458 | 86.23   |
|       | オランダ   | 296,043,827    | 1.93    |
|       | アイルランド | 152,591,269    | 1.00    |
|       | カナダ    | 150,493,298    | 0.98    |
|       | 香港     | 138,139,428    | 0.90    |
|       | インド    | 102,221,153    | 0.67    |
|       | フランス   | 101,355,142    | 0.66    |
|       | 英国     | 60,810,497     | 0.40    |
|       | イスラエル  | 55,822,373     | 0.36    |
|       | 台湾     | 48,488,915     | 0.32    |
|       | ドイツ    | 40,804,170     | 0.27    |
|       | スイス    | 33,147,903     | 0.22    |
|       | スウェーデン | 29,245,437     | 0.19    |
|       | 中国     | 12,250,591     | 0.08    |
|       | 日本     | 5,892,539      | 0.04    |
|       | イタリア   | 3,486,141      | 0.02    |
| 債券    | 米国     | 70,888,943     | 0.46    |

|                   |                |        |
|-------------------|----------------|--------|
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 805,187,952    | 5.26   |
| 純資産総額             | 15,301,689,037 | 100.00 |

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名     | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-----------|----------------|-------------|
| 株式    | 米国        | 15,367,713,986 | 54.47       |
|       | カナダ       | 627,410,064    | 2.22        |
|       | 台湾        | 343,293,100    | 1.22        |
|       | 英国        | 292,975,484    | 1.04        |
|       | オランダ      | 289,844,147    | 1.03        |
|       | スイス       | 154,478,367    | 0.55        |
|       | フランス      | 120,025,632    | 0.43        |
|       | 日本        | 74,524,378     | 0.26        |
|       | インド       | 56,942,905     | 0.20        |
|       | スペイン      | 49,319,723     | 0.17        |
|       | ブラジル      | 40,642,593     | 0.14        |
|       | ベルギー      | 34,658,445     | 0.12        |
|       | メキシコ      | 24,122,074     | 0.09        |
|       | 韓国        | 22,613,469     | 0.08        |
| 香港    | 7,320,293 | 0.03           |             |
| 債券    | 米国        | 8,383,487,267  | 29.72       |
|       | スイス       | 101,972,413    | 0.36        |
|       | 英国        | 74,759,496     | 0.26        |
|       | ドイツ       | 65,534,777     | 0.23        |
|       | フランス      | 62,344,225     | 0.22        |
|       | カナダ       | 52,821,688     | 0.19        |
|       | メキシコ      | 46,717,398     | 0.17        |
|       | アイルランド    | 36,787,067     | 0.13        |
|       | 韓国        | 28,806,140     | 0.10        |
|       | ベルギー      | 28,142,020     | 0.10        |
|       | シンガポール    | 15,812,019     | 0.06        |
|       | ノルウェー     | 15,223,778     | 0.05        |
|       | ルクセンブルク   | 8,467,416      | 0.03        |
|       | スプラ ナショナル | 5,762,652      | 0.02        |

|  |                   |                |        |
|--|-------------------|----------------|--------|
|  | ペルー               | 5,282,937      | 0.02   |
|  | オーストラリア           | 3,364,146      | 0.01   |
|  | 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 1,771,394,946  | 6.28   |
|  | 純資産総額             | 28,212,565,042 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類  | 国/地域名      | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|--------|------------|----------------|-------------|
| 株式     | 米国         | 26,469,819,276 | 41.41       |
|        | 英国         | 3,943,800,373  | 6.17        |
|        | カナダ        | 2,213,393,221  | 3.46        |
|        | フランス       | 1,995,852,137  | 3.12        |
|        | スイス        | 1,937,941,448  | 3.03        |
|        | 日本         | 1,373,860,344  | 2.15        |
|        | ドイツ        | 1,300,927,185  | 2.04        |
|        | シンガポール     | 1,025,252,229  | 1.60        |
|        | インド        | 830,162,161    | 1.30        |
|        | ブラジル       | 743,902,235    | 1.16        |
|        | 中国         | 738,752,555    | 1.16        |
|        | 台湾         | 738,520,511    | 1.16        |
|        | 香港         | 718,599,642    | 1.12        |
|        | スペイン       | 581,970,213    | 0.91        |
|        | オランダ       | 446,024,573    | 0.70        |
|        | オーストラリア    | 365,686,716    | 0.57        |
|        | スウェーデン     | 328,603,367    | 0.51        |
|        | デンマーク      | 326,578,957    | 0.51        |
|        | フィンランド     | 305,829,253    | 0.48        |
|        | ベルギー       | 267,629,910    | 0.42        |
|        | ノルウェー      | 245,033,066    | 0.38        |
|        | メキシコ       | 189,619,028    | 0.30        |
|        | カザフスタン     | 135,428,185    | 0.21        |
|        | 韓国         | 99,130,027     | 0.16        |
| インドネシア | 49,709,207 | 0.08           |             |
| チリ     | 47,699,008 | 0.07           |             |

|    |                   |                |        |
|----|-------------------|----------------|--------|
|    | ニュー ジーランド         | 44,173,725     | 0.07   |
|    | アイルランド            | 34,660,646     | 0.05   |
|    | ギリシャ              | 20,896,423     | 0.03   |
|    | イタリア              | 13,640,675     | 0.02   |
|    | ロシア               | 6              | 0.00   |
| 債券 | 米国                | 12,627,543,814 | 19.75  |
|    | 英国                | 204,196,603    | 0.32   |
|    | カナダ               | 122,801,536    | 0.19   |
|    | スペイン              | 83,036,718     | 0.13   |
|    | ドイツ               | 60,141,314     | 0.09   |
|    | オランダ              | 58,987,708     | 0.09   |
|    | 日本                | 47,484,600     | 0.07   |
|    | アイルランド            | 41,881,071     | 0.07   |
|    | スイス               | 31,721,953     | 0.05   |
|    | フランス              | 31,207,881     | 0.05   |
|    | メキシコ              | 28,992,804     | 0.05   |
|    | 中国                | 27,959,665     | 0.04   |
|    | デンマーク             | 26,214,916     | 0.04   |
|    | 韓国                | 23,235,958     | 0.04   |
|    | カタール              | 21,039,584     | 0.03   |
|    | シンガポール            | 7,945,474      | 0.01   |
|    | オーストラリア           | 5,777,136      | 0.01   |
|    | ペルー               | 4,764,497      | 0.01   |
|    | ノルウェー             | 3,909,805      | 0.01   |
|    | ポルトガル             | 418,506        | 0.00   |
|    | 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 2,930,482,898  | 4.58   |
|    | 純資産総額             | 63,922,840,745 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-------|----------------|-------------|
|       | 米国    | 32,766,272,826 | 54.45       |
|       | 英国    | 4,367,534,599  | 7.26        |
|       | フランス  | 3,317,747,534  | 5.51        |

|                   |                |               |      |
|-------------------|----------------|---------------|------|
| 債券                | イタリア           | 2,313,700,809 | 3.84 |
|                   | ドイツ            | 1,937,785,895 | 3.22 |
|                   | オランダ           | 1,581,182,571 | 2.63 |
|                   | スイス            | 1,576,983,742 | 2.62 |
|                   | スペイン           | 1,535,740,214 | 2.55 |
|                   | カナダ            | 1,032,024,483 | 1.71 |
|                   | オーストラリア        | 800,645,040   | 1.33 |
|                   | 香港             | 657,384,796   | 1.09 |
|                   | 韓国             | 529,166,426   | 0.88 |
|                   | 中国             | 429,050,687   | 0.71 |
|                   | メキシコ           | 384,218,798   | 0.64 |
|                   | アイルランド         | 370,214,321   | 0.62 |
|                   | タイ             | 346,304,661   | 0.58 |
|                   | シンガポール         | 336,822,136   | 0.56 |
|                   | スウェーデン         | 334,141,525   | 0.56 |
|                   | ベルギー           | 325,160,219   | 0.54 |
|                   | アルゼンチン         | 272,739,071   | 0.45 |
|                   | 日本             | 237,603,257   | 0.39 |
|                   | マレーシア          | 224,150,740   | 0.37 |
|                   | カタール           | 136,330,536   | 0.23 |
| ルクセンブルク           | 74,988,582     | 0.12          |      |
| インド               | 56,309,317     | 0.09          |      |
| ノルウェー             | 47,624,714     | 0.08          |      |
| インドネシア            | 47,292,161     | 0.08          |      |
| フィリピン             | 45,839,640     | 0.08          |      |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 4,096,414,054  | 6.81          |      |
| 純資産総額             | 60,181,373,355 | 100.00        |      |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（L U X）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（L U X）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計（円）       | 投資比率<br>（％） |
|-------|-------|---------------|-------------|
|       | 米国    | 5,858,408,815 | 42.74       |
|       | メキシコ  | 845,079,850   | 6.17        |
|       | ブラジル  | 606,198,901   | 4.42        |

## 債券

|           |             |      |
|-----------|-------------|------|
| 日本        | 508,365,638 | 3.71 |
| 英国        | 490,765,767 | 3.58 |
| オーストラリア   | 481,106,112 | 3.51 |
| 中国        | 421,074,483 | 3.07 |
| ギリシャ      | 382,448,909 | 2.79 |
| ドイツ       | 351,006,978 | 2.56 |
| カナダ       | 347,239,769 | 2.53 |
| スペイン      | 294,202,273 | 2.15 |
| コロンビア     | 265,338,945 | 1.94 |
| インドネシア    | 255,015,968 | 1.86 |
| フランス      | 202,234,526 | 1.48 |
| 韓国        | 182,821,693 | 1.33 |
| デンマーク     | 171,382,568 | 1.25 |
| オランダ      | 166,579,847 | 1.22 |
| イタリア      | 111,144,616 | 0.81 |
| イスラエル     | 80,955,989  | 0.59 |
| アイルランド    | 73,812,298  | 0.54 |
| ルーマニア     | 71,244,903  | 0.52 |
| チュニジア     | 63,486,279  | 0.46 |
| マレーシア     | 62,018,744  | 0.45 |
| チリ        | 57,483,851  | 0.42 |
| モンゴル      | 55,558,245  | 0.41 |
| ウクライナ     | 54,484,534  | 0.40 |
| 南アフリカ     | 48,151,234  | 0.35 |
| カタール      | 44,709,117  | 0.33 |
| ドミニカ共和国   | 41,293,533  | 0.30 |
| ホンジュラス    | 39,972,042  | 0.29 |
| 香港        | 38,036,230  | 0.28 |
| スイス       | 33,150,853  | 0.24 |
| オーストリア    | 32,460,201  | 0.24 |
| スプラ ナショナル | 30,475,849  | 0.22 |
| ポルトガル     | 25,194,875  | 0.18 |
| ガーナ       | 21,828,876  | 0.16 |
| ベルギー      | 20,935,105  | 0.15 |
| ノルウェー     | 19,407,798  | 0.14 |
| セルビア      | 18,635,628  | 0.14 |
| シンガポール    | 13,463,617  | 0.10 |
| インド       | 10,601,812  | 0.08 |
| ブルガリア     | 9,553,842   | 0.07 |
| ロシア       | 9,470,275   | 0.07 |

|  |                   |                |        |
|--|-------------------|----------------|--------|
|  | ルクセンブルク           | 5,442,968      | 0.04   |
|  | ポーランド             | 2,247,266      | 0.02   |
|  | 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 782,250,814    | 5.71   |
|  | 純資産総額             | 13,706,742,433 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類   | 国/地域名         | 時価合計（円）           | 投資比率<br>（％） |
|---------|---------------|-------------------|-------------|
| 株式      | 米国            | 1,043,567,172,511 | 50.56       |
|         | フランス          | 192,228,320,351   | 9.31        |
|         | 英国            | 100,059,214,233   | 4.85        |
|         | デンマーク         | 90,730,950,060    | 4.40        |
|         | オランダ          | 64,040,782,617    | 3.10        |
|         | カナダ           | 62,336,695,392    | 3.02        |
|         | 日本            | 60,058,012,675    | 2.91        |
|         | スイス           | 53,468,297,054    | 2.59        |
|         | 台湾            | 51,111,198,054    | 2.48        |
|         | 香港            | 35,281,920,232    | 1.71        |
|         | インド           | 26,744,472,362    | 1.30        |
|         | ドイツ           | 23,749,721,023    | 1.15        |
|         | 中国            | 21,781,597,683    | 1.06        |
|         | スペイン          | 14,772,965,513    | 0.72        |
|         | スウェーデン        | 14,615,661,897    | 0.71        |
|         | アイルランド        | 14,605,251,993    | 0.71        |
|         | ブラジル          | 13,655,333,795    | 0.66        |
|         | シンガポール        | 12,180,392,192    | 0.59        |
|         | ノルウェー         | 10,599,085,153    | 0.51        |
|         | メキシコ          | 9,366,727,240     | 0.45        |
|         | イタリア          | 6,921,085,808     | 0.34        |
|         | 南アフリカ         | 5,587,887,702     | 0.27        |
|         | 韓国            | 5,371,353,794     | 0.26        |
|         | ベルギー          | 4,759,132,056     | 0.23        |
| イスラエル   | 4,748,690,006 | 0.23              |             |
| オーストラリア | 1,715,102,784 | 0.08              |             |

|                   |     |                   |        |
|-------------------|-----|-------------------|--------|
|                   | チリ  | 1,134,337,352     | 0.05   |
|                   | ロシア | 3                 | 0.00   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） |     | 118,737,411,437   | 5.75   |
| 純資産総額             |     | 2,063,928,772,971 | 100.00 |

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロウーズ（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類             | 国/地域名       | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------------------|-------------|----------------|-------------|
| 株式                | 米国          | 24,058,287,256 | 50.07       |
|                   | 英国          | 3,912,396,435  | 8.14        |
|                   | フランス        | 3,663,274,958  | 7.62        |
|                   | 日本          | 1,808,062,492  | 3.76        |
|                   | 香港          | 1,747,105,560  | 3.64        |
|                   | 台湾          | 1,595,675,377  | 3.32        |
|                   | スペイン        | 1,493,355,004  | 3.11        |
|                   | 中国          | 1,117,704,471  | 2.33        |
|                   | シンガポール      | 939,348,745    | 1.96        |
|                   | スイス         | 930,426,463    | 1.94        |
|                   | カナダ         | 842,628,037    | 1.75        |
|                   | デンマーク       | 815,122,722    | 1.70        |
|                   | オランダ        | 644,084,742    | 1.34        |
|                   | イタリア        | 539,328,392    | 1.12        |
|                   | ブラジル        | 531,699,294    | 1.11        |
|                   | メキシコ        | 434,606,710    | 0.90        |
|                   | カザフスタン      | 381,229,279    | 0.79        |
|                   | 韓国          | 240,177,230    | 0.50        |
|                   | ノルウェー       | 154,280,850    | 0.32        |
|                   | ベルギー        | 142,582,108    | 0.30        |
| チリ                | 140,648,524 | 0.29           |             |
| オーストラリア           | 91,333,263  | 0.19           |             |
| ロシア               | 0           | 0.00           |             |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） |             | 1,823,677,341  | 3.80        |
| 純資産総額             |             | 48,047,035,251 | 100.00      |

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類    | 国/地域名      | 時価合計（円）       | 投資比率<br>（％） |
|----------|------------|---------------|-------------|
| 株式       | 中国         | 5,209,713,102 | 7.21        |
|          | インド        | 2,685,729,350 | 3.72        |
|          | フランス       | 1,949,954,254 | 2.70        |
|          | 香港         | 1,732,167,349 | 2.40        |
|          | 韓国         | 1,212,285,187 | 1.68        |
|          | 台湾         | 1,083,880,785 | 1.50        |
|          | ブラジル       | 1,058,764,249 | 1.47        |
|          | シンガポール     | 1,050,783,571 | 1.45        |
|          | 米国         | 1,034,064,904 | 1.43        |
|          | インドネシア     | 1,012,230,689 | 1.40        |
|          | 日本         | 838,815,821   | 1.16        |
|          | 南アフリカ      | 813,799,365   | 1.13        |
|          | 英国         | 780,760,592   | 1.08        |
|          | オランダ       | 677,839,568   | 0.94        |
|          | スロベニア      | 624,901,552   | 0.86        |
|          | メキシコ       | 620,002,395   | 0.86        |
|          | カザフスタン     | 560,911,926   | 0.78        |
|          | デンマーク      | 383,632,896   | 0.53        |
|          | カナダ        | 346,421,878   | 0.48        |
|          | ナイジェリア     | 312,394,507   | 0.43        |
|          | ベトナム       | 225,293,500   | 0.31        |
|          | スウェーデン     | 208,715,096   | 0.29        |
|          | チリ         | 194,608,960   | 0.27        |
|          | ノルウェー      | 164,836,039   | 0.23        |
|          | イスラエル      | 163,511,203   | 0.23        |
|          | ベルギー       | 156,871,682   | 0.22        |
|          | スイス        | 132,859,386   | 0.18        |
| トルコ      | 41,042,157 | 0.06          |             |
| アラブ首長国連邦 | 27,742,188 | 0.04          |             |
| ロシア      | 46         | 0.00          |             |

|    |          |               |      |
|----|----------|---------------|------|
| 債券 | メキシコ     | 5,836,358,302 | 8.08 |
|    | ブラジル     | 4,229,995,569 | 5.85 |
|    | コロンビア    | 1,965,920,053 | 2.72 |
|    | インドネシア   | 1,944,876,993 | 2.69 |
|    | ルーマニア    | 1,561,269,610 | 2.16 |
|    | 米国       | 1,560,652,227 | 2.16 |
|    | サウジアラビア  | 1,467,822,534 | 2.03 |
|    | ドミニカ共和国  | 1,441,242,282 | 1.99 |
|    | 南アフリカ    | 1,371,189,145 | 1.90 |
|    | カタール     | 1,297,919,517 | 1.80 |
|    | アルゼンチン   | 1,250,986,208 | 1.73 |
|    | ギリシャ     | 820,007,479   | 1.13 |
|    | ハンガリー    | 764,893,043   | 1.06 |
|    | エジプト     | 744,962,852   | 1.03 |
|    | 韓国       | 705,347,543   | 0.98 |
|    | ルワンダ     | 554,951,732   | 0.77 |
|    | チュニジア    | 516,208,806   | 0.71 |
|    | ノルウェー    | 511,799,581   | 0.71 |
|    | アンゴラ     | 498,716,710   | 0.69 |
|    | モンゴル     | 490,516,022   | 0.68 |
|    | ナミビア     | 473,828,822   | 0.66 |
|    | エチオピア    | 455,953,434   | 0.63 |
|    | マレーシア    | 449,293,809   | 0.62 |
|    | パナマ      | 442,290,968   | 0.61 |
|    | ポーランド    | 411,410,045   | 0.57 |
|    | アラブ首長国連邦 | 393,686,918   | 0.54 |
|    | オランダ     | 366,572,353   | 0.51 |
|    | セネガル     | 343,191,800   | 0.47 |
|    | タイ       | 342,633,276   | 0.47 |
|    | 中国       | 340,766,087   | 0.47 |
|    | ウルグアイ    | 308,434,331   | 0.43 |
|    | チェコ共和国   | 280,563,987   | 0.39 |
|    | セルビア     | 257,949,803   | 0.36 |
|    | フィリピン    | 246,764,605   | 0.34 |
|    | オマーン     | 237,333,601   | 0.33 |
|    | 英国       | 227,154,150   | 0.31 |
|    | スリランカ    | 222,389,412   | 0.31 |
|    | ホンジュラス   | 187,947,453   | 0.26 |
|    | 香港       | 186,518,026   | 0.26 |
|    | コートジボワール | 184,257,478   | 0.26 |

|                   |                |        |
|-------------------|----------------|--------|
| カザフスタン            | 175,991,325    | 0.24   |
| インド               | 150,595,350    | 0.21   |
| ケニア               | 150,492,606    | 0.21   |
| イスラエル             | 115,262,707    | 0.16   |
| ペルー               | 104,870,488    | 0.15   |
| ウクライナ             | 104,706,788    | 0.14   |
| ナイジェリア            | 86,312,758     | 0.12   |
| スペイン              | 72,473,091     | 0.10   |
| ガボン               | 69,984,238     | 0.10   |
| モロッコ              | 59,542,920     | 0.08   |
| チリ                | 54,175,049     | 0.07   |
| トルコ               | 48,896,851     | 0.07   |
| モザンビーク            | 41,904,153     | 0.06   |
| 英領バージン諸島          | 27,045,934     | 0.04   |
| ジョージア             | 25,140,509     | 0.03   |
| カナダ               | 20,781,289     | 0.03   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 9,749,906,964  | 13.49  |
| 純資産総額             | 72,257,193,787 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-------|----------------|-------------|
| 株式    | 米国    | 70,886,708,543 | 36.12       |
|       | 英国    | 12,428,516,058 | 6.33        |
|       | カナダ   | 9,171,780,467  | 4.67        |
|       | スイス   | 7,743,465,445  | 3.95        |
|       | フランス  | 7,661,633,092  | 3.90        |
|       | 日本    | 5,235,970,002  | 2.67        |
|       | 台湾    | 4,471,188,394  | 2.28        |
|       | オランダ  | 4,195,686,017  | 2.14        |
|       | 香港    | 1,706,441,615  | 0.87        |
|       | 中国    | 1,676,529,490  | 0.85        |
|       | デンマーク | 1,380,436,343  | 0.70        |
|       | ドイツ   | 1,006,936,323  | 0.51        |

|       |            |                |       |
|-------|------------|----------------|-------|
|       | ブラジル       | 923,999,352    | 0.47  |
|       | スペイン       | 559,096,705    | 0.28  |
| 債券    | 米国         | 35,414,137,827 | 18.05 |
|       | ドイツ        | 3,986,094,251  | 2.03  |
|       | 日本         | 3,976,195,182  | 2.03  |
|       | 中国         | 2,025,784,315  | 1.03  |
|       | 英国         | 1,388,842,839  | 0.71  |
|       | オーストラリア    | 1,213,284,588  | 0.62  |
|       | フランス       | 1,169,920,525  | 0.60  |
|       | ブラジル       | 868,716,371    | 0.44  |
|       | 韓国         | 837,311,208    | 0.43  |
|       | メキシコ       | 818,813,748    | 0.42  |
|       | カナダ        | 735,303,680    | 0.37  |
|       | ギリシャ       | 673,462,913    | 0.34  |
|       | スペイン       | 624,004,552    | 0.32  |
|       | コロンビア      | 601,488,782    | 0.31  |
|       | スブラ ナショナル  | 381,837,923    | 0.19  |
|       | デンマーク      | 331,956,249    | 0.17  |
|       | フィリピン      | 323,464,448    | 0.16  |
|       | マレーシア      | 267,287,047    | 0.14  |
|       | スイス        | 234,660,730    | 0.12  |
|       | セルビア       | 223,344,710    | 0.11  |
|       | オランダ       | 204,975,998    | 0.10  |
|       | ベルギー       | 182,088,623    | 0.09  |
|       | ルーマニア      | 180,654,659    | 0.09  |
|       | インドネシア     | 170,178,185    | 0.09  |
|       | オーストリア     | 157,492,085    | 0.08  |
|       | イスラエル      | 116,467,494    | 0.06  |
|       | ポルトガル      | 106,313,944    | 0.05  |
|       | アイルランド     | 105,917,385    | 0.05  |
|       | チュニジア      | 95,910,948     | 0.05  |
|       | チリ         | 76,768,344     | 0.04  |
|       | カタール       | 75,321,712     | 0.04  |
|       | ペルー        | 74,421,600     | 0.04  |
|       | シンガポール     | 68,988,119     | 0.04  |
|       | サウジアラビア    | 66,622,676     | 0.03  |
| 香港    | 59,431,609 | 0.03           |       |
| ロシア   | 58,035,153 | 0.03           |       |
| ブルガリア | 51,443,758 | 0.03           |       |
| インド   | 50,427,869 | 0.03           |       |

|                   |                 |        |
|-------------------|-----------------|--------|
| モロッコ              | 41,343,161      | 0.02   |
| ウクライナ             | 36,286,732      | 0.02   |
| 南アフリカ             | 36,143,736      | 0.02   |
| ポーランド             | 31,201,014      | 0.02   |
| パナマ               | 21,697,192      | 0.01   |
| イタリア              | 10,100,998      | 0.01   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 9,008,390,129   | 4.59   |
| 純資産総額             | 196,230,922,854 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名     | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-----------|----------------|-------------|
|       | 米国        | 49,034,741,889 | 39.10       |
|       | 日本        | 9,415,869,133  | 7.51        |
|       | 英国        | 8,082,998,873  | 6.45        |
|       | 中国        | 6,992,830,335  | 5.58        |
|       | ドイツ       | 6,350,455,030  | 5.06        |
|       | フランス      | 5,363,862,223  | 4.28        |
|       | イタリア      | 4,006,379,175  | 3.19        |
|       | オーストラリア   | 3,982,238,756  | 3.18        |
|       | カナダ       | 3,228,786,694  | 2.57        |
|       | メキシコ      | 3,041,939,822  | 2.43        |
|       | 韓国        | 2,552,451,934  | 2.04        |
|       | スペイン      | 2,351,924,655  | 1.88        |
|       | インドネシア    | 1,991,019,303  | 1.59        |
|       | スプラ ナショナル | 1,696,880,324  | 1.35        |
|       | アイルランド    | 1,445,623,667  | 1.15        |
|       | イスラエル     | 1,160,052,810  | 0.93        |
|       | コロンビア     | 990,805,281    | 0.79        |
|       | フィンランド    | 954,404,890    | 0.76        |
|       | オランダ      | 786,796,678    | 0.63        |
|       | ベルギー      | 652,678,395    | 0.52        |
|       | スイス       | 608,981,116    | 0.49        |
|       | ポルトガル     | 582,912,441    | 0.46        |

|                   |                 |             |      |
|-------------------|-----------------|-------------|------|
| 債券                | ノルウェー           | 409,506,472 | 0.33 |
|                   | デンマーク           | 389,157,441 | 0.31 |
|                   | インド             | 364,843,690 | 0.29 |
|                   | フィリピン           | 363,978,058 | 0.29 |
|                   | オーストリア          | 330,613,156 | 0.26 |
|                   | ルーマニア           | 302,799,307 | 0.24 |
|                   | ニュー ジーランド       | 284,542,273 | 0.23 |
|                   | ペルー             | 271,852,237 | 0.22 |
|                   | シンガポール          | 250,400,329 | 0.20 |
|                   | 香港              | 246,254,465 | 0.20 |
|                   | スウェーデン          | 173,104,530 | 0.14 |
|                   | アラブ首長国連邦        | 154,279,747 | 0.12 |
|                   | マレーシア           | 130,755,355 | 0.10 |
|                   | チリ              | 119,692,579 | 0.10 |
|                   | パナマ             | 107,716,264 | 0.09 |
|                   | ブラジル            | 93,139,597  | 0.07 |
|                   | ブルガリア           | 91,863,854  | 0.07 |
|                   | カタール            | 84,158,337  | 0.07 |
|                   | ロシア             | 72,820,241  | 0.06 |
|                   | ルクセンブルク         | 55,505,034  | 0.04 |
| ポーランド             | 38,103,893      | 0.03        |      |
| サウジアラビア           | 37,825,317      | 0.03        |      |
| バミューダ             | 24,814,199      | 0.02        |      |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 5,727,985,800   | 4.57        |      |
| 純資産総額             | 125,400,345,597 | 100.00      |      |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-------|----------------|-------------|
|       | 米国    | 18,375,812,892 | 43.96       |
|       | 日本    | 2,478,291,061  | 5.93        |
|       | 中国    | 2,295,789,277  | 5.49        |
|       | 英国    | 2,038,993,742  | 4.88        |
|       | スペイン  | 1,804,525,731  | 4.32        |

|                   |                |               |      |
|-------------------|----------------|---------------|------|
| 債券                | イタリア           | 1,302,165,368 | 3.11 |
|                   | スプラ ナショナル      | 1,019,516,086 | 2.44 |
|                   | 韓国             | 983,528,842   | 2.35 |
|                   | フランス           | 979,856,496   | 2.34 |
|                   | メキシコ           | 945,063,312   | 2.26 |
|                   | カナダ            | 910,921,159   | 2.18 |
|                   | インドネシア         | 905,517,213   | 2.17 |
|                   | アイルランド         | 840,212,892   | 2.01 |
|                   | イスラエル          | 769,955,742   | 1.84 |
|                   | ドイツ            | 583,440,435   | 1.40 |
|                   | オランダ           | 355,366,449   | 0.85 |
|                   | オーストラリア        | 310,165,572   | 0.74 |
|                   | スイス            | 259,592,041   | 0.62 |
|                   | ノルウェー          | 238,832,330   | 0.57 |
|                   | ポルトガル          | 195,385,592   | 0.47 |
|                   | ベルギー           | 144,947,264   | 0.35 |
|                   | フィリピン          | 144,167,145   | 0.34 |
|                   | シンガポール         | 122,990,616   | 0.29 |
|                   | インド            | 84,188,668    | 0.20 |
|                   | 香港             | 69,926,611    | 0.17 |
|                   | タイ             | 57,910,031    | 0.14 |
|                   | コロンビア          | 50,258,429    | 0.12 |
|                   | パナマ            | 44,301,594    | 0.11 |
|                   | ルクセンブルク        | 41,819,227    | 0.10 |
| サウジアラビア           | 40,627,192     | 0.10          |      |
| ペルー               | 8,524,683      | 0.02          |      |
| ポーランド             | 3,393,696      | 0.01          |      |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） | 3,397,744,735  | 8.13          |      |
| 純資産総額             | 41,803,732,123 | 100.00        |      |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファン  
ド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）

2023年5月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計（円）        | 投資比率<br>（％） |
|-------|-------|----------------|-------------|
|       | 米国    | 74,965,336,286 | 36.39       |

## 債券

|          |                |      |
|----------|----------------|------|
| メキシコ     | 13,441,607,834 | 6.52 |
| ブラジル     | 10,202,045,933 | 4.95 |
| インドネシア   | 6,903,587,135  | 3.35 |
| コロンビア    | 6,454,823,100  | 3.13 |
| 南アフリカ    | 5,527,845,264  | 2.68 |
| カナダ      | 4,813,963,689  | 2.34 |
| 中国       | 4,285,891,364  | 2.08 |
| ドミニカ共和国  | 3,748,857,218  | 1.82 |
| マレーシア    | 3,572,342,904  | 1.73 |
| オランダ     | 3,353,896,533  | 1.63 |
| パナマ      | 2,965,968,902  | 1.44 |
| ペルー      | 2,816,937,883  | 1.37 |
| アルゼンチン   | 2,600,830,291  | 1.26 |
| 香港       | 2,536,265,033  | 1.23 |
| 韓国       | 2,377,167,803  | 1.15 |
| オマーン     | 2,375,612,108  | 1.15 |
| 英国       | 2,283,345,706  | 1.11 |
| ハンガリー    | 2,171,413,747  | 1.05 |
| チリ       | 2,077,949,772  | 1.01 |
| タイ       | 2,060,506,919  | 1.00 |
| アラブ首長国連邦 | 1,976,299,409  | 0.96 |
| ポーランド    | 1,909,960,719  | 0.93 |
| インド      | 1,859,835,225  | 0.90 |
| フィリピン    | 1,837,628,470  | 0.89 |
| エジプト     | 1,659,289,457  | 0.81 |
| ホンジュラス   | 1,616,705,021  | 0.78 |
| トルコ      | 1,613,924,242  | 0.78 |
| チュニジア    | 1,322,151,943  | 0.64 |
| チェコ共和国   | 1,244,635,791  | 0.60 |
| コスタリカ    | 1,203,214,172  | 0.58 |
| コートジボワール | 1,186,998,583  | 0.58 |
| ケニア      | 1,120,572,723  | 0.54 |
| ルクセンブルク  | 1,086,786,717  | 0.53 |
| スペイン     | 950,858,171    | 0.46 |
| ウクライナ    | 931,209,814    | 0.45 |
| イスラエル    | 827,034,166    | 0.40 |
| イタリア     | 759,379,510    | 0.37 |
| カザフスタン   | 742,984,485    | 0.36 |
| セネガル     | 706,834,092    | 0.34 |
| パラグアイ    | 616,360,235    | 0.30 |

|                   |              |                 |        |
|-------------------|--------------|-----------------|--------|
|                   | スリランカ        | 525,985,392     | 0.26   |
|                   | セルビア         | 499,917,750     | 0.24   |
|                   | ルーマニア        | 415,040,363     | 0.20   |
|                   | オーストラリア      | 368,320,693     | 0.18   |
|                   | ブルガリア        | 365,985,593     | 0.18   |
|                   | モロッコ         | 314,401,121     | 0.15   |
|                   | アイルランド       | 311,880,046     | 0.15   |
|                   | バミューダ        | 301,611,904     | 0.15   |
|                   | スプラ ナショナル    | 279,773,381     | 0.14   |
|                   | アンゴラ         | 239,691,005     | 0.12   |
|                   | ロシア          | 217,594,606     | 0.11   |
|                   | ヨルダン         | 206,898,840     | 0.10   |
|                   | モンゴル         | 182,291,524     | 0.09   |
|                   | スイス          | 168,138,493     | 0.08   |
|                   | ジョージア        | 161,024,961     | 0.08   |
|                   | ボスニア・ヘルツェゴビナ | 127,901,836     | 0.06   |
|                   | フランス         | 122,462,041     | 0.06   |
|                   | ガーナ          | 117,281,746     | 0.06   |
| 株式                | 米国           | 2,460,188,239   | 1.19   |
|                   | 英国           | 63,003,480      | 0.03   |
|                   | ブラジル         | 7,688,278       | 0.00   |
| 銀行預金、その他資産（負債控除後） |              | 11,853,093,059  | 5.75   |
| 純資産総額             |              | 206,019,032,720 | 100.00 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ

（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

ファンドおよび以下マザーファンドを除くその他マザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

#### a. 上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 国/地域    | 種類       | 銘柄名                                    | 口数<br>(口)     | 簿価単価<br>(円) | 簿価金額<br>(円)    | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円)    | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------|----------|--|---------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-----------------|
| 1  | ルクセンブルク | 投資証券     | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)<br>(クラスC) | 7,596,403.561 | 2,090.02    | 15,876,635,370 | 2,241       | 17,023,540,380 | 99.39           |
| 2  | 日本      | 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                  | 8,526,353     | 1.0506      | 8,957,786      | 1.0488      | 8,942,439      | 0.05            |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## b. 種類別投資比率

2023年5月31日現在

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 0.05    |
| 投資証券     | 99.39   |
| 合計       | 99.44   |

(参考)キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

## a. 上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 国/地域    | 種類       | 銘柄名                                     | 口数<br>(口)   | 簿価単価<br>(円) | 簿価金額<br>(円) | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------|----------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 1  | ルクセンブルク | 投資証券     | キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド(LUX)<br>(クラスC) | 116,536.132 | 1,572.28    | 183,227,429 | 1,753       | 204,287,839 | 99.99           |
| 2  | 日本      | 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                   | 9,493       | 1.0516      | 9,982       | 1.0488      | 9,956       | 0.00            |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## b. 種類別投資比率

2023年5月31日現在

| 種類       | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 0.00    |
| 投資証券     | 99.99   |
| 合計       | 100.00  |

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

## a. 上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 国／地域    | 種類           | 銘柄名   | 口数<br>(口)     | 簿価単価<br>(円) | 簿価金額<br>(円)    | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円)    | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------|--------------|---|---------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-----------------|
| 1  | ルクセンブルク | 投資証券         | キャピタル・グループ・ニュー<br>パースペクティブ・ファンド（L<br>UX）（クラスCh-JPY） | 19,604,515.78 | 2,263.27    | 44,370,420,058 | 2,305       | 45,188,408,872 | 99.92           |
| 2  | 日本      | 投資信託受<br>益証券 | 日本短期債券ファンド（適格機関<br>投資家限定）                           | 571,890       | 1.0521      | 601,685        | 1.0488      | 599,798        | 0.00            |

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## b. 種類別投資比率

2023年5月31日現在

| 種類       | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 0.00    |
| 投資証券     | 99.92   |
| 合計       | 99.92   |

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

## a. 上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 国/地域    | 種類       | 銘柄名   | 口数<br>(口)     | 簿価単価<br>(円) | 簿価金額<br>(円)   | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円)   | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------|----------|---|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-----------------|
| 1  | ルクセンブルク | 投資証券     | キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm) | 1,130,528.718 | 1,080.83    | 1,221,909,354 | 1,159       | 1,310,282,784 | 99.84           |
| 2  | 日本      | 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                               | 795,752       | 1.0524      | 837,449       | 1.0488      | 834,584       | 0.06            |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## b. 種類別投資比率

2023年5月31日現在

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 0.06    |
| 投資証券     | 99.84   |
| 合計       | 99.91   |

(参考)キャピタル・グローバル・ハインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)

## a. 上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 国/地域    | 種類       | 銘柄名   | 口数<br>(口) | 簿価単価<br>(円) | 簿価金額<br>(円) | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------|----------|---|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 1  | ルクセンブルク | 投資証券     | キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC) | 4,384.341 | 7,763.77    | 34,039,051  | 7,965       | 34,921,276  | 99.98           |
| 2  | 日本      | 投資信託受益証券 | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                         | 4,774     | 1.0475      | 5,000       | 1.0488      | 5,006       | 0.01            |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## b.種類別投資比率

2023年5月31日現在

| 種類       | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 0.01    |
| 投資証券     | 99.98   |
| 合計       | 99.99   |

## （参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄  | 国/地域（上段）<br>業種（下段） | 株数      | 評価単価（現地通貨）（上段）<br>通貨（下段） | 評価金額（円）       | 投資比率（％） |
|----|---|--------------------|---------|--------------------------|---------------|---------|
| 1  | MICROSOFT CORP                            | 米国<br>情報技術         | 38,346  | 331.21<br>米ドル            | 1,774,969,371 | 2.97    |
| 2  | NOVO NORDISK AS B                         | デンマーク<br>ヘルスケア     | 59,968  | 1,114.961<br>デンマーク・クローネ  | 1,346,139,727 | 2.26    |
| 3  | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD | 台湾<br>情報技術         | 482,670 | 559.577<br>台湾ドル          | 1,231,797,090 | 2.06    |
| 4  | KOTAK MAHINDRA BANK LTD                   | インド<br>金融          | 319,006 | 1,968.8095<br>インド・ルピー    | 1,061,171,608 | 1.78    |
| 5  | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE       | フランス<br>一般消費財・サービス | 7,672   | 836.9581<br>ユーロ          | 962,851,101   | 1.61    |
| 6  | AIRBUS SE (BEARER)                        | フランス<br>資本財・サービス   | 48,109  | 124.3996<br>ユーロ          | 897,412,277   | 1.50    |
| 7  | MERCADOLIBRE INC                          | 米国<br>一般消費財・サービス   | 4,087   | 1,249.72<br>米ドル          | 713,813,426   | 1.20    |
| 8  | ELI LILLY AND CO                          | 米国<br>ヘルスケア        | 11,954  | 427.24<br>米ドル            | 713,760,504   | 1.20    |
| 9  | RELIANCE INDUSTRIES LTD                   | インド<br>エネルギー       | 166,299 | 2,516.2381<br>インド・ルピー    | 707,008,206   | 1.18    |

|    |   |                      |           |                               |             |      |
|----|---|----------------------|-----------|-------------------------------|-------------|------|
| 10 | AIA GROUP LTD                                   | 香港<br>金融             | 486,037   | 75.9881<br>香港ドル               | 658,876,520 | 1.10 |
| 11 | ASML HOLDING NV                                 | オランダ<br>情報技術         | 6,314     | 679.8491<br>ユーロ               | 643,671,033 | 1.08 |
| 12 | HDFC BANK LTD                                   | インド<br>金融            | 228,769   | 1,634.5944<br>インド・ルピー         | 631,815,478 | 1.06 |
| 13 | BROADCOM INC                                    | 米国<br>情報技術           | 5,457     | 803.34<br>米ドル                 | 612,661,656 | 1.03 |
| 14 | THERMO FISHER<br>SCIENTIFIC INC                 | 米国<br>ヘルスケア          | 7,958     | 514.22<br>米ドル                 | 571,900,207 | 0.96 |
| 15 | ASTRAZENECA PLC<br>(GBP)                        | 英国<br>ヘルスケア          | 27,684    | 114.9544<br>英ポンド              | 551,830,789 | 0.92 |
| 16 | MAX HEALTHCARE<br>INSTITUTE LTD                 | インド<br>ヘルスケア         | 603,363   | 535.226<br>インド・ルピー            | 545,630,937 | 0.91 |
| 17 | FIRST QUANTUM<br>MINERALS LTD                   | カナダ<br>素材            | 176,170   | 29.94<br>カナダ・ドル               | 542,175,576 | 0.91 |
| 18 | B3 SA - BRASIL BOLSA<br>BALCAO                  | ブラジル<br>金融           | 1,406,884 | 13.35<br>ブラジル・リアル             | 520,574,075 | 0.87 |
| 19 | KWEICHOW MOUTAI CO<br>LTD A (SSE NORTH)         | 中国<br>生活必需品          | 15,672    | 1,660.8678<br>中国元             | 513,165,176 | 0.86 |
| 20 | MICRON TECHNOLOGY<br>INC                        | 米国<br>情報技術           | 50,447    | 71.69<br>米ドル                  | 505,430,307 | 0.85 |
| 21 | PING AN INSURANCE<br>GROUP CO OF CHINA<br>LTD H | 中国<br>金融             | 528,193   | 50.2009<br>香港ドル               | 473,035,567 | 0.79 |
| 22 | TOTALENERGIES SE                                | フランス<br>エネルギー        | 55,216    | 53.9126<br>ユーロ                | 446,377,460 | 0.75 |
| 23 | GENERAL ELECTRIC CO                             | 米国<br>資本財・サービス       | 29,830    | 102.40<br>米ドル                 | 426,894,505 | 0.72 |
| 24 | MIDEA GROUP CO LTD A<br>(SZSE NORTH)            | 中国<br>一般消費財・サービス     | 398,184   | 52.2957<br>中国元                | 410,532,627 | 0.69 |
| 25 | ITC LTD   | インド<br>生活必需品         | 527,448   | 448.9066<br>インド・ルピー           | 400,054,114 | 0.67 |
| 26 | VALE SA ON ADR                                  | ブラジル<br>素材           | 220,419   | 12.76<br>米ドル                  | 393,067,428 | 0.66 |
| 27 | FREEMPORT-MCMORAN INC                           | 米国<br>素材             | 82,141    | 34.23<br>米ドル                  | 392,947,237 | 0.66 |
| 28 | EVOLUTION AB                                    | スウェーデン<br>一般消費財・サービス | 21,114    | 1,423.9886<br>スウェーデン・ク<br>ローナ | 386,639,976 | 0.65 |

|    |                   |                      |         |                   |             |      |
|----|-------------------|----------------------|---------|-------------------|-------------|------|
| 29 | VALE SA ON        | ブラジル<br>素材           | 216,497 | 64.28<br>ブラジル・レアル | 385,718,732 | 0.65 |
| 30 | ALPHABET INC CL C | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 21,721  | 124.64<br>米ドル     | 378,359,472 | 0.63 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄                           | 国/地域（上段）<br>業種（下段）   | 株数      | 評価単価（現地通貨）（上段）<br>通貨（下段） | 評価金額（円）       | 投資比率（%） |
|----|------------------------------|----------------------|---------|--------------------------|---------------|---------|
| 1  | MICROSOFT CORP               | 米国<br>情報技術           | 61,842  | 331.21<br>米ドル            | 2,862,558,176 | 4.81    |
| 2  | BROADCOM INC                 | 米国<br>情報技術           | 25,481  | 803.34<br>米ドル            | 2,860,771,788 | 4.80    |
| 3  | UNITEDHEALTH GROUP INC       | 米国<br>ヘルスケア          | 22,642  | 479.85<br>米ドル            | 1,518,405,051 | 2.55    |
| 4  | MICRON TECHNOLOGY INC        | 米国<br>情報技術           | 132,980 | 71.69<br>米ドル             | 1,332,331,401 | 2.24    |
| 5  | AMAZON.COM INC               | 米国<br>一般消費財・サービス     | 70,701  | 121.66<br>米ドル            | 1,202,100,349 | 2.02    |
| 6  | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC | 米国<br>ヘルスケア          | 15,744  | 514.22<br>米ドル            | 1,131,439,665 | 1.90    |
| 7  | ELI LILLY AND CO             | 米国<br>ヘルスケア          | 15,664  | 427.24<br>米ドル            | 935,280,620   | 1.57    |
| 8  | MASTERCARD INC CL A          | 米国<br>金融             | 18,128  | 367.50<br>米ドル            | 931,053,400   | 1.56    |
| 9  | ALPHABET INC CL A            | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 52,915  | 123.67<br>米ドル            | 914,556,447   | 1.54    |
| 10 | APPLIED MATERIALS INC        | 米国<br>情報技術           | 42,268  | 136.57<br>米ドル            | 806,741,434   | 1.35    |
| 11 | SALESFORCE INC               | 米国<br>情報技術           | 25,370  | 218.87<br>米ドル            | 776,022,047   | 1.30    |

|    |  |                      |         |                       |             |      |
|----|--|----------------------|---------|-----------------------|-------------|------|
| 12 | AGILON HEALTH INC                      | 米国<br>ヘルスケア          | 271,245 | 20.25<br>米ドル          | 767,633,861 | 1.29 |
| 13 | MERCADOLIBRE INC                       | 米国<br>一般消費財・サービス     | 4,331   | 1,249.72<br>米ドル       | 756,429,153 | 1.27 |
| 14 | TRANSDIGM GROUP INC                    | 米国<br>資本財・サービス       | 6,532   | 780.46<br>米ドル         | 712,466,059 | 1.20 |
| 15 | CERIDIAN HCM HOLDING<br>INC (USD)      | 米国<br>資本財・サービス       | 80,341  | 61.70<br>米ドル          | 692,771,083 | 1.16 |
| 16 | ASML HOLDING NV                        | オランダ<br>情報技術         | 6,446   | 679.8491<br>ユーロ       | 657,127,570 | 1.10 |
| 17 | NETFLIX INC                            | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 11,861  | 392.98<br>米ドル         | 651,417,031 | 1.09 |
| 18 | META PLATFORMS INC CL<br>A             | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 16,607  | 262.52<br>米ドル         | 609,285,631 | 1.02 |
| 19 | TAIWAN SEMICONDUCTOR<br>MFG CO ADR     | 台湾<br>情報技術           | 42,211  | 101.98<br>米ドル         | 601,600,243 | 1.01 |
| 20 | ALPHABET INC CL C                      | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 34,281  | 124.64<br>米ドル         | 597,142,906 | 1.00 |
| 21 | ALNYLAM<br>PHARMACEUTICALS INC         | 米国<br>ヘルスケア          | 22,377  | 186.46<br>米ドル         | 583,115,917 | 0.98 |
| 22 | KOTAK MAHINDRA BANK<br>LTD             | インド<br>金融            | 171,599 | 1,968.8095<br>インド・ルピー | 570,823,077 | 0.96 |
| 23 | NVIDIA CORP                            | 米国<br>情報技術           | 9,753   | 401.11<br>米ドル         | 546,725,170 | 0.92 |
| 24 | SK HYNIX INC                           | 韓国<br>情報技術           | 46,337  | 109,329.6909<br>韓国ウォン | 534,339,783 | 0.90 |
| 25 | APPLE INC                              | 米国<br>情報技術           | 21,031  | 177.30<br>米ドル         | 521,117,927 | 0.87 |
| 26 | FLUTTER ENTERTAINMENT<br>PLC (DUBLIN)  | アイルランド<br>一般消費財・サービス | 18,607  | 182.9239<br>ユーロ       | 510,379,928 | 0.86 |
| 27 | LVMH MOET HENNESSY<br>LOUIS VUITTON SE | フランス<br>一般消費財・サービス   | 3,963   | 836.9581<br>ユーロ       | 497,364,301 | 0.84 |
| 28 | VISA INC CL A                          | 米国<br>金融             | 15,903  | 221.64<br>米ドル         | 492,600,167 | 0.83 |
| 29 | CENTENE CORP                           | 米国<br>ヘルスケア          | 56,375  | 61.98<br>米ドル          | 488,321,090 | 0.82 |

|    |                     |             |        |               |             |      |
|----|---------------------|-------------|--------|---------------|-------------|------|
| 30 | ABBOTT LABORATORIES | 米国<br>ヘルスケア | 33,940 | 101.71<br>米ドル | 482,439,487 | 0.81 |
|----|---------------------|-------------|--------|---------------|-------------|------|

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 国/地域（上段）<br>業種（下段） | 株数      | 評価単価（現地通貨）（上段）<br>通貨（下段） | 評価金額（円）       | 投資比率（%） |
|----|--|--------------------|---------|--------------------------|---------------|---------|
| 1  | BROADCOM INC                                 | 米国<br>情報技術         | 12,219  | 803.34<br>米ドル            | 1,371,836,682 | 3.69    |
| 2  | MICROSOFT CORP                               | 米国<br>情報技術         | 28,663  | 331.21<br>米ドル            | 1,326,760,212 | 3.56    |
| 3  | TAIWAN SEMICONDUCTOR<br>MANUFACTURING CO LTD | 台湾<br>情報技術         | 341,000 | 559.577<br>台湾ドル          | 870,248,426   | 2.34    |
| 4  | UNITEDHEALTH GROUP<br>INC                    | 米国<br>ヘルスケア        | 10,383  | 479.85<br>米ドル            | 696,298,898   | 1.87    |
| 5  | ASML HOLDING NV                              | オランダ<br>情報技術       | 6,528   | 679.8491<br>ユーロ          | 665,486,934   | 1.79    |
| 6  | LVMH MOET HENNESSY<br>LOUIS VUITTON SE       | フランス<br>一般消費財・サービス | 5,137   | 836.9581<br>ユーロ          | 644,703,610   | 1.73    |
| 7  | PHILIP MORRIS<br>INTERNATIONAL INC           | 米国<br>生活必需品        | 44,588  | 90.21<br>米ドル             | 562,134,228   | 1.51    |
| 8  | ABBOTT LABORATORIES                          | 米国<br>ヘルスケア        | 35,895  | 101.71<br>米ドル            | 510,228,797   | 1.37    |
| 9  | ELI LILLY AND CO                             | 米国<br>ヘルスケア        | 8,496   | 427.24<br>米ドル            | 507,287,037   | 1.36    |
| 10 | APPLE INC                                    | 米国<br>情報技術         | 19,765  | 177.30<br>米ドル            | 489,748,268   | 1.32    |
| 11 | AIRBUS SE (BEARER)                           | フランス<br>資本財・サービス   | 24,886  | 124.3996<br>ユーロ          | 464,216,715   | 1.25    |
| 12 | CANADIAN NATURAL<br>RESOURCES LTD            | カナダ<br>エネルギー       | 60,306  | 74.46<br>カナダ・ドル          | 461,572,317   | 1.24    |
| 13 | GENERAL ELECTRIC CO                          | 米国<br>資本財・サービス     | 30,914  | 102.40<br>米ドル            | 442,407,534   | 1.19    |

|    |                                    |                      |         |                         |             |      |
|----|------------------------------------|----------------------|---------|-------------------------|-------------|------|
| 14 | ALPHABET INC CL C                  | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 23,984  | 124.64<br>米ドル           | 417,778,812 | 1.12 |
| 15 | HOME DEPOT INC                     | 米国<br>一般消費財・サービス     | 9,891   | 292.40<br>米ドル           | 404,189,405 | 1.09 |
| 16 | VALE SA ON                         | ブラジル<br>素材           | 212,867 | 64.28<br>ブラジル・リアル       | 379,251,395 | 1.02 |
| 17 | ASTRAZENECA PLC<br>(GBP)           | 英国<br>ヘルスケア          | 17,646  | 114.9544<br>英ポンド        | 351,741,298 | 0.95 |
| 18 | FORTESCUE METALS<br>GROUP LTD      | オーストラリア<br>素材        | 182,676 | 19.5403<br>豪ドル          | 325,132,722 | 0.87 |
| 19 | ZURICH INSURANCE<br>GROUP AG       | スイス<br>金融            | 4,924   | 427.9726<br>スイス・フラン     | 325,121,018 | 0.87 |
| 20 | AMAZON.COM INC                     | 米国<br>一般消費財・サービス     | 18,650  | 121.66<br>米ドル           | 317,098,365 | 0.85 |
| 21 | TOKYO ELECTRON LTD                 | 日本<br>情報技術           | 15,900  | 19,535.4877<br>日本円      | 310,614,254 | 0.83 |
| 22 | NOVO NORDISK AS B                  | デンマーク<br>ヘルスケア       | 13,432  | 1,114.961<br>デンマーク・クローネ | 301,516,623 | 0.81 |
| 23 | GILEAD SCIENCES INC                | 米国<br>ヘルスケア          | 25,978  | 76.33<br>米ドル            | 277,120,293 | 0.74 |
| 24 | AIA GROUP LTD                      | 香港<br>金融             | 203,055 | 75.9881<br>香港ドル         | 275,263,347 | 0.74 |
| 25 | NESTLE SA                          | スイス<br>生活必需品         | 16,053  | 108.4909<br>スイス・フラン     | 268,695,662 | 0.72 |
| 26 | KOTAK MAHINDRA BANK<br>LTD         | インド<br>金融            | 79,043  | 1,968.8095<br>インド・ルピー   | 262,936,081 | 0.71 |
| 27 | CARRIER GLOBAL CORP                | 米国<br>資本財・サービス       | 43,528  | 41.75<br>米ドル            | 253,975,923 | 0.68 |
| 28 | TAKEDA<br>PHARMACEUTICAL CO<br>LTD | 日本<br>ヘルスケア          | 54,900  | 4,510.3014<br>日本円       | 247,615,546 | 0.67 |
| 29 | NETFLIX INC                        | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 4,466   | 392.98<br>米ドル           | 245,276,828 | 0.66 |
| 30 | DAIICHI SANKYO CO<br>LTD           | 日本<br>ヘルスケア          | 50,700  | 4,532.7225<br>日本円       | 229,809,030 | 0.62 |

(注) 投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・グローブ・アンド・インカム (LUX) の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## (参考) キャピタル・グループ・AMCAPファンド(LUX)

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄                           | 国/地域(上段)<br>業種(下段)   | 株数     | 評価単価(現地通貨)<br>(上段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円)     | 投資比率<br>(%) |
|----|------------------------------|----------------------|--------|------------------------------|-------------|-------------|
| 1  | MICROSOFT CORP               | 米国<br>情報技術           | 20,800 | 331.21<br>米ドル                | 962,795,674 | 6.29        |
| 2  | BROADCOM INC                 | 米国<br>情報技術           | 4,696  | 803.34<br>米ドル                | 527,223,591 | 3.45        |
| 3  | NETFLIX INC                  | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 8,759  | 392.98<br>米ドル                | 481,052,337 | 3.14        |
| 4  | AMAZON.COM INC               | 米国<br>一般消費財・サービス     | 23,969 | 121.66<br>米ドル                | 407,535,159 | 2.66        |
| 5  | UNITEDHEALTH GROUP INC       | 米国<br>ヘルスケア          | 6,050  | 479.85<br>米ドル                | 405,721,692 | 2.65        |
| 6  | MASTERCARD INC CL A          | 米国<br>金融             | 7,605  | 367.50<br>米ドル                | 390,592,515 | 2.55        |
| 7  | ABBOTT LABORATORIES          | 米国<br>ヘルスケア          | 24,399 | 101.71<br>米ドル                | 346,819,123 | 2.27        |
| 8  | TRANSDIGM GROUP INC          | 米国<br>資本財・サービス       | 3,121  | 780.46<br>米ドル                | 340,417,418 | 2.22        |
| 9  | ALPHABET INC CL A            | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 17,756 | 123.67<br>米ドル                | 306,885,841 | 2.01        |
| 10 | ASML HOLDING NV              | オランダ<br>情報技術         | 2,889  | 679.8491<br>ユーロ              | 294,514,668 | 1.92        |
| 11 | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC | 米国<br>ヘルスケア          | 3,134  | 514.22<br>米ドル                | 225,224,334 | 1.47        |
| 12 | RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP   | 米国<br>資本財・サービス       | 17,322 | 92.82<br>米ドル                 | 224,702,008 | 1.47        |
| 13 | ALPHABET INC CL C            | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 12,024 | 124.64<br>米ドル                | 209,446,816 | 1.37        |
| 14 | STRYKER CORP                 | 米国<br>ヘルスケア          | 5,230  | 271.49<br>米ドル                | 198,437,104 | 1.30        |

|    |                                 |                      |        |                 |             |      |
|----|---------------------------------|----------------------|--------|-----------------|-------------|------|
| 15 | MICRON TECHNOLOGY INC           | 米国<br>情報技術           | 19,541 | 71.69<br>米ドル    | 195,781,981 | 1.28 |
| 16 | SALESFORCE INC                  | 米国<br>情報技術           | 6,289  | 218.87<br>米ドル   | 192,369,044 | 1.26 |
| 17 | HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC   | 米国<br>一般消費財・サービス     | 9,635  | 136.08<br>米ドル   | 183,237,085 | 1.20 |
| 18 | OLD DOMINION FREIGHT LINE INC   | 米国<br>資本財・サービス       | 3,955  | 317.58<br>米ドル   | 175,536,319 | 1.15 |
| 19 | META PLATFORMS INC CL A         | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 4,710  | 262.52<br>米ドル   | 172,802,753 | 1.13 |
| 20 | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC | 米国<br>生活必需品          | 12,380 | 90.21<br>米ドル    | 156,078,356 | 1.02 |
| 21 | ELI LILLY AND CO                | 米国<br>ヘルスケア          | 2,530  | 427.24<br>米ドル   | 151,063,583 | 0.99 |
| 22 | COPART INC                      | 米国<br>資本財・サービス       | 12,000 | 88.60<br>米ドル    | 148,587,516 | 0.97 |
| 23 | SNOWFLAKE INC CL A              | 米国<br>情報技術           | 6,341  | 158.65<br>米ドル   | 140,593,481 | 0.92 |
| 24 | SERVICENOW INC                  | 米国<br>情報技術           | 1,814  | 549.12<br>米ドル   | 139,210,470 | 0.91 |
| 25 | REVVITY INC                     | 米国<br>ヘルスケア          | 8,241  | 116.22<br>米ドル   | 133,853,009 | 0.87 |
| 26 | ZOETIS INC CL A                 | 米国<br>ヘルスケア          | 5,829  | 160.94<br>米ドル   | 131,106,857 | 0.86 |
| 27 | NVIDIA CORP                     | 米国<br>情報技術           | 2,318  | 401.11<br>米ドル   | 129,940,423 | 0.85 |
| 28 | APPLE INC                       | 米国<br>情報技術           | 5,148  | 177.30<br>米ドル   | 127,560,035 | 0.83 |
| 29 | MERCADOLIBRE INC                | 米国<br>一般消費財・サービス     | 710    | 1,249.72<br>米ドル | 124,004,779 | 0.81 |
| 30 | INSULET CORP                    | 米国<br>ヘルスケア          | 3,001  | 272.58<br>米ドル   | 114,321,348 | 0.75 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）

## 上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄                                    | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域<br>(上段)<br>資産(中<br>段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量        | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------------------------------------|------------------------------|---|-----------|------------------------|---------------|-----------------|
| 1  | MICROSOFT CORP                        | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>情報技術                            | 27,087    | 331.21<br>米ドル          | 1,253,809,924 | 4.44            |
| 2  | BROADCOM INC                          | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>情報技術                            | 8,799     | 803.34<br>米ドル          | 987,870,608   | 3.50            |
| 3  | UNITEDHEALTH<br>GROUP INC             | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                           | 8,836     | 479.85<br>米ドル          | 592,554,855   | 2.10            |
| 4  | PHILIP MORRIS<br>INTERNATIONAL<br>INC | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>生活必需品                           | 42,745    | 90.21<br>米ドル           | 538,898,977   | 1.91            |
| 5  | US TREASURY NOTE<br>3.625% 05-31-28   | 3.625<br>2028/5/31           | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債                    | 3,575,000 | 99.2009<br>米ドル         | 495,631,629   | 1.76            |
| 6  | US TREASURY NOTE<br>3.875% 02-15-26   | 4<br>2026/2/15               | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債                    | 2,839,000 | 99.5155<br>米ドル         | 394,842,042   | 1.40            |
| 7  | HOME DEPOT INC                        | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>一般消費<br>財・サービ<br>ス              | 9,310     | 292.40<br>米ドル          | 380,447,210   | 1.35            |
| 8  | US TREASURY BOND<br>3.625% 02-15-53   | 3.625<br>2053/2/15           | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債                    | 2,853,000 | 95.1609<br>米ドル         | 379,426,326   | 1.34            |

|    |                                       |                    |  |           |                 |             |      |
|----|---------------------------------------|--------------------|--|-----------|-----------------|-------------|------|
| 9  | ALPHABET INC CL<br>C                  | -<br>-             | 米国<br>株式<br>コミュニ<br>ケーショ<br>ン・サービ<br>ス | 21,381    | 124.64<br>米ドル   | 372,436,990 | 1.32 |
| 10 | TAIWAN<br>SEMICONDUCTOR<br>MFG CO ADR | -<br>-             | 台湾<br>株式<br>情報技術                       | 24,087    | 101.98<br>米ドル   | 343,293,100 | 1.22 |
| 11 | JPMORGAN CHASE &<br>CO                | -<br>-             | 米国<br>株式<br>金融                         | 15,867    | 137.46<br>米ドル   | 304,816,531 | 1.08 |
| 12 | META PLATFORMS<br>INC CL A            | -<br>-             | 米国<br>株式<br>コミュニ<br>ケーショ<br>ン・サービ<br>ス | 7,797     | 262.52<br>米ドル   | 286,060,099 | 1.01 |
| 13 | US TREASURY NOTE<br>2.125% 03-31-24   | 2.125<br>2024/3/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債               | 2,100,000 | 97.4416<br>米ドル  | 285,977,055 | 1.01 |
| 14 | ELI LILLY AND CO                      | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                      | 4,766     | 427.24<br>米ドル   | 284,572,742 | 1.01 |
| 15 | PFIZER INC                            | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                      | 52,764    | 37.01<br>米ドル    | 272,912,955 | 0.97 |
| 16 | CANADIAN NATURAL<br>RESOURCES LTD     | -<br>-             | カナダ<br>株式<br>エネルギー                     | 34,123    | 74.46<br>カナダ・ドル | 261,171,893 | 0.93 |
| 17 | US TREASURY BOND<br>4.0% 02-28-30     | 4<br>2030/2/28     | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債               | 1,812,000 | 101.3588<br>米ドル | 256,676,980 | 0.91 |
| 18 | FNCL 2.0 UMBS<br>TBA 06-01-53         | 2<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券                      | 2,214,000 | 81.707<br>米ドル   | 252,815,910 | 0.90 |

|    |                                     |                    |  |           |                |             |      |
|----|-------------------------------------|--------------------|--|-----------|----------------|-------------|------|
| 19 | COMCAST CORP CL<br>A                | -<br>-             | 米国<br>株式<br>コミュニ<br>ケーショ<br>ン・サービ<br>ス | 45,806    | 39.16<br>米ドル   | 250,687,342 | 0.89 |
| 20 | FNCL 5.0 UMBS<br>TBA 06-01-53       | 5<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券                      | 1,797,067 | 98.167<br>米ドル  | 246,545,601 | 0.87 |
| 21 | FNCL 3.0 UMBS<br>TBA 06-01-53       | 3<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券                      | 1,972,000 | 88.1797<br>米ドル | 243,020,452 | 0.86 |
| 22 | FNCL 4.0 UMBS<br>TBA 06-01-53       | 4<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券                      | 1,830,090 | 94.0189<br>米ドル | 240,466,588 | 0.85 |
| 23 | ASML HOLDING NV<br>NY REG SHS ADR   | -<br>-             | オランダ<br>株式<br>情報技術                     | 2,350     | 728.26<br>米ドル  | 239,178,244 | 0.85 |
| 24 | US TREASURY NOTE<br>3.375% 05-15-33 | 3.375<br>2033/5/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債               | 1,501,000 | 97.4688<br>米ドル | 204,462,395 | 0.72 |
| 25 | TARGET CORP                         | -<br>-             | 米国<br>株式<br>生活必需品                      | 10,122    | 133.84<br>米ドル  | 189,330,079 | 0.67 |
| 26 | APPLE INC                           | -<br>-             | 米国<br>株式<br>情報技術                       | 7,637     | 177.30<br>米ドル  | 189,233,874 | 0.67 |
| 27 | GILEAD SCIENCES<br>INC              | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                      | 17,624    | 76.33<br>米ドル   | 188,004,005 | 0.67 |
| 28 | ALTRIA GROUP INC                    | -<br>-             | 米国<br>株式<br>生活必需品                      | 30,060    | 44.32<br>米ドル   | 186,189,884 | 0.66 |
| 29 | GENERAL ELECTRIC<br>CO              | -<br>-             | 米国<br>株式<br>資本財・<br>サービス               | 12,622    | 102.40<br>米ドル  | 180,632,331 | 0.64 |
| 30 | FNCL 2.5 UMBS<br>TBA 06-01-53       | 2.5<br>2053/6/1    | 米国<br>債券<br>その他証券                      | 1,505,798 | 84.9844<br>米ドル | 178,843,498 | 0.63 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄                                    | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域<br>(上段)<br>資産(中<br>段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量        | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------------------------------------|------------------------------|---|-----------|------------------------|---------------|-----------------|
| 1  | BROADCOM INC                          | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>情報技術                            | 22,166    | 803.34<br>米ドル          | 2,488,594,147 | 3.89            |
| 2  | PHILIP MORRIS<br>INTERNATIONAL<br>INC | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>生活必需品                           | 102,530   | 90.21<br>米ドル           | 1,292,626,320 | 2.02            |
| 3  | ABBVIE INC                            | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                           | 66,377    | 136.44<br>米ドル          | 1,265,688,066 | 1.98            |
| 4  | MICROSOFT CORP                        | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>情報技術                            | 25,454    | 331.21<br>米ドル          | 1,178,221,206 | 1.84            |
| 5  | RAYTHEON<br>TECHNOLOGIES<br>CORP      | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>資本財・<br>サービス                    | 87,199    | 92.82<br>米ドル           | 1,131,150,581 | 1.77            |
| 6  | FNCL 5.5 UMBS<br>TBA 06-01-53         | 5.5<br>2053/6/1              | 米国<br>債券<br>その他証券                           | 7,602,842 | 99.6172<br>米ドル         | 1,058,467,672 | 1.66            |
| 7  | ZURICH INSURANCE<br>GROUP AG          | -<br>-                       | スイス<br>株式<br>金融                             | 14,573    | 427.9726<br>スイス・フラン    | 962,223,515   | 1.51            |
| 8  | US TREASURY NOTE<br>3.625% 05-31-28   | 3.625<br>2028/5/31           | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債                    | 6,800,000 | 99.2009<br>米ドル         | 942,739,881   | 1.47            |

|    |  |                    |                          |           |                 |             |      |
|----|--|--------------------|--------------------------|-----------|-----------------|-------------|------|
| 9  | VICI PROPERTIES<br>INC (REIT)                      | -<br>-             | 米国<br>株式<br>不動産          | 210,965   | 30.52<br>米ドル    | 899,833,782 | 1.41 |
| 10 | BRITISH AMERICAN<br>TOBACCO PLC                    | -<br>-             | 英国<br>株式<br>生活必需品        | 164,137   | 26.0045<br>英ポンド | 740,127,146 | 1.16 |
| 11 | US TREASURY NOTE<br>3.875% 02-15-26                | 4<br>2026/2/15     | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 4,791,000 | 99.5155<br>米ドル  | 666,322,023 | 1.04 |
| 12 | GILEAD SCIENCES<br>INC                             | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア        | 61,707    | 76.33<br>米ドル    | 658,259,370 | 1.03 |
| 13 | FNCL 6.0 UMBS<br>TBA 06-01-53                      | 6<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券        | 4,635,000 | 100.9336<br>米ドル | 653,811,909 | 1.02 |
| 14 | CROWN CASTLE INC<br>(REIT)                         | -<br>-             | 米国<br>株式<br>不動産          | 41,037    | 112.21<br>米ドル   | 643,538,481 | 1.01 |
| 15 | CANADIAN NATURAL<br>RESOURCES LTD                  | -<br>-             | カナダ<br>株式<br>エネルギー       | 83,852    | 74.46<br>カナダ・ドル | 641,789,572 | 1.00 |
| 16 | ABBOTT<br>LABORATORIES                             | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア        | 44,801    | 101.71<br>米ドル   | 636,822,966 | 1.00 |
| 17 | AMGEN INC  | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア        | 20,524    | 218.53<br>米ドル   | 626,816,509 | 0.98 |
| 18 | CME GROUP INC CL<br>A                              | -<br>-             | 米国<br>株式<br>金融           | 23,581    | 178.20<br>米ドル   | 587,269,265 | 0.92 |
| 19 | US TREASURY BOND<br>3.875% 03-31-25                | 3.875<br>2025/3/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 4,046,000 | 98.7687<br>米ドル  | 558,486,558 | 0.87 |
| 20 | TAIWAN<br>SEMICONDUCTOR<br>MANUFACTURING CO<br>LTD | -<br>-             | 台湾<br>株式<br>情報技術         | 216,764   | 559.577<br>台湾ドル | 553,192,169 | 0.87 |
| 21 | JPMORGAN CHASE &<br>CO                             | -<br>-             | 米国<br>株式<br>金融           | 27,636    | 137.46<br>米ドル   | 530,907,521 | 0.83 |

|    |                       |               |                            |           |                     |             |      |
|----|-----------------------|---------------|----------------------------|-----------|---------------------|-------------|------|
| 22 | NATIONAL GRID PLC     | -<br>-        | 英国<br>株式<br>公益事業           | 260,993   | 11.0001<br>英ポンド     | 497,826,445 | 0.78 |
| 23 | GENERAL MILLS INC     | -<br>-        | 米国<br>株式<br>生活必需品          | 42,626    | 83.27<br>米ドル        | 496,055,763 | 0.78 |
| 24 | COMCAST CORP CL A     | -<br>-        | 米国<br>株式<br>コミュニケーション・サービス | 90,496    | 39.16<br>米ドル        | 495,267,034 | 0.77 |
| 25 | MORGAN STANLEY        | -<br>-        | 米国<br>株式<br>金融             | 40,342    | 83.42<br>米ドル        | 470,321,644 | 0.74 |
| 26 | ALTRIA GROUP INC      | -<br>-        | 米国<br>株式<br>生活必需品          | 74,360    | 44.32<br>米ドル        | 460,581,497 | 0.72 |
| 27 | G2SF 5.0 TBA 06-01-53 | 5<br>2053/6/1 | 米国<br>債券<br>その他証券          | 3,282,777 | 98.3233<br>米ドル      | 451,091,950 | 0.71 |
| 28 | MEDTRONIC PLC         | -<br>-        | 米国<br>株式<br>ヘルスケア          | 38,866    | 82.50<br>米ドル        | 448,116,721 | 0.70 |
| 29 | NESTLE SA             | -<br>-        | スイス<br>株式<br>生活必需品         | 26,012    | 108.4909<br>スイス・フラン | 435,389,743 | 0.68 |
| 30 | ASTRAZENECA PLC (GBP) | -<br>-        | 英国<br>株式<br>ヘルスケア          | 21,822    | 114.9544<br>英ポンド    | 434,982,353 | 0.68 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域(上<br>段)<br>資産(中段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量        | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--|------------------------------|---|-----------|------------------------|---------------|-----------------|
| 1  | CREDIT SUISSE<br>GROUP AG EUR REG<br>S SR UNSEC 7.75%<br>03-01-29/28 | 7.75<br>2029/3/1             | スイス<br>債券<br>社債                         | 6,120,000 | 110.5561<br>ユーロ        | 1,014,567,559 | 1.69            |
| 2  | JPMORGAN CHASE &<br>CO SR UNSEC<br>5.35% 06-01-<br>34/33             | 5.35<br>2034/6/1             | 米国<br>債券<br>社債                          | 5,722,000 | 101.048<br>米ドル         | 808,058,425   | 1.34            |
| 3  | ENI SPA EUR REG<br>S SR UNSEC (B)<br>4.25% 05-19-33                  | 4.25<br>2033/5/19            | イタリア<br>債券<br>社債                        | 5,160,000 | 100.3169<br>ユーロ        | 776,194,655   | 1.29            |
| 4  | EDISON<br>INTERNATIONAL SR<br>UNSEC 4.125% 03-<br>15-28              | 4.125<br>2028/3/15           | 米国<br>債券<br>社債                          | 4,328,000 | 93.8301<br>米ドル         | 567,540,580   | 0.94            |
| 5  | HSBC HOLDINGS<br>PLC SR UNSEC<br>6.332% 03-09-<br>44/43              | 6.332<br>2044/3/9            | 英国<br>債券<br>社債                          | 3,661,000 | 103.4163<br>米ドル        | 529,122,070   | 0.88            |
| 6  | DEUTSCHE BANK AG<br>EUR REG S SUB<br>(B) 4.0% 06-24-<br>32/27        | 4<br>2032/6/24               | ドイツ<br>債券<br>社債                         | 3,800,000 | 89.1225<br>ユーロ         | 507,829,353   | 0.84            |
| 7  | ELECTRICITE DE<br>FRANCE SA 144A<br>LIFE SR UNSEC<br>6.9% 05-23-53   | 6.9<br>2053/5/23             | フランス<br>債券<br>社債                        | 3,500,000 | 102.4143<br>米ドル        | 500,951,893   | 0.83            |
| 8  | SERVICENOW INC<br>SR UNSEC 1.4%<br>09-01-30                          | 1.4<br>2030/9/1              | 米国<br>債券<br>社債                          | 3,892,000 | 79.4343<br>米ドル         | 432,064,111   | 0.72            |
| 9  | MORGAN STANLEY<br>EUR SR UNSEC<br>5.148% 01-25-<br>34/33             | 5.148<br>2034/1/25           | 米国<br>債券<br>社債                          | 2,662,000 | 104.4647<br>ユーロ        | 416,988,862   | 0.69            |

|    |   |                     |                  |           |                 |             |      |
|----|---|---------------------|------------------|-----------|-----------------|-------------|------|
| 10 | HSBC HOLDINGS<br>PLC SUB 8.113%<br>11-03-33/32                    | 8.113<br>2033/11/3  | 英国<br>債券<br>社債   | 2,649,000 | 111.4014<br>米ドル | 412,420,228 | 0.69 |
| 11 | T-MOBILE USA INC<br>SR UNSEC 4.8%<br>07-15-28                     | 4.8<br>2028/7/15    | 米国<br>債券<br>社債   | 2,950,000 | 98.5804<br>米ドル  | 406,424,600 | 0.68 |
| 12 | BPCE SA 144A<br>LIFE SR NON PREF<br>1.652% 10-06-<br>26/25        | 1.652<br>2026/10/6  | フランス<br>債券<br>社債 | 3,169,000 | 89.9856<br>米ドル  | 398,531,323 | 0.66 |
| 13 | INTESA SANPAOLO<br>SPA 144A LIFE SR<br>UNSEC 3.25% 09-<br>23-24   | 3.25<br>2024/9/23   | イタリア<br>債券<br>社債 | 2,960,000 | 95.9274<br>米ドル  | 396,827,609 | 0.66 |
| 14 | BANK OF AMERICA<br>CORP SR UNSEC<br>5.288% 04-25-<br>34/33        | 5.288<br>2034/4/25  | 米国<br>債券<br>社債   | 2,832,000 | 99.2243<br>米ドル  | 392,715,908 | 0.65 |
| 15 | WELLS FARGO & CO<br>SR UNSEC 4.611%<br>04-25-53/52                | 4.611<br>2053/4/25  | 米国<br>債券<br>社債   | 3,086,000 | 85.9235<br>米ドル  | 370,574,217 | 0.62 |
| 16 | TORONTO-DOMINION<br>BANK EUR REG S<br>SR UNSEC 3.631%<br>12-13-29 | 3.631<br>2029/12/13 | カナダ<br>債券<br>社債  | 2,482,000 | 95.9783<br>ユーロ  | 357,208,409 | 0.59 |
| 17 | WELLS FARGO & CO<br>SR UNSEC 5.389%<br>04-24-34/33                | 5.389<br>2034/4/24  | 米国<br>債券<br>社債   | 2,531,000 | 99.9833<br>米ドル  | 353,660,986 | 0.59 |
| 18 | EQUINIX INC EUR<br>SR UNSEC 0.25%<br>03-15-27                     | 0.25<br>2027/3/15   | 米国<br>債券<br>社債   | 2,570,000 | 87.1879<br>ユーロ  | 335,997,702 | 0.56 |
| 19 | BNP PARIBAS SA<br>144A LIFE SR NON<br>PREF 2.871% 04-<br>19-32/31 | 2.871<br>2032/4/19  | フランス<br>債券<br>社債 | 2,850,000 | 82.4316<br>米ドル  | 328,326,577 | 0.55 |
| 20 | APPLE INC EUR SR<br>UNSEC 0.0% 11-<br>15-25                       | 0<br>2025/11/15     | 米国<br>債券<br>社債   | 2,225,000 | 92.4554<br>ユーロ  | 308,467,306 | 0.51 |
| 21 | AIA GROUP LTD<br>EUR REG S SUB<br>0.88% 09-09-<br>33/28           | 0.88<br>2033/9/9    | 香港<br>債券<br>社債   | 2,500,000 | 79.2685<br>ユーロ  | 297,158,045 | 0.49 |

|    |  |                    |                              |           |                 |             |      |
|----|--|--------------------|------------------------------|-----------|-----------------|-------------|------|
| 22 | BANQUE<br>FEDERATIVE DU<br>CREDIT MUTUEL SA<br>EUR REG S SUB<br>(B) 3.875% 06-<br>16-32/27 | 3.875<br>2032/6/16 | フランス<br>債券<br>社債             | 2,100,000 | 94.2561<br>ユーロ  | 296,808,000 | 0.49 |
| 23 | CONSUMERS ENERGY<br>CO SR SEC 1ST<br>LIEN 4.625% 05-<br>15-33                              | 4.625<br>2033/5/15 | 米国<br>債券<br>社債               | 2,125,000 | 98.2563<br>米ドル  | 291,800,828 | 0.48 |
| 24 | ELECTRICITE DE<br>FRANCE SA 144A<br>LIFE SR UNSEC<br>6.25% 05-23-33                        | 6.25<br>2033/5/23  | フランス<br>債券<br>その他証券          | 2,000,000 | 101.0922<br>米ドル | 282,562,696 | 0.47 |
| 25 | ELECTRICITE DE<br>FRANCE SA 144A<br>LIFE SR UNSEC<br>5.7% 05-23-28                         | 5.7<br>2028/5/23   | フランス<br>債券<br>その他証券          | 2,000,000 | 100.6322<br>米ドル | 281,277,006 | 0.47 |
| 26 | BOEING CO SR<br>UNSEC 3.25% 02-<br>01-28   | 3.25<br>2028/2/1   | 米国<br>債券<br>社債               | 2,170,000 | 92.1299<br>米ドル  | 279,400,867 | 0.46 |
| 27 | AUSTRALIA AND<br>NEW ZEALAND<br>BANKING 144A<br>LIFE SR UNSEC<br>4.829% 02-03-25           | 4.829<br>2025/2/3  | オーストラリ<br>ア<br>債券<br>社債      | 2,000,000 | 99.6636<br>米ドル  | 278,569,703 | 0.46 |
| 28 | CREDIT AGRICOLE<br>SA EUR REG S SR<br>NON PREF (B)<br>0.625% 01-12-<br>28/27               | 0.625<br>2028/1/12 | フランス<br>債券<br>社債             | 2,100,000 | 87.5034<br>ユーロ  | 275,544,068 | 0.46 |
| 29 | SIKA CAPITAL BV<br>EUR REG S SR<br>UNSEC 3.75% 05-<br>03-30                                | 3.75<br>2030/5/3   | オランダ<br>債券<br>社債             | 1,820,000 | 100.2842<br>ユーロ | 273,684,842 | 0.45 |
| 30 | ARGENTINA REP OF<br>FRN 07-09-35/22  | 1.5<br>2035/7/9    | アルゼンチン<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 1,975,000 | 98.8127<br>米ドル  | 272,739,071 | 0.45 |

(注) 投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## (参考) キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド (LUX)

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域(上<br>段)<br>資産(中段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量          | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段)     | 評価金額(円)     | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--|------------------------------|---|-------------|----------------------------|-------------|-----------------|
| 1  | BONOS MEXICAN<br>MXN 7.75% 05-<br>29-31                                  | 7.75<br>2031/5/29            | メキシコ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債              | 50,030,500  | 93.596<br>メキシコ・ペ<br>ソ      | 370,579,237 | 2.70            |
| 2  | US TREASURY<br>NOTE 4.125% 10-<br>31-27                                  | 4.125<br>2027/10/31          | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 2,480,000   | 100.8402<br>米ドル            | 349,504,608 | 2.55            |
| 3  | BRAZIL NTN BRL<br>I/L 6.0% 08-15-<br>50                                  | 6<br>2050/8/15               | ブラジル<br>債券<br>国債・政府関<br>連債              | 232,500     | 4,298.5394<br>ブラジル・レ<br>アル | 277,004,516 | 2.02            |
| 4  | FNCL 6.0 UMBS<br>TBA 06-01-53  | 6<br>2053/6/1                | 米国<br>債券<br>その他証券                       | 1,946,485   | 100.9336<br>米ドル            | 274,570,674 | 2.00            |
| 5  | US TREASURY<br>BOND 2.0% 08-<br>15-51                                    | 2<br>2051/8/15               | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 2,900,800   | 67.2988<br>米ドル             | 272,830,274 | 1.99            |
| 6  | JAPAN BILL ZERO<br>CPN 20/FEB/2024<br>JPY 50000<br>0.000% 20-02-<br>2024 | 0<br>2024/2/20               | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 271,050,000 | 100.1168<br>日本円            | 271,366,586 | 1.98            |
| 7  | BONOS MEXICAN<br>MXN 8.0% 07-31-<br>53                                   | 8<br>2053/7/31               | メキシコ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債              | 35,610,000  | 89.003<br>メキシコ・ペ<br>ソ      | 250,821,967 | 1.83            |

|    |   |                    |                               |               |                          |             |      |
|----|---|--------------------|-------------------------------|---------------|--------------------------|-------------|------|
| 8  | AUSTRALIA GOVT<br>AUD REG S 3.0%<br>11-21-33                                    | 3<br>2033/11/21    | オーストラリア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 2,840,000     | 93.9647<br>豪ドル           | 243,070,183 | 1.77 |
| 9  | US TREASURY<br>NOTE 1.875% 02-<br>15-32   | 1.875<br>2032/2/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債      | 1,565,200     | 86.5521<br>米ドル           | 189,327,893 | 1.38 |
| 10 | JAPAN GVT 76<br>JPY BD 1.4% 09-<br>20-52  | 1.4<br>2052/9/20   | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債      | 173,300,000   | 103.3294<br>日本円          | 179,069,850 | 1.31 |
| 11 | FEDERATIVE<br>REPUBLIC OF<br>BRAZIL BILL<br>ZERO CPN<br>FLOATING 01-01-<br>2024 | 0<br>2024/1/1      | ブラジル<br>債券<br>国債・政府関<br>連債    | 684,000       | 929.6855<br>ブラジル・レ<br>アル | 176,252,431 | 1.29 |
| 12 | COLOMBIA COLTES<br>COP 7.0% 03-26-<br>31  | 7<br>2031/3/26     | コロンビア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 5,753,000,000 | 79.6258<br>コロンビア・<br>ペソ  | 145,500,022 | 1.06 |
| 13 | US TREASURY<br>NOTE 1.875% 02-<br>28-27   | 1.875<br>2027/2/28 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債      | 1,100,000     | 92.6937<br>米ドル           | 142,498,481 | 1.04 |
| 14 | US TREASURY<br>NOTE 3.125% 08-<br>31-27   | 3.125<br>2027/8/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債      | 970,000       | 96.855<br>米ドル            | 131,298,900 | 0.96 |
| 15 | FNCL 5.0 UMBS<br>TBA 06-01-53   | 5<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券             | 907,835       | 98.167<br>米ドル            | 124,548,904 | 0.91 |
| 16 | GREECE GOVT<br>BOND EUR 144A<br>LIFE/REG S<br>3.875% 06-15-28                   | 3.875<br>2028/6/15 | ギリシャ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債    | 730,000       | 102.5375<br>ユーロ          | 112,241,233 | 0.82 |
| 17 | US TREASURY<br>BOND 2.375% 05-<br>15-51   | 2.375<br>2051/5/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債      | 1,035,000     | 73.5842<br>米ドル           | 106,436,857 | 0.78 |

|    |   |                    |                                   |               |                           |             |      |
|----|---|--------------------|-----------------------------------|---------------|---------------------------|-------------|------|
| 18 | NYKREDIT DKK<br>REG S SEC SER<br>01E SF 0.50%<br>10-01-40<br>(CALLABLE) | 0.5<br>2040/10/1   | デンマーク<br>債券<br>その他証券              | 6,784,113     | 77.0688<br>デンマーク・<br>クローネ | 105,264,585 | 0.77 |
| 19 | US TREASURY<br>BOND 2.25% 02-<br>15-52                                  | 2.25<br>2052/2/15  | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 995,000       | 71.3814<br>米ドル            | 99,260,210  | 0.72 |
| 20 | GREECE GOVT<br>BOND EUR 144A<br>LIFE REG S<br>1.875% 01-24-52           | 1.875<br>2052/1/24 | ギリシャ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債        | 980,000       | 62.4219<br>ユーロ            | 91,729,685  | 0.67 |
| 21 | KOREA NDFB 3212<br>KRW 4.25% 12-<br>10-32                               | 4.25<br>2032/12/10 | 韓国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 818,610,000   | 104.6327<br>韓国ウォン         | 90,343,275  | 0.66 |
| 22 | INDONESIA GOVT<br>BOND IDR FR59<br>7.0% 05-15-27                        | 7<br>2027/5/15     | インドネシア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債      | 8,632,000,000 | 103.54<br>インドネシ<br>ア・ルピー  | 83,354,720  | 0.61 |
| 23 | JPMORGAN CHASE<br>& CO SR UNSEC<br>5.35% 06-01-<br>34/33                | 5.35<br>2034/6/1   | 米国<br>債券<br>社債                    | 590,000       | 101.048<br>米ドル            | 83,319,551  | 0.61 |
| 24 | FNCT UMBS 2.0<br>RB5111 05-01-41  | 2<br>2041/5/1      | 米国<br>債券<br>その他証券                 | 694,797       | 85.5564<br>米ドル            | 83,076,349  | 0.61 |
| 25 | AUSTRALIA GOVT<br>AUD REG S 2.25%<br>05-21-28                           | 2.25<br>2028/5/21  | オーストラリ<br>ア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 950,000       | 94.5795<br>豪ドル            | 81,840,624  | 0.60 |
| 26 | DEUTSCHLAND REP<br>EUR REG S (B)<br>1.7% 08-15-32                       | 1.7<br>2032/8/15   | ドイツ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債         | 555,000       | 95.034<br>ユーロ             | 79,089,501  | 0.58 |
| 27 | G2SF 5.0 TBA<br>06-01-53  | 5<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券                 | 560,000       | 98.3233<br>米ドル            | 76,950,549  | 0.56 |

|    |   |                    |                            |         |                |            |      |
|----|---|--------------------|----------------------------|---------|----------------|------------|------|
| 28 | GREECE GOVT<br>BOND EUR 144A<br>LIFE/REG S 1.5%<br>06-18-30 | 1.5<br>2030/6/18   | ギリシャ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 590,000 | 86.8148<br>ユーロ | 76,805,554 | 0.56 |
| 29 | WARNERMEDIA<br>HOLDINGS INC SR<br>UNSEC 3.755%<br>03-15-27  | 3.755<br>2027/3/15 | 米国<br>債券<br>社債             | 565,000 | 93.6584<br>米ドル | 73,954,128 | 0.54 |
| 30 | FNCL 4.0 UMBS<br>TBA 06-01-53                               | 4<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券          | 533,000 | 94.0189<br>米ドル | 70,034,093 | 0.51 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に  
対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 国/地域（上段）<br>業種（下段）   | 株数         | 評価単価（現地通<br>貨）（上段）<br>通貨（下段） | 評価金額（円）        | 投資<br>比率<br>（%） |
|----|--|----------------------|------------|------------------------------|----------------|-----------------|
| 1  | MICROSOFT CORP                               | 米国<br>情報技術           | 2,135,452  | 331.21<br>米ドル                | 98,846,343,620 | 4.79            |
| 2  | NOVO NORDISK AS B                            | デンマーク<br>ヘルスケア       | 2,395,328  | 1,114.961<br>デンマーク・ク<br>ローネ  | 53,769,446,710 | 2.61            |
| 3  | META PLATFORMS INC CL<br>A                   | 米国<br>コミュニケーション・サービス | 1,334,461  | 262.52<br>米ドル                | 48,959,349,179 | 2.37            |
| 4  | TAIWAN SEMICONDUCTOR<br>MANUFACTURING CO LTD | 台湾<br>情報技術           | 19,062,700 | 559.577<br>台湾ドル              | 48,648,928,656 | 2.36            |
| 5  | TESLA INC                                    | 米国<br>一般消費財・サービ<br>ス | 1,454,319  | 201.16<br>米ドル                | 40,885,438,457 | 1.98            |
| 6  | BROADCOM INC                                 | 米国<br>情報技術           | 351,922    | 803.34<br>米ドル                | 39,510,558,037 | 1.91            |
| 7  | ASML HOLDING NV                              | オランダ<br>情報技術         | 313,929    | 679.8491<br>ユーロ              | 32,003,009,753 | 1.55            |

|    |  |                          |            |                              |                |      |
|----|--|--------------------------|------------|------------------------------|----------------|------|
| 8  | ELI LILLY AND CO                       | 米国<br>ヘルスケア              | 511,892    | 427.24<br>米ドル                | 30,564,521,650 | 1.48 |
| 9  | ASTRAZENECA PLC (GBP)                  | 英国<br>ヘルスケア              | 1,445,958  | 114.9544<br>英ポンド             | 28,822,574,152 | 1.40 |
| 10 | LVMH MOET HENNESSY<br>LOUIS VUITTON SE | フランス<br>一般消費財・サービ<br>ス   | 221,241    | 836.9581<br>ユーロ              | 27,766,180,958 | 1.35 |
| 11 | NESTLE SA                              | スイス<br>生活必需品             | 1,582,060  | 108.4909<br>スイス・フラン          | 26,480,574,233 | 1.28 |
| 12 | AIA GROUP LTD                          | 香港<br>金融                 | 18,384,876 | 75.9881<br>香港ドル              | 24,922,718,060 | 1.21 |
| 13 | NETFLIX INC                            | 米国<br>コミュニケーション・サービ<br>ス | 384,725    | 392.98<br>米ドル                | 21,129,450,909 | 1.02 |
| 14 | DSV A/S                                | デンマーク<br>資本財・サービス        | 735,522    | 1,342.2734<br>デンマーク・ク<br>ローネ | 19,876,849,271 | 0.96 |
| 15 | BOOKING HOLDINGS INC                   | 米国<br>一般消費財・サービ<br>ス     | 50,990     | 2,528.77<br>米ドル              | 18,020,286,736 | 0.87 |
| 16 | THERMO FISHER<br>SCIENTIFIC INC        | 米国<br>ヘルスケア              | 245,487    | 514.22<br>米ドル                | 17,641,878,110 | 0.85 |
| 17 | VERTEX<br>PHARMACEUTICALS INC          | 米国<br>ヘルスケア              | 380,542    | 325.30<br>米ドル                | 17,300,315,137 | 0.84 |
| 18 | ALPHABET INC CL C                      | 米国<br>コミュニケーション・サービ<br>ス | 989,873    | 124.64<br>米ドル                | 17,242,660,347 | 0.84 |
| 19 | ALPHABET INC CL A                      | 米国<br>コミュニケーション・サービ<br>ス | 982,423    | 123.67<br>米ドル                | 16,979,708,756 | 0.82 |
| 20 | ASML HOLDING NV NY<br>REG SHS ADR      | オランダ<br>情報技術             | 157,335    | 728.26<br>米ドル                | 16,013,237,901 | 0.78 |
| 21 | CATERPILLAR INC                        | 米国<br>資本財・サービス           | 544,814    | 209.90<br>米ドル                | 15,981,886,872 | 0.77 |
| 22 | ZOETIS INC CL A                        | 米国<br>ヘルスケア              | 694,124    | 160.94<br>米ドル                | 15,612,354,801 | 0.76 |
| 23 | JPMORGAN CHASE & CO                    | 米国<br>金融                 | 803,427    | 137.46<br>米ドル                | 15,434,412,985 | 0.75 |
| 24 | CARRIER GLOBAL CORP                    | 米国<br>資本財・サービス           | 2,570,705  | 41.75<br>米ドル                 | 14,999,475,626 | 0.73 |
| 25 | AIRBUS SE (BEARER)                     | フランス<br>資本財・サービス         | 803,320    | 124.3996<br>ユーロ              | 14,984,914,052 | 0.73 |

|    |                                 |                  |           |                       |                |      |
|----|---------------------------------|------------------|-----------|-----------------------|----------------|------|
| 26 | LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC | 英国<br>金融         | 1,010,994 | 85.1836<br>英ポンド       | 14,933,320,590 | 0.72 |
| 27 | RELIANCE INDUSTRIES LTD         | インド<br>エネルギー     | 3,397,520 | 2,516.2381<br>インド・ルピー | 14,444,311,271 | 0.70 |
| 28 | REGENERON PHARMACEUTICALS       | 米国<br>ヘルスケア      | 138,928   | 728.60<br>米ドル         | 14,146,412,092 | 0.69 |
| 29 | COSTCO WHOLESALE CORP           | 米国<br>生活必需品      | 196,460   | 508.03<br>米ドル         | 13,948,607,476 | 0.68 |
| 30 | SAFRAN SA                       | フランス<br>資本財・サービス | 658,001   | 137.8863<br>ユーロ       | 13,604,876,265 | 0.66 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄                              | 国/地域（上段）<br>業種（下段） | 株数        | 評価単価（現地通貨）（上段）<br>通貨（下段） | 評価金額（円）       | 投資比率（%） |
|----|---------------------------------|--------------------|-----------|--------------------------|---------------|---------|
| 1  | BROADCOM INC                    | 米国<br>情報技術         | 20,002    | 803.34<br>米ドル            | 2,245,640,176 | 4.67    |
| 2  | EQUINIX INC (REIT)              | 米国<br>不動産          | 12,662    | 734.51<br>米ドル            | 1,299,772,597 | 2.71    |
| 3  | VICI PROPERTIES INC (REIT)      | 米国<br>不動産          | 301,897   | 30.52<br>米ドル             | 1,287,688,097 | 2.68    |
| 4  | INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA   | スペイン<br>一般消費財・サービス | 224,742   | 31.4383<br>ユーロ           | 1,059,473,617 | 2.21    |
| 5  | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC | 米国<br>生活必需品        | 81,948    | 90.21<br>米ドル             | 1,033,142,902 | 2.15    |
| 6  | ELI LILLY AND CO                | 米国<br>ヘルスケア        | 16,616    | 427.24<br>米ドル            | 992,123,518   | 2.06    |
| 7  | BP PLC                          | 英国<br>エネルギー        | 1,215,863 | 4.7039<br>英ポンド           | 991,728,553   | 2.06    |
| 8  | RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP      | 米国<br>資本財・サービス     | 71,146    | 92.82<br>米ドル             | 922,910,117   | 1.92    |

|    |   |                      |         |                          |             |      |
|----|---|----------------------|---------|--------------------------|-------------|------|
| 9  | NIPPON TELEGRAPH & TELEPHONE CORP         | 日本<br>コミュニケーション・サービス | 224,500 | 4,006.6889<br>日本円        | 899,501,658 | 1.87 |
| 10 | CARLSBERG A/S B                           | デンマーク<br>生活必需品       | 37,744  | 1,072.6652<br>デンマーク・クローネ | 815,122,722 | 1.70 |
| 11 | CME GROUP INC CL A                        | 米国<br>金融             | 31,932  | 178.20<br>米ドル            | 795,245,417 | 1.66 |
| 12 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD | 台湾<br>情報技術           | 298,000 | 559.577<br>台湾ドル          | 760,510,354 | 1.58 |
| 13 | CROWN CASTLE INC (REIT)                   | 米国<br>不動産            | 47,865  | 112.21<br>米ドル            | 750,614,553 | 1.56 |
| 14 | NESTLE SA                                 | スイス<br>生活必需品         | 43,055  | 108.4909<br>スイス・フラン      | 720,656,059 | 1.50 |
| 15 | CENTERPOINT ENERGY INC                    | 米国<br>公益事業           | 179,078 | 28.18<br>米ドル             | 705,262,153 | 1.47 |
| 16 | UNITEDHEALTH GROUP INC                    | 米国<br>ヘルスケア          | 10,056  | 479.85<br>米ドル            | 674,369,808 | 1.40 |
| 17 | ENGIE SA                                  | フランス<br>公益事業         | 317,129 | 14.0675<br>ユーロ           | 668,958,390 | 1.39 |
| 18 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MFG CO ADR           | 台湾<br>情報技術           | 45,960  | 101.98<br>米ドル            | 655,031,797 | 1.36 |
| 19 | KERING SA                                 | フランス<br>一般消費財・サービス   | 8,471   | 512.8863<br>ユーロ          | 651,482,278 | 1.36 |
| 20 | ASTRAZENECA PLC (GBP)                     | 英国<br>ヘルスケア          | 30,720  | 114.9544<br>英ポンド         | 612,347,991 | 1.27 |
| 21 | MORGAN STANLEY                            | 米国<br>金融             | 50,637  | 83.42<br>米ドル             | 590,344,482 | 1.23 |
| 22 | BRISTOL-MYERS SQUIBB CO                   | 米国<br>ヘルスケア          | 65,752  | 63.71<br>米ドル             | 585,442,069 | 1.22 |
| 23 | KLA CORP                                  | 米国<br>情報技術           | 8,769   | 458.73<br>米ドル            | 562,178,934 | 1.17 |
| 24 | GENERAL MILLS INC                         | 米国<br>生活必需品          | 46,867  | 83.27<br>米ドル             | 545,409,972 | 1.14 |
| 25 | ALTRIA GROUP INC                          | 米国<br>生活必需品          | 87,709  | 44.32<br>米ドル             | 543,264,424 | 1.13 |
| 26 | TC ENERGY CORP                            | カナダ<br>エネルギー         | 98,974  | 53.38<br>カナダ・ドル          | 543,070,097 | 1.13 |
| 27 | EURONEXT NV                               | フランス<br>金融           | 57,729  | 62.6851<br>ユーロ           | 542,632,095 | 1.13 |

|    |                    |                        |           |                 |             |      |
|----|--------------------|------------------------|-----------|-----------------|-------------|------|
| 28 | STARBUCKS CORP     | 米国<br>一般消費財・サービス       | 38,887    | 97.75<br>米ドル    | 531,237,300 | 1.11 |
| 29 | LINK REIT (REIT)   | 香港<br>不動産              | 598,570   | 47.1042<br>香港ドル | 502,995,551 | 1.05 |
| 30 | KONINKLIJKE KPN NV | オランダ<br>コミュニケーション・サービス | 1,026,653 | 3.2171<br>ユーロ   | 495,269,475 | 1.03 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（L U X）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（L U X）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域(上<br>段)<br>資産(中段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量         | 評価単価(上段)<br>通貨(下段)     | 評価金額(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--|------------------------------|---|------------|------------------------|---------------|-----------------|
| 1  | BRAZIL NTN BRL<br>10.0% 01-01-31                       | 10<br>2031/1/1               | ブラジル<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 53,900,000 | 93.0943<br>ブラジル・リアル    | 1,390,769,066 | 1.92            |
| 2  | BRAZIL NTN BRL<br>1/L 6.0% 08-15-<br>50                | 6<br>2050/8/15               | ブラジル<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 1,084,000  | 4,298.5394<br>ブラジル・リアル | 1,291,496,323 | 1.79            |
| 3  | US TREASURY NOTE<br>1.5% 02-29-24                      | 1.5<br>2024/2/29             | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債                | 7,850,000  | 97.215<br>米ドル          | 1,066,523,163 | 1.48            |
| 4  | AIA GROUP LTD  | -<br>-                       | 香港<br>株式<br>金融                          | 742,000    | 75.9881<br>香港ドル        | 1,005,862,471 | 1.39            |
| 5  | PETROLEOS<br>MEXICANOS SR<br>UNSEC 6.875% 10-<br>16-25 | 6.875<br>2025/10/16          | メキシコ<br>債券<br>社債                        | 7,370,000  | 96.8039<br>米ドル         | 997,074,988   | 1.38            |

|    |  |                     |  |             |                              |             |      |
|----|--|---------------------|--|-------------|------------------------------|-------------|------|
| 6  | BONOS MEXICAN<br>MXN 10.0% 12-05-<br>24  | 10<br>2024/12/5     | メキシコ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債                     | 120,671,900 | 99.0156<br>メキシコ・ペソ           | 945,581,348 | 1.31 |
| 7  | TAIWAN<br>SEMICONDUCTOR<br>MANUFACTURING CO<br>LTD                               | -<br>-              | 台湾<br>株式<br>情報技術                               | 359,455     | 559.577<br>台湾ドル              | 917,346,476 | 1.27 |
| 8  | TENCENT HOLDINGS<br>LTD  | -<br>-              | 中国<br>株式<br>コミュニ<br>ケーショ<br>ン・サービ<br>ス         | 163,400     | 311.1468<br>香港ドル             | 906,998,842 | 1.26 |
| 9  | BANK CENTRAL<br>ASIA TBK PT  | -<br>-              | インドネシ<br>ア<br>株式<br>金融                         | 10,426,500  | 9,227.8185<br>インドネシア・<br>ルピー | 897,321,759 | 1.24 |
| 10 | DOMINICAN<br>REPUBLIC REG S<br>5.95% 01-25-27                                    | 5.95<br>2027/1/25   | ドミニカ共<br>和国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 6,141,000   | 98.2281<br>米ドル               | 843,028,741 | 1.17 |
| 11 | NATIONAL BANK OF<br>GREECE SA EUR<br>REG S SR UNSEC<br>(B) 2.75% 10-08-<br>26/25 | 2.75<br>2026/10/8   | ギリシャ<br>債券<br>社債                               | 5,810,000   | 94.1228<br>ユーロ               | 820,007,479 | 1.13 |
| 12 | SINGAPORE<br>TELECOM LTD   | -<br>-              | シンガポー<br>ル<br>株式<br>コミュニ<br>ケーショ<br>ン・サービ<br>ス | 2,887,700   | 2.4976<br>シンガポール・<br>ドル      | 746,343,236 | 1.03 |
| 13 | CEMEX SAB DE CV<br>PRP REG S SUB<br>9.125% 12-31-<br>79/06-14-28                 | 9.125<br>2079/12/31 | メキシコ<br>債券<br>社債                               | 5,210,000   | 99.97<br>米ドル                 | 727,905,113 | 1.01 |

|    |  |                    |                                    |             |                         |             |      |
|----|--|--------------------|------------------------------------|-------------|-------------------------|-------------|------|
| 14 | ARGENTINA REP OF<br>FRN 07-09-30/23                          | 0.5<br>2030/7/9    | アルゼンチン<br>債券<br>国債・政府<br>関連債       | 18,886,984  | 26.6005<br>米ドル          | 702,133,881 | 0.97 |
| 15 | NETEASE INC  | -<br>-             | 中国<br>株式<br>コミュニ<br>ケーション・サービ<br>ス | 288,800     | 134.7433<br>中国元         | 694,214,680 | 0.96 |
| 16 | SA GLOBAL SUKUK<br>LTD REG S SR<br>UNSEC 0.946% 06-<br>17-24 | 0.946<br>2024/6/17 | サウジアラ<br>ビア<br>債券<br>社債            | 5,200,000   | 95.3421<br>米ドル          | 692,875,830 | 0.96 |
| 17 | DANONE SA  | -<br>-             | フランス<br>株式<br>生活必需品                | 82,447      | 55.712<br>ユーロ           | 688,764,414 | 0.95 |
| 18 | HDFC BANK LTD  | -<br>-             | インド<br>株式<br>金融                    | 234,114     | 1,634.5944<br>インド・ルピー   | 646,577,328 | 0.89 |
| 19 | CHINA RESOURCES<br>GAS GROUP LTD                             | -<br>-             | 中国<br>株式<br>公益事業                   | 1,395,900   | 25.3788<br>香港ドル         | 631,995,710 | 0.87 |
| 20 | SOUTH AFRICA GVT<br>ZAR 8.25% 03-31-<br>32                   | 8.25<br>2032/3/31  | 南アフリカ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債        | 110,750,000 | 80.305<br>南アフリカ・ラ<br>ンド | 631,379,795 | 0.87 |
| 21 | NOVA LJUBLJANSKA<br>BANKA DD GDR REG<br>S                    | -<br>-             | スロベニア<br>株式<br>金融                  | 279,691     | 14.90<br>ユーロ            | 624,901,552 | 0.86 |
| 22 | BRITISH AMERICAN<br>TOBACCO PLC                              | -<br>-             | 英国<br>株式<br>生活必需品                  | 132,748     | 26.0045<br>英ポンド         | 598,587,756 | 0.83 |
| 23 | KOTAK MAHINDRA<br>BANK LTD                                   | -<br>-             | インド<br>株式<br>金融                    | 168,792     | 1,968.8095<br>インド・ルピー   | 561,485,608 | 0.78 |
| 24 | HALYK SAVINGS<br>BANK OF<br>KAZAKHSTAN OJSC<br>GDR REG S     | -<br>-             | カザフスタ<br>ン<br>株式<br>金融             | 317,534     | 12.6397<br>米ドル          | 560,911,926 | 0.78 |

|    |   |                    |                             |            |                      |             |      |
|----|---|--------------------|-----------------------------|------------|----------------------|-------------|------|
| 25 | RWANDA GOVT BOND<br>REG S 5.5% 08-<br>09-31               | 5.5<br>2031/8/9    | ルワンダ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債  | 5,400,000  | 73.535<br>米ドル        | 554,951,732 | 0.77 |
| 26 | ROMANIA GOVT<br>BOND EUR REG S<br>2.75% 02-26-26          | 2.75<br>2026/2/26  | ルーマニア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 3,740,000  | 94.9863<br>ユーロ       | 532,695,976 | 0.74 |
| 27 | SAMSUNG<br>ELECTRONICS CO<br>LTD PEF                      | -<br>-             | 韓国<br>株式<br>情報技術            | 81,823     | 60,223.9944<br>韓国ウォン | 519,752,315 | 0.72 |
| 28 | BONOS MEXICAN<br>MXN 8.5% 05-31-<br>29                    | 8.5<br>2029/5/31   | メキシコ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債  | 62,700,000 | 98.216<br>メキシコ・ペソ    | 487,347,491 | 0.67 |
| 29 | BORR DRILLING<br>LTD SR SEC 1ST<br>LIEN 9.5% 02-09-<br>26 | 9.5<br>2026/2/9    | ノルウェー<br>債券<br>社債           | 3,400,000  | 100.75<br>米ドル        | 478,730,753 | 0.66 |
| 30 | REPUBLIC OF<br>NAMIBIA REG S<br>5.25% 10-29-25            | 5.25<br>2025/10/29 | ナミビア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債  | 3,555,000  | 95.3706<br>米ドル       | 473,828,822 | 0.66 |

(注) 投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(参考) キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄 | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域<br>(上段)<br>資産(中<br>段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量 | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----|------------------------------|---|----|------------------------|---------|-----------------|
|----|----|------------------------------|---|----|------------------------|---------|-----------------|

|    |  |                    |                          |            |                     |               |      |
|----|--|--------------------|--------------------------|------------|---------------------|---------------|------|
| 1  | US TREASURY BOND<br>3.5% 02-15-33                  | 3.5<br>2033/2/15   | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 61,440,000 | 98.4263<br>米ドル      | 8,451,423,711 | 4.31 |
| 2  | US TREASURY BOND<br>3.625% 02-15-53                | 3.625<br>2053/2/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 51,719,300 | 95.1609<br>米ドル      | 6,878,255,882 | 3.51 |
| 3  | PHILIP MORRIS<br>INTERNATIONAL<br>INC              | -<br>-             | 米国<br>株式<br>生活必需品        | 521,664    | 90.21<br>米ドル        | 6,576,773,791 | 3.35 |
| 4  | ASTRAZENECA PLC<br>(GBP)                           | -<br>-             | 英国<br>株式<br>ヘルスケア        | 320,037    | 114.9544<br>英ポンド    | 6,379,362,446 | 3.25 |
| 5  | BROADCOM INC                                       | -<br>-             | 米国<br>株式<br>情報技術         | 52,611     | 803.34<br>米ドル       | 5,906,678,096 | 3.01 |
| 6  | TAIWAN<br>SEMICONDUCTOR<br>MANUFACTURING CO<br>LTD | -<br>-             | 台湾<br>株式<br>情報技術         | 1,752,000  | 559.577<br>台湾ドル     | 4,471,188,394 | 2.28 |
| 7  | NESTLE SA  | -<br>-             | スイス<br>株式<br>生活必需品       | 260,252    | 108.4909<br>スイス・フラン | 4,356,106,851 | 2.22 |
| 8  | MICROSOFT CORP                                     | -<br>-             | 米国<br>株式<br>情報技術         | 93,187     | 331.21<br>米ドル       | 4,313,463,484 | 2.20 |
| 9  | US TREASURY NOTE<br>3.625% 03-31-28                | 3.625<br>2028/3/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 24,540,000 | 98.995<br>米ドル       | 3,395,121,372 | 1.73 |
| 10 | GILEAD SCIENCES<br>INC                             | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア        | 298,398    | 76.33<br>米ドル        | 3,183,160,411 | 1.62 |
| 11 | UNITEDHEALTH<br>GROUP INC                          | -<br>-             | 米国<br>株式<br>ヘルスケア        | 46,247     | 479.85<br>米ドル       | 3,101,390,265 | 1.58 |
| 12 | US TREASURY BOND<br>3.875% 03-31-25                | 3.875<br>2025/3/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 20,160,000 | 98.7687<br>米ドル      | 2,782,770,392 | 1.42 |

|    |   |                  |  |            |                    |               |      |
|----|---|------------------|--|------------|--------------------|---------------|------|
| 13 | JPMORGAN CHASE & CO                               | -<br>-           | 米国<br>株式<br>金融                         | 141,484    | 137.46<br>米ドル      | 2,718,009,834 | 1.39 |
| 14 | LVMH MOET<br>HENNESSY LOUIS<br>VUITTON SE         | -<br>-           | フランス<br>株式<br>一般消費<br>財・サービ<br>ス       | 20,259     | 836.9581<br>ユーロ    | 2,542,544,375 | 1.30 |
| 15 | ALTRIA GROUP INC                                  | -<br>-           | 米国<br>株式<br>生活必需品                      | 406,768    | 44.32<br>米ドル       | 2,519,497,237 | 1.28 |
| 16 | BOEING CO   | -<br>-           | 米国<br>株式<br>資本財・<br>サービス               | 85,637     | 204.69<br>米ドル      | 2,449,770,640 | 1.25 |
| 17 | CONSTELLATION<br>SOFTWARE INC                     | -<br>-           | カナダ<br>株式<br>情報技術                      | 8,820      | 2,674.08<br>カナダ・ドル | 2,424,371,554 | 1.24 |
| 18 | PFIZER INC  | -<br>-           | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                      | 466,414    | 37.01<br>米ドル       | 2,412,448,314 | 1.23 |
| 19 | DEUTSCHLAND REP<br>EUR REG S (B)<br>2.3% 02-15-33 | 2.3<br>2033/2/15 | ドイツ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 15,650,000 | 99.635<br>ユーロ      | 2,338,153,989 | 1.19 |
| 20 | RESTAURANT<br>BRANDS<br>INTERNATIONAL<br>INC      | -<br>-           | カナダ<br>株式<br>一般消費<br>財・サービ<br>ス        | 221,941    | 98.44<br>カナダ・ドル    | 2,245,770,342 | 1.14 |
| 21 | HOME DEPOT INC                                    | -<br>-           | 米国<br>株式<br>一般消費<br>財・サービ<br>ス         | 46,383     | 292.40<br>米ドル      | 1,895,411,703 | 0.97 |
| 22 | ALPHABET INC CL<br>C                              | -<br>-           | 米国<br>株式<br>コミュニ<br>ケーショ<br>ン・サービ<br>ス | 107,525    | 124.64<br>米ドル      | 1,872,984,771 | 0.95 |

|    |  |        |                                 |           |                     |               |      |
|----|--|--------|---------------------------------|-----------|---------------------|---------------|------|
| 23 | ASML HOLDING NV                            | -<br>- | オランダ<br>株式<br>情報技術              | 18,172    | 679.8491<br>ユーロ     | 1,852,516,631 | 0.94 |
| 24 | AON PLC CL A                               | -<br>- | 米国<br>株式<br>金融                  | 40,295    | 311.86<br>米ドル       | 1,756,217,050 | 0.89 |
| 25 | AIA GROUP LTD                              | -<br>- | 香港<br>株式<br>金融                  | 1,258,800 | 75.9881<br>香港ドル     | 1,706,441,615 | 0.87 |
| 26 | KWEICHOW MOUTAI<br>CO LTD A (SSE<br>NORTH) | -<br>- | 中国<br>株式<br>生活必需品               | 51,201    | 1,660.8678<br>中国元   | 1,676,529,490 | 0.85 |
| 27 | MERCK & CO INC                             | -<br>- | 米国<br>株式<br>ヘルスケア               | 109,579   | 109.17<br>米ドル       | 1,671,852,649 | 0.85 |
| 28 | COMPAGNIE<br>FINANCIERE<br>RICHEMONT SA A  | -<br>- | スイス<br>株式<br>一般消費<br>財・サービ<br>ス | 71,079    | 150.3084<br>スイス・フラン | 1,648,297,673 | 0.84 |
| 29 | BERKSHIRE<br>HATHAWAY INC CL<br>A          | -<br>- | 米国<br>株式<br>金融                  | 24        | 489,224.73<br>米ドル   | 1,640,918,451 | 0.84 |
| 30 | AIRBUS SE<br>(BEARER)                      | -<br>- | フランス<br>株式<br>資本財・<br>サービス      | 87,147    | 124.3996<br>ユーロ     | 1,625,616,572 | 0.83 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄 | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域(上<br>段)<br>資産(中段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量 | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----|------------------------------|---|----|------------------------|---------|-----------------|
|    |    |                              |   |    |                        |         |                 |

|    |  |                     |                           |                |                   |               |      |
|----|--|---------------------|---------------------------|----------------|-------------------|---------------|------|
| 1  | FNCL 2.5 UMBS<br>TBA 06-01-53  | 2.5<br>2053/6/1     | 米国<br>債券<br>その他証券         | 21,481,623     | 84.9844<br>米ドル    | 2,551,370,501 | 2.03 |
| 2  | DEUTSCHLAND REP<br>EUR REG S (B)<br>1.7% 08-15-32                        | 1.7<br>2032/8/15    | ドイツ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 16,825,000     | 95.034<br>ユーロ     | 2,397,623,159 | 1.91 |
| 3  | JAPAN BILL ZERO<br>CPN 20/FEB/2024<br>JPY 50000<br>0.000% 20-02-<br>2024 | 0<br>2024/2/20      | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 2,350,000,000  | 100.1168<br>日本円   | 2,352,744,800 | 1.88 |
| 4  | US TREASURY<br>NOTE 4.125% 09-<br>30-27                                  | 4.125<br>2027/9/30  | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 14,745,800     | 100.765<br>米ドル    | 2,076,563,981 | 1.66 |
| 5  | UTD KINGDOM<br>GILT GBP REG S<br>1.25% 07-22-27                          | 1.25<br>2027/7/22   | 英国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 11,550,000     | 88.479<br>英ポンド    | 1,772,041,264 | 1.41 |
| 6  | FNCL 6.0 UMBS<br>TBA 06-01-53  | 6<br>2053/6/1       | 米国<br>債券<br>その他証券         | 12,250,000     | 100.9336<br>米ドル   | 1,727,981,850 | 1.38 |
| 7  | US TREASURY<br>NOTE 2.375% 05-<br>15-27                                  | 2.375<br>2027/5/15  | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 13,015,000     | 94.2659<br>米ドル    | 1,714,613,039 | 1.37 |
| 8  | US TREASURY<br>NOTE 3.75% 04-<br>15-26                                   | 3.75<br>2026/4/15   | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 12,176,000     | 98.958<br>米ドル     | 1,683,925,274 | 1.34 |
| 9  | KOREA NDFB 3212<br>KRW 4.25% 12-<br>10-32                                | 4.25<br>2032/12/10  | 韓国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 14,482,070,000 | 104.6327<br>韓国ウォン | 1,598,267,361 | 1.27 |
| 10 | US TREASURY<br>NOTE 1.375% 12-<br>31-28                                  | 1.375<br>2028/12/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 12,600,000     | 87.8115<br>米ドル    | 1,546,284,383 | 1.23 |
| 11 | FNCL 5.0 UMBS<br>TBA 06-01-53  | 5<br>2053/6/1       | 米国<br>債券<br>その他証券         | 10,964,302     | 98.167<br>米ドル     | 1,504,229,072 | 1.20 |

|    |   |                     |                                   |               |                 |               |      |
|----|---|---------------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|---------------|------|
| 12 | ITALY GOVT BTPS<br>EUR REG S (B)<br>4.4% 05-01-33 | 4.4<br>2033/5/1     | イタリア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債        | 9,650,000     | 102.324<br>ユーロ  | 1,480,648,066 | 1.18 |
| 13 | US TREASURY<br>NOTE 1.25% 12-<br>31-26            | 1.25<br>2026/12/31  | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 11,425,000    | 90.9367<br>米ドル  | 1,451,987,804 | 1.16 |
| 14 | US TREASURY<br>NOTE 0.875% 09-<br>30-26           | 0.875<br>2026/9/30  | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 11,500,000    | 90.2623<br>米ドル  | 1,450,679,890 | 1.16 |
| 15 | US TREASURY<br>NOTE 1.125% 10-<br>31-26           | 1.125<br>2026/10/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 11,430,000    | 90.7928<br>米ドル  | 1,450,323,470 | 1.16 |
| 16 | FNCL 3.5 UMBS<br>TBA 06-01-53                     | 3.5<br>2053/6/1     | 米国<br>債券<br>その他証券                 | 10,964,056    | 91.2359<br>米ドル  | 1,397,991,349 | 1.11 |
| 17 | AUSTRALIA GOVT<br>AUD REG S 3.0%<br>11-21-33      | 3<br>2033/11/21     | オーストラリ<br>ア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 14,570,000    | 93.9647<br>豪ドル  | 1,247,018,516 | 0.99 |
| 18 | FRANCE OAT EUR<br>REG S 0.0% 11-<br>25-30         | 0<br>2030/11/25     | フランス<br>債券<br>国債・政府関<br>連債        | 9,960,000     | 81.6585<br>ユーロ  | 1,219,572,378 | 0.97 |
| 19 | JAPAN GVT 152<br>JPY BD 1.2% 03-<br>20-35         | 1.2<br>2035/3/20    | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 1,117,750,000 | 106.9711<br>日本円 | 1,195,669,470 | 0.95 |
| 20 | JAPAN GVT 162<br>JPY BD 0.6% 09-<br>20-37         | 0.6<br>2037/9/20    | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 1,123,000,000 | 98.046<br>日本円   | 1,101,056,580 | 0.88 |
| 21 | FNCL 3.5 UMBS<br>TBA 07-01-53                     | 3.5<br>2053/7/1     | 米国<br>債券<br>その他証券                 | 8,161,944     | 91.3141<br>米ドル  | 1,041,594,254 | 0.83 |
| 22 | US TREASURY<br>NOTE 4.125% 10-<br>31-27           | 4.125<br>2027/10/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債          | 6,924,000     | 100.8402<br>米ドル | 975,794,317   | 0.78 |

|    |   |                    |                              |                |                           |             |      |
|----|---|--------------------|------------------------------|----------------|---------------------------|-------------|------|
| 23 | US TREASURY<br>BOND 2.375% 05-<br>15-51           | 2.375<br>2051/5/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 9,370,000      | 73.5842<br>米ドル            | 963,587,776 | 0.77 |
| 24 | US TREASURY<br>BOND 0.625% 05-<br>15-30           | 0.625<br>2030/5/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 8,290,000      | 81.0826<br>米ドル            | 939,398,233 | 0.75 |
| 25 | INDONESIA GOVT<br>BOND IDR FR78<br>8.25% 05-15-29 | 8.25<br>2029/5/15  | インドネシア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 90,650,000,000 | 110.109<br>インドネシ<br>ア・ルピー | 930,896,149 | 0.74 |
| 26 | JAPAN GVT 76<br>JPY BD 1.4% 09-<br>20-52          | 1.4<br>2052/9/20   | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 894,200,000    | 103.3294<br>日本円           | 923,971,495 | 0.74 |
| 27 | BONOS MEXICAN<br>MXN 8.0% 07-31-<br>53            | 8<br>2053/7/31     | メキシコ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 129,180,000    | 89.003<br>メキシコ・ペ<br>ソ     | 909,889,969 | 0.73 |
| 28 | UK CONV GILT<br>GBP REG S 1.0%<br>01-31-32        | 1<br>2032/1/31     | 英国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 6,620,000      | 76.9514<br>英ポンド           | 883,336,459 | 0.70 |
| 29 | CHINA GOVT BOND<br>CNY 3.81% 09-<br>14-50         | 3.81<br>2050/9/14  | 中国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 38,820,000     | 112.167<br>中国元            | 858,456,916 | 0.68 |
| 30 | US TREASURY<br>NOTE 3.125% 08-<br>31-27           | 3.125<br>2027/8/31 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 6,250,000      | 96.855<br>米ドル             | 845,998,071 | 0.67 |

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域(上<br>段)<br>資産(中段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量            | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段) | 評価金額(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--|------------------------------|---|---------------|------------------------|---------------|-----------------|
| 1  | TREASURY NOTE<br>3.5% 01-31-28   | 3.5<br>2028/1/31             | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 26,910,000    | 98.4213<br>米ドル         | 3,701,436,317 | 8.85            |
| 2  | CHINA PEOPLES<br>REP CNY 3.29%<br>05-23-29                               | 3.29<br>2029/5/23            | 中国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 108,390,000   | 104.1371<br>中国元        | 2,225,319,455 | 5.32            |
| 3  | FNCL UMBS 5.0<br>MA4709 07-01-52   | 5<br>2052/7/1                | 米国<br>債券<br>その他証券                       | 12,565,021    | 98.3083<br>米ドル         | 1,726,318,448 | 4.13            |
| 4  | US TREASURY<br>BOND 1.625% 08-<br>15-29                                  | 1.625<br>2029/8/15           | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 13,630,000    | 88.2906<br>米ドル         | 1,681,812,897 | 4.02            |
| 5  | US TREASURY<br>NOTE 4.125% 10-<br>31-27                                  | 4.125<br>2027/10/31          | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 9,582,800     | 100.8402<br>米ドル        | 1,350,497,080 | 3.23            |
| 6  | JAPAN BILL ZERO<br>CPN 20/FEB/2024<br>JPY 50000<br>0.000% 20-02-<br>2024 | 0<br>2024/2/20               | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 1,269,250,000 | 100.1168<br>日本円        | 1,270,732,484 | 3.04            |
| 7  | JAPAN GVT 346<br>JPY BD 0.1% 03-<br>20-27                                | 0.1<br>2027/3/20             | 日本<br>債券<br>国債・政府関<br>連債                | 1,064,200,000 | 100.4111<br>日本円        | 1,068,574,926 | 2.56            |
| 8  | FNCL UMBS 4.5<br>RA7556 06-01-52   | 4.5<br>2052/6/1              | 米国<br>債券<br>その他証券                       | 7,557,439     | 96.4922<br>米ドル         | 1,019,140,475 | 2.44            |
| 9  | SPAIN GOVT EUR<br>144A/REG S 0.8%<br>07-30-27                            | 0.8<br>2027/7/30             | スペイン<br>債券<br>国債・政府関<br>連債              | 7,220,000     | 91.3577<br>ユーロ         | 989,074,939   | 2.37            |

|    |  |                    |                            |               |                  |             |      |
|----|--|--------------------|----------------------------|---------------|------------------|-------------|------|
| 10 | UTD KINGDOM<br>GILT GBP REG S<br>1.25% 07-22-27                            | 1.25<br>2027/7/22  | 英国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 6,020,000     | 88.479<br>英ポンド   | 923,609,386 | 2.21 |
| 11 | FNCT UMBS 2.0<br>RB5111 05-01-41   | 2<br>2041/5/1      | 米国<br>債券<br>その他証券          | 7,306,575     | 85.5564<br>米ドル   | 873,642,001 | 2.09 |
| 12 | FNCL UMBS 4.5<br>SD1584 09-01-52   | 4.5<br>2052/9/1    | 米国<br>債券<br>その他証券          | 5,599,013     | 97.9455<br>米ドル   | 766,413,674 | 1.83 |
| 13 | KOREA NDFB 3006<br>KRW (B) 1.375%<br>06-10-30                              | 1.375<br>2030/6/10 | 韓国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 7,415,990,000 | 86.3144<br>韓国ウォン | 675,155,488 | 1.62 |
| 14 | FNCL UMBS 5.0<br>BV7959 08-01-52   | 5<br>2052/8/1      | 米国<br>債券<br>その他証券          | 4,753,451     | 98.3086<br>米ドル   | 653,081,955 | 1.56 |
| 15 | ITALY BUONI<br>POLIENNALI DEL<br>TESORO EUR REG<br>S (B) 0.9% 04-<br>01-31 | 0.9<br>2031/4/1    | イタリア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 5,380,000     | 79.7665<br>ユーロ   | 643,501,636 | 1.54 |
| 16 | CANADA GOVT CAD<br>BOND 3.5% 03-<br>01-28                                  | 3.5<br>2028/3/1    | カナダ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 5,322,000     | 99.982<br>カナダ・ドル | 546,956,627 | 1.31 |
| 17 | SPAIN GOVT EUR<br>144A LIFE/REG S<br>2.75% 10-31-24                        | 2.75<br>2024/10/31 | スペイン<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 3,600,000     | 99.7072<br>ユーロ   | 538,239,977 | 1.29 |
| 18 | FNCL 2.5 UMBS<br>TBA 06-01-53  | 2.5<br>2053/6/1    | 米国<br>債券<br>その他証券          | 4,330,000     | 84.9844<br>米ドル   | 514,273,725 | 1.23 |
| 19 | FRANCE OAT EUR<br>REG S 0.0% 11-<br>25-29                                  | 0<br>2029/11/25    | フランス<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 3,800,000     | 84.0976<br>ユーロ   | 479,196,946 | 1.15 |
| 20 | US TREASURY<br>NOTE 1.625% 05-<br>15-31                                    | 1.625<br>2031/5/15 | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 3,860,000     | 85.9185<br>米ドル   | 463,491,016 | 1.11 |

|    |  |                    |                              |                |                           |             |      |
|----|--|--------------------|------------------------------|----------------|---------------------------|-------------|------|
| 21 | ITALY GOVT BTPS<br>EUR REG S (B)<br>0.95% 09-15-27 | 0.95<br>2027/9/15  | イタリア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 3,230,000      | 89.8165<br>ユーロ            | 435,016,262 | 1.04 |
| 22 | FNCL 2.0 UMBS<br>TBA 06-01-53                      | 2<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券            | 3,760,000      | 81.707<br>米ドル             | 429,353,127 | 1.03 |
| 23 | IRELAND GOVT<br>EUR REG S 0.0%<br>10-18-31         | 0<br>2031/10/18    | アイルランド<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 3,590,000      | 79.4678<br>ユーロ            | 427,791,826 | 1.02 |
| 24 | ISRAEL FIXED<br>GOV ILS 2.0%<br>03-31-27           | 2<br>2027/3/31     | イスラエル<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 11,780,000     | 93.1858<br>イスラエル・<br>シェケル | 412,972,470 | 0.99 |
| 25 | INDONESIA GOVT<br>BOND IDR FR78<br>8.25% 05-15-29  | 8.25<br>2029/5/15  | インドネシア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 36,755,000,000 | 110.109<br>インドネシ<br>ア・ルピー | 377,441,677 | 0.90 |
| 26 | ISRAEL STATE OF<br>EUR REG S<br>2.875% 01-29-24    | 2.875<br>2024/1/29 | イスラエル<br>債券<br>国債・政府関<br>連債  | 2,400,000      | 99.195<br>ユーロ             | 356,983,272 | 0.85 |
| 27 | US TREASURY<br>BOND 2.25% 05-<br>15-41             | 2.25<br>2041/5/15  | 米国<br>債券<br>国債・政府関<br>連債     | 3,240,000      | 76.924<br>米ドル             | 348,316,641 | 0.83 |
| 28 | FNCL 4.0 UMBS<br>TBA 06-01-53                      | 4<br>2053/6/1      | 米国<br>債券<br>その他証券            | 2,610,000      | 94.0189<br>米ドル            | 342,943,678 | 0.82 |
| 29 | INDONESIA REP<br>OF JPY 1.13%<br>07-07-23          | 1.13<br>2023/7/7   | インドネシア<br>債券<br>国債・政府関<br>連債 | 300,000,000    | 100.0606<br>日本円           | 300,181,776 | 0.72 |
| 30 | BONOS MEXICAN<br>MXN 7.5% 06-03-<br>27             | 7.5<br>2027/6/3    | メキシコ<br>債券<br>国債・政府関<br>連債   | 39,500,000     | 94.345<br>メキシコ・ペ<br>ソ     | 294,920,482 | 0.71 |

(注) 投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額  
に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

## (参考) キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ ( L U X )

上位30銘柄

2023年5月31日現在

| 順位 | 銘柄   | 利率(%)<br>(上段)<br>償還日<br>(下段) | 国/地域(上<br>段)<br>資産(中段)<br>業種/種類<br>(下段) | 数量             | 評価単価(上<br>段)<br>通貨(下段)     | 評価金額(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--|------------------------------|---|----------------|----------------------------|---------------|-----------------|
| 1  | BONOS MEXICAN<br>MXN 7.5% 06-03-<br>27                                   | 7.5<br>2027/6/3              | メキシコ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 465,360,000    | 94.345<br>メキシコ・ペ<br>ソ      | 3,474,536,602 | 1.69            |
| 2  | ROTECH<br>HEALTHCARE INC<br>PP (NEW) (NOT<br>LISTED OR<br>TRADING) (DRS) | -<br>-                       | 米国<br>株式<br>ヘルスケア                       | 153,793        | 107.00<br>米ドル              | 2,299,787,457 | 1.12            |
| 3  | BONOS MEXICAN<br>MXN 8.5% 05-31-<br>29                                   | 8.5<br>2029/5/31             | メキシコ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 235,700,000    | 98.216<br>メキシコ・ペ<br>ソ      | 1,832,022,389 | 0.89            |
| 4  | SOUTH AFRICA GVT<br>ZAR 8.875% 02-<br>28-35                              | 8.875<br>2035/2/28           | 南アフリカ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債             | 318,390,000    | 78.245<br>南アフリカ・<br>ランド    | 1,768,562,338 | 0.86            |
| 5  | BRAZIL NTNFBRL<br>10.0% 01-01-27   | 10<br>2027/1/1               | ブラジル<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 65,300,000     | 97.2833<br>ブラジル・レ<br>アル    | 1,760,737,039 | 0.85            |
| 6  | TITULOS DE<br>TESORERIA COP<br>UNSEC 5.75% 11-<br>03-27                  | 5.75<br>2027/11/3            | コロンビア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債             | 66,513,200,000 | 83.0181<br>コロンビア・<br>ペソ    | 1,753,861,246 | 0.85            |
| 7  | BRAZIL NTNFBRL<br>I/L 6.0% 08-15-<br>26                                  | 6<br>2026/8/15               | ブラジル<br>債券<br>国債・政府<br>関連債              | 1,360,000      | 4,229.5078<br>ブラジル・レ<br>アル | 1,594,306,140 | 0.77            |

|    |   |                    |                                  |                 |                             |               |      |
|----|---|--------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------------------|---------------|------|
| 8  | OMAN GOVT BOND<br>144A LIFE 6.25%<br>01-25-31                                 | 6.25<br>2031/1/25  | オマーン<br>債券<br>国債・政府<br>関連債       | 10,550,000      | 101.4948<br>米ドル             | 1,496,454,809 | 0.73 |
| 9  | COLOMBIA COLTES<br>COP 7.0% 03-26-<br>31                                      | 7<br>2031/3/26     | コロンビア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債      | 57,133,500,000  | 79.6258<br>コロンビア・<br>ペソ     | 1,444,972,270 | 0.70 |
| 10 | SOUTH AFRICA GVT<br>ZAR 8.0% 01-31-<br>30                                     | 8<br>2030/1/31     | 南アフリカ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債      | 237,900,000     | 84.855<br>南アフリカ・<br>ランド     | 1,433,099,150 | 0.70 |
| 11 | INDONESIA GOVT<br>BOND IDR FR78<br>8.25% 05-15-29                             | 8.25<br>2029/5/15  | インドネシ<br>ア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 131,854,000,000 | 110.109<br>インドネシ<br>ア・ルピー   | 1,354,025,163 | 0.66 |
| 12 | INDONESIA GOVT<br>BOND IDR FR71<br>9.00% 03-15-29                             | 9<br>2029/3/15     | インドネシ<br>ア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 124,192,000,000 | 113.385<br>インドネシ<br>ア・ルピー   | 1,313,287,567 | 0.64 |
| 13 | MALAYSIA GVT MYR<br>3.885% 08-15-29   | 3.885<br>2029/8/15 | マレーシア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債      | 42,500,000      | 100.737<br>マレーシア・<br>リングgit | 1,300,306,925 | 0.63 |
| 14 | ARGENTINA REP OF<br>FRN 07-09-30/23   | 0.5<br>2030/7/9    | アルゼンチ<br>ン<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 34,509,969      | 26.6005<br>米ドル              | 1,282,926,827 | 0.62 |
| 15 | BRAZIL NTNFBRL<br>10.0% 01-01-29  | 10<br>2029/1/1     | ブラジル<br>債券<br>国債・政府<br>関連債       | 4,720,000       | 949.6951<br>ブラジル・レ<br>アル    | 1,242,422,122 | 0.60 |
| 16 | FEDERATIVE BILL<br>ZERO CPN<br>01/JAN/2026 BRL<br>1000 FLOATING<br>01-01-2026 | 0<br>2026/1/1      | ブラジル<br>債券<br>国債・政府<br>関連債       | 5,880,000       | 761.876<br>ブラジル・レ<br>アル     | 1,241,665,375 | 0.60 |

|    |  |                    |                                  |                |                           |               |      |
|----|--|--------------------|----------------------------------|----------------|---------------------------|---------------|------|
| 17 | UTD MEX ST GVT<br>GLOBAL 4.75% 04-<br>27-32  | 4.75<br>2032/4/27  | メキシコ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債       | 8,800,000      | 95.7624<br>米ドル            | 1,177,728,180 | 0.57 |
| 18 | KOREA NDFB 3212<br>KRW 4.25% 12-10-<br>32  | 4.25<br>2032/12/10 | 韓国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債         | 10,653,700,000 | 104.6327<br>韓国ウォン         | 1,175,761,543 | 0.57 |
| 19 | NGL ENERGY<br>OPERATING LLC<br>144A LIFE SR SEC<br>1ST LIEN 7.5%<br>02-01-26           | 7.5<br>2026/2/1    | 米国<br>債券<br>社債                   | 8,211,000      | 95.9229<br>米ドル            | 1,100,742,199 | 0.53 |
| 20 | US TREASURY NOTE<br>4.5% 11-15-25  | 4.5<br>2025/11/15  | 米国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債         | 7,800,000      | 100.5315<br>米ドル           | 1,095,882,278 | 0.53 |
| 21 | TEVA<br>PHARMACEUTICAL<br>FINANCE<br>NETHERLANDS III<br>BV SR UNSEC<br>5.125% 05-09-29 | 5.125<br>2029/5/9  | オランダ<br>債券<br>社債                 | 8,545,000      | 90.3625<br>米ドル            | 1,079,114,349 | 0.52 |
| 22 | INDONESIA GOVT<br>BOND IDR FR72<br>8.25% 05-15-36                                      | 8.25<br>2036/5/15  | インドネシ<br>ア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 93,121,000,000 | 112.883<br>インドネシ<br>ア・ルピー | 980,362,704   | 0.48 |
| 23 | SOUTH AFRICA REP<br>5.875% 04-20-32  | 5.875<br>2032/4/20 | 南アフリカ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債      | 8,000,000      | 86.80<br>米ドル              | 970,458,720   | 0.47 |
| 24 | PERU PEN 6.15%<br>08-12-32   | 6.15<br>2032/8/12  | ペルー<br>債券<br>国債・政府<br>関連債        | 26,632,000     | 93.3946<br>ペルー・ヌエ<br>ボ・ソル | 945,608,815   | 0.46 |
| 25 | KOREA NDFB 2709<br>KRW 3.125% 09-<br>10-27   | 3.125<br>2027/9/10 | 韓国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債         | 9,043,500,000  | 98.1884<br>韓国ウォン          | 936,586,746   | 0.45 |

|    |  |                     |                                    |            |                 |             |      |
|----|--|---------------------|------------------------------------|------------|-----------------|-------------|------|
| 26 | CHINA DEV BANK<br>CNY UNSEC 3.48%<br>01-08-29                        | 3.48<br>2029/1/8    | 中国<br>債券<br>国債・政府<br>関連債           | 44,980,000 | 103.5674<br>中国元 | 918,417,237 | 0.45 |
| 27 | EMIRATE OF ABU<br>DHABI REG S 2.5%<br>09-30-29                       | 2.5<br>2029/9/30    | アラブ首長<br>国連邦<br>債券<br>国債・政府<br>関連債 | 7,000,000  | 90.76<br>米ドル    | 887,891,466 | 0.43 |
| 28 | TURKEY REP OF<br>4.25% 04-14-26                                      | 4.25<br>2026/4/14   | トルコ<br>債券<br>国債・政府<br>関連債          | 7,264,000  | 86.8999<br>米ドル  | 882,190,683 | 0.43 |
| 29 | DISH NETWORK<br>CORP 144A LIFE<br>SR SEC 1ST LIEN<br>11.75% 11-15-27 | 11.75<br>2027/11/15 | 米国<br>債券<br>社債                     | 6,245,000  | 96.5479<br>米ドル  | 842,641,014 | 0.41 |
| 30 | CENTRAL BANK OF<br>TUNISIA EUR REG<br>S SR UNSEC<br>5.625% 02-17-24  | 5.625<br>2024/2/17  | チュニジア<br>債券<br>国債・政府<br>関連債        | 7,333,000  | 76.539<br>ユーロ   | 841,610,824 | 0.41 |

(注) 投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

ファンドおよび以下マザーファンドを除くその他マザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(参考)キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考)キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ファンドおよび以下マザーファンドを除くその他マザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はありません。

(参考)キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考)キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(参考)キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(参考)キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

( 4 ) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

### 3. 運用実績

#### 基準価額・純資産の推移

##### キャピタル・ニューワールド・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・AMCAPファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

##### キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

#### 分配金の推移

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日から  
行なう予定です。このため、2023年  
7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日から  
行なう予定です。このため、2023年  
7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日から  
行なう予定です。このため、2023年  
7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日から  
行なう予定です。このため、2023年  
7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル中期債ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日から  
行なう予定です。このため、2023年  
7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

当ファンドの運用は、2023年8月18日から  
行なう予定です。このため、2023年  
7月31日現在、該当事項はございません。

## 主要な資産の状況

### キャピタル・ニューワールド・ファンドF

<キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況>

| 順位 | 銘柄名                                | 投資比率(%) |
|----|------------------------------------|---------|
| 1  | キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC) | 99.99   |
| 2  | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)              | 0.05    |

<キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |  |        |            | 上位5業種   |               |            |         |
|--------|--|--------|------------|---------|---------------|------------|---------|
| 順位     | 銘柄名  | 国名/地域名 | 業種名        | 投資比率(%) | 順位            | 業種名        | 投資比率(%) |
| 1      | MICROSOFT CORP.                              | 米国     | 情報技術       | 2.97    | 1             | 金融         | 15.15   |
| 2      | NOVO NORDISK AS                              | デンマーク  | ヘルスケア      | 2.26    | 2             | 情報技術       | 13.97   |
| 3      | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾     | 情報技術       | 2.06    | 3             | ヘルスケア      | 12.53   |
| 4      | KOTAK MAHINDRA BANK LTD.                     | インド    | 金融         | 1.78    | 4             | 資本財・サービス   | 12.16   |
| 5      | LVMH MOËT HENNESSY-LOUIS VUITTON SE          | フランス   | 一般消費財・サービス | 1.61    | 5             | 一般消費財・サービス | 10.91   |
| 6      | AIRBUS SE                                    | フランス   | 資本財・サービス   | 1.50    | <b>資産構成比率</b> |            |         |
| 7      | VALE SA                                      | ブラジル   | 素材         | 1.30    | 資産の種類         |            | 投資比率(%) |
| 8      | MERCADOLIBRE, INC.                           | 米国     | 一般消費財・サービス | 1.20    | 株式            |            | 90.95   |
| 9      | ELI LILLY AND CO.                            | 米国     | ヘルスケア      | 1.20    | 債券            |            | 3.87    |
| 10     | RELIANCE INDUSTRIES LTD.                     | インド    | エネルギー      | 1.18    | 現金・その他        |            | 5.19    |

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に関する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

| 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 米国     | 23.53   | 米ドル     | 32.15   |
| インド    | 12.84   | ユーロ     | 14.15   |
| 中国     | 11.15   | インド・ルピー | 12.50   |
| フランス   | 7.05    | 香港ドル    | 6.46    |
| ブラジル   | 6.41    | 中国元     | 4.76    |
| その他国   | 33.84   | その他通貨   | 24.80   |
| 現金・その他 | 5.19    | 現金・その他  | 5.19    |

### キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

<キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンドの主要な資産の状況>

| 順位 | 銘柄名                                 | 投資比率(%) |
|----|-------------------------------------|---------|
| 1  | キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC) | 99.99   |
| 2  | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)               | 0.00    |

<キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |                               |        |                | 上位5業種   |               |                |         |
|--------|-------------------------------|--------|----------------|---------|---------------|----------------|---------|
| 順位     | 銘柄名                           | 国名/地域名 | 業種名            | 投資比率(%) | 順位            | 業種名            | 投資比率(%) |
| 1      | MICROSOFT CORP.               | 米国     | 情報技術           | 4.81    | 1             | 情報技術           | 30.69   |
| 2      | BROADCOM INC.                 | 米国     | 情報技術           | 4.80    | 2             | ヘルスケア          | 20.95   |
| 3      | UNITEDHEALTH GROUP INC.       | 米国     | ヘルスケア          | 2.55    | 3             | 金融             | 12.15   |
| 4      | ALPHABET INC.                 | 米国     | コミュニケーション・サービス | 2.54    | 4             | 一般消費財・サービス     | 10.13   |
| 5      | MICRON TECHNOLOGY, INC.       | 米国     | 情報技術           | 2.24    | 5             | コミュニケーション・サービス | 6.52    |
| 6      | AMAZON.COM, INC.              | 米国     | 一般消費財・サービス     | 2.02    | <b>資産構成比率</b> |                |         |
| 7      | THERMO FISHER SCIENTIFIC INC. | 米国     | ヘルスケア          | 1.90    | 資産の種類         |                | 投資比率(%) |
| 8      | ELI LILLY AND CO.             | 米国     | ヘルスケア          | 1.57    | 株式            |                | 93.83   |
| 9      | MASTERCARD INC.               | 米国     | 金融             | 1.56    | 債券            |                | 0.04    |
| 10     | APPLIED MATERIALS, INC.       | 米国     | 情報技術           | 1.35    | 現金・その他        |                | 6.14    |

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に関する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

| 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 米国     |         |         |         |

## キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

&lt;キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンドの主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |  |        |                |         | 上位5業種  |            |         |
|--------|--|--------|----------------|---------|--------|------------|---------|
| 順位     | 銘柄名  | 国名/地域名 | 業種名            | 投資比率(%) | 順位     | 業種名        | 投資比率(%) |
| 1      | BROADCOM INC.                                | 米国     | 情報技術           | 3.69    | 1      | 情報技術       | 19.44   |
| 2      | MICROSOFT CORP.                              | 米国     | 情報技術           | 3.56    | 2      | ヘルスケア      | 14.60   |
| 3      | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾     | 情報技術           | 2.34    | 3      | 資本財・サービス   | 12.81   |
| 4      | UNITEDHEALTH GROUP INC.                      | 米国     | ヘルスケア          | 1.87    | 4      | 金融         | 10.79   |
| 5      | ASML HOLDING NV                              | オランダ   | 情報技術           | 1.79    | 5      | 一般消費財・サービス | 9.64    |
| 6      | ALPHABET INC.                                | 米国     | コミュニケーション・サービス | 1.74    | 資産構成比率 |            |         |
| 7      | LVMH MOËT HENNESSY-LOUIS VUITTON SE          | フランス   | 一般消費財・サービス     | 1.73    | 資産の種類  |            | 投資比率(%) |
| 8      | VALE SA                                      | ブラジル   | 素材             | 1.55    | 株式     |            | 93.72   |
| 9      | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.             | 米国     | 生活必需品          | 1.51    | 債券     |            | 0.60    |
| 10     | ABBOTT LABORATORIES                          | 米国     | ヘルスケア          | 1.37    | 現金・その他 |            | 5.68    |

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、

それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

| 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 米国     | 45.90   | 米ドル     | 46.81   |
| フランス   | 7.62    | ユーロ     | 15.00   |
| 日本     | 6.31    | 日本円     | 6.31    |
| 英国     | 4.96    | 英ポンド    | 4.81    |
| カナダ    | 4.34    | カナダドル   | 4.34    |
| その他国   | 25.20   | その他通貨   | 17.07   |
| 現金・その他 | 5.68    | 現金・その他  | 5.68    |

## キャピタル・AMCAPファンドF

&lt;キャピタル・AMCAPマザーファンドの主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・AMCAPファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |                         |        |                |         | 上位5業種  |            |         |
|--------|-------------------------|--------|----------------|---------|--------|------------|---------|
| 順位     | 銘柄名                     | 国名/地域名 | 業種名            | 投資比率(%) | 順位     | 業種名        | 投資比率(%) |
| 1      | MICROSOFT CORP.         | 米国     | 情報技術           | 6.29    | 1      | 情報技術       | 24.13   |
| 2      | BROADCOM INC.           | 米国     | 情報技術           | 3.45    | 2      | ヘルスケア      | 19.30   |
| 3      | ALPHABET INC.           | 米国     | コミュニケーション・サービス | 3.37    | 3      | 一般消費財・サービス | 16.28   |
| 4      | NETFLIX INC.            | 米国     | コミュニケーション・サービス | 3.14    | 4      | 資本財・サービス   | 10.72   |
| 5      | AMAZON.COM, INC.        | 米国     | 一般消費財・サービス     | 2.60    | 5      | 金融         | 8.65    |
| 6      | UNITEDHEALTH GROUP INC. | 米国     | ヘルスケア          | 2.65    | 資産構成比率 |            |         |
| 7      | MASTERCARD INC.         | 米国     | 金融             | 2.55    | 資産の種類  |            | 投資比率(%) |
| 8      | ABBOTT LABORATORIES     | 米国     | ヘルスケア          | 2.27    | 株式     |            | 94.27   |
| 9      | TRANSIDIOM GROUP INC.   | 米国     | 資本財・サービス       | 2.22    | 債券     |            | 0.46    |
| 10     | ASML HOLDING NV         | オランダ   | 情報技術           | 1.92    | 現金・その他 |            | 5.28    |

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、

それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

| 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 米国     | 86.69   | 米ドル     | 86.90   |
| ...    | ...     | ...     | ...     |

## キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)

&lt;キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |  |        |                |         |
|--------|--|--------|----------------|---------|
| 順位     | 銘柄名  | 国名/地域名 | 業種/証券種別        | 投資比率(%) |
| 1      | MICROSOFT CORP.                              | 米国     | 情報技術           | 4.44    |
| 2      | BROADCOM INC.                                | 米国     | 情報技術           | 3.50    |
| 3      | UNITEDHEALTH GROUP INC.                      | 米国     | ヘルスケア          | 2.10    |
| 4      | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.             | 米国     | 生活必需品          | 1.91    |
| 5      | ALPHABET INC.                                | 米国     | コミュニケーション・サービス | 1.78    |
| 6      | US TREASURY NOTE 3.625% 05-31-28             | 米国     | 国債・政府関連債       | 1.76    |
| 7      | US TREASURY NOTE 3.875% 02-15-26             | 米国     | 国債・政府関連債       | 1.40    |
| 8      | HOME DEPOT, INC.                             | 米国     | 一般消費財・サービス     | 1.35    |
| 9      | US TREASURY BOND 3.625% 02-15-53             | 米国     | 国債・政府関連債       | 1.34    |
| 10     | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾     | 情報技術           | 1.22    |

## 資産別構成比率

| 資産     | 証券種別     | 投資比率(%) |
|--------|----------|---------|
| 株式     |          | 62.05   |
| 債券     |          | 31.67   |
|        | 国債・政府関連債 | 11.85   |
|        | 社債       | 9.15    |
|        | その他証券    | 10.67   |
| 現金・その他 |          | 6.28    |

## 国別構成比率

| 国名     | 投資比率(%) |       | 合計    |
|--------|---------|-------|-------|
|        | 株式      | 債券    |       |
| 米国     | 54.47   | 29.72 | 84.19 |
| カナダ    | 2.22    | 0.19  | 2.41  |
| 英国     | 1.04    | 0.26  | 1.30  |
| 台湾     | 1.22    | -     | 1.22  |
| オランダ   | 1.03    | -     | 1.03  |
| その他国   | 2.07    | 1.50  | 3.58  |
| 現金・その他 |         |       | 6.28  |

## キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)

&lt;キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド(米ドル売り円買い)の主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |                                  |        |          |         |
|--------|----------------------------------|--------|----------|---------|
| 順位     | 銘柄名                              | 国名/地域名 | 業種/証券種別  | 投資比率(%) |
| 1      | BROADCOM INC.                    | 米国     | 情報技術     | 3.89    |
| 2      | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC. | 米国     | 生活必需品    | 2.02    |
| 3      | ABBVIE INC.                      | 米国     | ヘルスケア    | 1.98    |
| 4      | MICROSOFT CORP.                  | 米国     | 情報技術     | 1.84    |
| 5      | RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP.      | 米国     | 資本財・サービス | 1.77    |
| 6      | FNCL 5.5 UMBS TBA 06-01-53       | 米国     | その他証券    | 1.66    |
| 7      | ZURICH INSURANCE GROUP AG        | スイス    | 金融       | 1.51    |
| 8      | US TREASURY NOTE 3.625% 05-31-28 | 米国     | 国債・政府関連債 | 1.47    |
| 9      | VICI PROPERTIES INC.             | 米国     | 不動産      | 1.41    |
| 10     | BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC     | 英国     | 生活必需品    | 1.33    |

## 資産別構成比率

| 資産     | 証券種別 | 投資比率(%) |
|--------|------|---------|
| 株式     |      | 74.36   |
| 債券     |      | 21.22   |
| 現金・その他 |      | 4.42    |

## 国別構成比率

| 国名     | 投資比率(%) |       | 合計    |
|--------|---------|-------|-------|
|        | 株式      | 債券    |       |
| 米国     | 41.41   | 19.75 | 61.16 |
| 英国     | 1.33    | 0.00  | 1.33  |
| スイス    | 1.51    | 0.00  | 1.51  |
| その他国   | 1.15    | 2.86  | 4.01  |
| 現金・その他 |         |       | 4.42  |

## キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)

&lt;キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド(米ドル売り円買い)の主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |   |        |      |         |
|--------|---|--------|------|---------|
| 順位     | 銘柄名   | 国名/地域名 | 証券種別 | 投資比率(%) |
| 1      | CREDIT SUISSE GROUP AG EUR REG S SR UNSEC 7.75% 03-01-25/28 | スイス    | 社債   | 1.69    |
| 2      | JPMORGAN CHASE & CO SR UNSEC 5.35% 06-01-34/33              | 米国     | 社債   | 1.34    |
| 3      | ENI SPA EUR REG S SR UNSEC (B) 4.25% 05-19-33               | イタリア   | 社債   | 1.29    |
| 4      | EDISON INTERNATIONAL SR UNSEC 4.125% 03-15-28               | 米国     | 社債   | 0.94    |
| 5      | HSBC HOLDINGS PLC SR UNSEC 6.332% 03-09-44/43               | 英国     | 社債   | 0.88    |
| 6      | DEUTSCHE BANK AG EUR REG S SUB (B) 4.0% 06-24-32/27         | ドイツ    | 社債   | 0.84    |
| 7      | ELECTRICITE DE FRANCE SA 144A LIFE SR UNSEC 6.9% 05-23-53   | フランス   | 社債   | 0.83    |
| 8      | SERVICENOW INC SR UNSEC 1.4% 09-01-30                       | 米国     | 社債   | 0.72    |
| 9      | MORGAN STANLEY EUR SR UNSEC 5.148% 01-25-34/33              | 米国     | 社債   | 0.69    |
| 10     | HSBC HOLDINGS PLC SUB 8.113% 11-03-33/32                    | 英国     | 社債   | 0.69    |

| 資産別構成比率  |         | 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|----------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 証券種別     | 投資比率(%) | 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 社債       | 90.13   | 米国     | 54.45   | 米ドル     | 67.41   |
| 国債・政府関連債 | 1.96    | 英国     | 7.26    | ユーロ     | 22.69   |
| その他証券    | 1.11    | フランス   | 5.51    | 英ポンド    | 3.01    |
| 現金・その他   | 6.81    | イタリア   | 3.84    | 豪ドル     | 0.05    |
|          |         | ドイツ    | 3.22    | カナダ・ドル  | 0.03    |
|          |         | その他国   | 18.91   | その他通貨   | -       |
|          |         | 現金・その他 | 6.81    | 現金・その他  | 6.81    |

## キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(米ドル売り円買い)

&lt;キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド(米ドル売り円買い)の主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |   |         |          |         |
|--------|---|---------|----------|---------|
| 順位     | 銘柄名   | 国名/地域名  | 証券種別     | 投資比率(%) |
| 1      | BONOS MEXICAN MXN 7.75% 05-29-31                            | メキシコ    | 国債・政府関連債 | 2.70    |
| 2      | US TREASURY NOTE 4.125% 10-31-27                            | 米国      | 国債・政府関連債 | 2.55    |
| 3      | BRAZIL NTN9 BRL L/L 6.0% 08-15-30                           | ブラジル    | 国債・政府関連債 | 2.02    |
| 4      | FNCL 6.0 UMBS TBA 06-01-53                                  | 米国      | その他証券    | 2.00    |
| 5      | US TREASURY BOND 2.0% 08-15-51                              | 米国      | 国債・政府関連債 | 1.99    |
| 6      | JAPAN BILL ZERO CPN 20/FEB/2024 JPY 50000 0.000% 20-02-2024 | 日本      | 国債・政府関連債 | 1.98    |
| 7      | BONOS MEXICAN MXN 8.0% 07-31-53                             | メキシコ    | 国債・政府関連債 | 1.83    |
| 8      | AUSTRALIA GOVT AJD REG S 3.0% 11-21-33                      | オーストラリア | 国債・政府関連債 | 1.77    |
| 9      | US TREASURY NOTE 1.875% 02-15-32                            | 米国      | 国債・政府関連債 | 1.38    |
| 10     | JAPAN GVT 76 JPY BD 1.4% 09-20-52                           | 日本      | 国債・政府関連債 | 1.31    |

| 資産別構成比率  |         | 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|----------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 証券種別     | 投資比率(%) | 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 国債・政府関連債 | 47.95   | 米国     | 42.74   | 米ドル     | 51.00   |
| 社債       | 37.57   | メキシコ   | 6.17    | ユーロ     | 14.39   |
|          |         |        |         | 187/248 |         |

## キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)

&lt;キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況&gt;

| 順位 | 銘柄名  | 投資比率(%) |
|----|--|---------|
| 1  | キャピタル・グループ・ニューバースベクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)-PFY | 99.92   |
| 2  | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                      | 0.00    |

## &lt;キャピタル・グループ・ニューバースベクティブ・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |  |        |                | 上位5業種   |               |            |                |
|--------|--|--------|----------------|---------|---------------|------------|----------------|
| 順位     | 銘柄名  | 国名/地域名 | 業種名            | 投資比率(%) | 順位            | 業種名        | 投資比率(%)        |
| 1      | MICROSOFT CORP.                              | 米国     | 情報技術           | 4.79    | 1             | 情報技術       | 19.86          |
| 2      | NOVO NORDISK AS                              | デンマーク  | ヘルスケア          | 2.69    | 2             | ヘルスケア      | 16.60          |
| 3      | META PLATFORMS, INC.                         | 米国     | コミュニケーション・サービス | 2.37    | 3             | 一般消費財・サービス | 12.58          |
| 4      | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾     | 情報技術           | 2.36    | 4             | 資本財・サービス   | 11.00          |
| 5      | ASML HOLDING NV                              | オランダ   | 情報技術           | 2.33    | 5             | 金融         | 10.71          |
| 6      | TESLA, INC.                                  | 米国     | 一般消費財・サービス     | 1.98    | <b>資産構成比率</b> |            |                |
| 7      | BROADCOM INC.                                | 米国     | 情報技術           | 1.91    | <b>資産の種類</b>  |            | <b>投資比率(%)</b> |
| 8      | ALPHABET INC.                                | 米国     | コミュニケーション・サービス | 1.66    | 株式            | 94.25      |                |
| 9      | ELI LILLY AND CO.                            | 米国     | ヘルスケア          | 1.48    | 債券            | -          |                |
| 10     | ASTRAZENECA PLC                              | 英国     | ヘルスケア          | 1.47    | 現金・その他        | 5.75       |                |

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

| 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率    |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 国名     | 投資比率(%) | 通貨名        | 投資比率(%) |
| 米国     | 50.56   | 米ドル        | 53.80   |
| フランス   | 9.31    | ユーロ        | 14.63   |
| 英国     | 4.85    | 英ポンド       | 4.88    |
| デンマーク  | 4.40    | デンマーク・クローネ | 4.31    |
| オランダ   | 3.10    | カナダ・ドル     | 3.01    |
| その他国   | 22.02   | その他通貨      | 13.62   |
| 現金・その他 | 5.75    | 現金・その他     | 5.75    |

## キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)

&lt;キャピタル世界配当成長マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |  |        |                | 上位5業種   |               |          |                |
|--------|--|--------|----------------|---------|---------------|----------|----------------|
| 順位     | 銘柄名  | 国名/地域名 | 業種名            | 投資比率(%) | 順位            | 業種名      | 投資比率(%)        |
| 1      | BROADCOM INC.                                | 米国     | 情報技術           | 4.67    | 1             | 金融       | 13.51          |
| 2      | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾     | 情報技術           | 2.95    | 2             | 生活必需品    | 11.66          |
| 3      | EQUINIX, INC.                                | 米国     | 不動産            | 2.71    | 3             | 情報技術     | 11.62          |
| 4      | VICI PROPERTIES INC.                         | 米国     | 不動産            | 2.68    | 4             | 不動産      | 10.98          |
| 5      | INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA                | スペイン   | 一般消費財・サービス     | 2.21    | 5             | 資本財・サービス | 10.70          |
| 6      | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.             | 米国     | 生活必需品          | 2.15    | <b>資産構成比率</b> |          |                |
| 7      | ELI LILLY AND CO.                            | 米国     | ヘルスケア          | 2.06    | <b>資産の種類</b>  |          | <b>投資比率(%)</b> |
| 8      | BP PLC                                       | 英国     | エネルギー          | 2.06    | 株式            | 96.20    |                |
| 9      | RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP.                  | 米国     | 資本財・サービス       | 1.92    | 債券            | -        |                |
| 10     | NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORP.         | 日本     | コミュニケーション・サービス | 1.87    | 現金・その他        | 3.80     |                |

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

| 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 米国     | 50.07   | 米ドル     | 55.13   |
| ---    | ---     | ---     | ---     |

## キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

&lt;キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況&gt;

| 順位 | 銘柄名   | 投資比率(%) |
|----|---|---------|
| 1  | キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm) | 99.84   |
| 2  | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                               | 0.06    |

&lt;キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

## 上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名  | 国名/地域名  | 業種/証券種別        | 投資比率(%) |
|----|--|---------|----------------|---------|
| 1  | BRAZIL NTN BRL 10.0% 01-01-31                | ブラジル    | 国債・政府関連債       | 1.92    |
| 2  | BRAZIL NTN BRL 1/L 6.0% 08-15-30             | ブラジル    | 国債・政府関連債       | 1.79    |
| 3  | US TREASURY NOTE 1.5% 02-29-24               | 米国      | 国債・政府関連債       | 1.48    |
| 4  | AIA GROUP LTD.                               | 香港      | 金融             | 1.41    |
| 5  | PETROLEOS MEXICANOS SR UNSEC 6.875% 10-16-25 | メキシコ    | 社債             | 1.38    |
| 6  | BONOS MEXICAN MXN 10.0% 12-05-24             | メキシコ    | 国債・政府関連債       | 1.31    |
| 7  | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾      | 情報技術           | 1.27    |
| 8  | TENCENT HOLDINGS LTD.                        | 中国      | コミュニケーション・サービス | 1.26    |
| 9  | BANK CENTRAL ASIA TBK PT                     | インドネシア  | 金融             | 1.24    |
| 10 | DOMINICAN REPUBLIC REG S 5.95% 01-25-27      | ドミニカ共和国 | 国債・政府関連債       | 1.17    |

## 資産別構成比率

| 資産     | 証券種別     | 投資比率(%) |
|--------|----------|---------|
| 株式     |          | 35.02   |
| 債券     |          | 51.49   |
|        | 国債・政府関連債 | 40.06   |
|        | 社債       | 11.43   |
|        | その他証券    | -       |
| 現金・その他 |          | 13.49   |

## 国別構成比率

| 国名     | 株式    | 債券    | 合計    | 投資比率(%) |
|--------|-------|-------|-------|---------|
| メキシコ   | 0.86  | 8.08  | 8.94  |         |
| 中国     | 7.21  | 0.47  | 7.68  |         |
| ブラジル   | 1.47  | 5.85  | 7.32  |         |
| インドネシア | 1.40  | 2.69  | 4.09  |         |
| インド    | 3.72  | 0.21  | 3.93  |         |
| その他国   | 20.37 | 34.18 | 54.55 |         |
| 現金・その他 |       |       | 13.49 |         |

## キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

&lt;キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンドの主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年6月18日から行なう予定です。

このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

&lt;キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

## 上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名  | 国名/地域名 | 業種/証券種別  | 投資比率(%) |
|----|--|--------|----------|---------|
| 1  | US TREASURY BOND 3.5% 02-15-33               | 米国     | 国債・政府関連債 | 4.31    |
| 2  | US TREASURY BOND 3.625% 02-15-53             | 米国     | 国債・政府関連債 | 3.51    |
| 3  | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.             | 米国     | 生活必需品    | 3.35    |
| 4  | ASTRAZENECA PLC                              | 英国     | ヘルスケア    | 3.25    |
| 5  | BROADCOM INC.                                | 米国     | 情報技術     | 3.01    |
| 6  | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD. | 台湾     | 情報技術     | 2.28    |
| 7  | NESTLÉ SA                                    | スイス    | 生活必需品    | 2.22    |
| 8  | MICROSOFT CORP.                              | 米国     | 情報技術     | 2.20    |
| 9  | US TREASURY NOTE 3.625% 03-31-26             | 米国     | 国債・政府関連債 | 1.73    |
| 10 | GILEAD SCIENCES, INC.                        | 米国     | ヘルスケア    | 1.62    |

## 資産別構成比率

| 資産     | 証券種別 | 投資比率(%) |
|--------|------|---------|
| 株式     |      | 65.76   |
| 債券     |      | 33.24   |
| 現金・その他 |      | 1.00    |

## 国別構成比率

| 国名     | 株式    | 債券    | 合計    | 投資比率(%) |
|--------|-------|-------|-------|---------|
| 米国     | 34.12 | 18.05 | 54.17 |         |
| 英国     | 3.25  | 0.00  | 3.25  |         |
| 台湾     | 2.28  | 0.00  | 2.28  |         |
| スイス    | 2.22  | 0.00  | 2.22  |         |
| 中国     | 0.00  | 0.00  | 0.00  |         |
| その他国   | 18.91 | 0.00  | 18.91 |         |
| 現金・その他 | 0.00  | 0.00  | 0.00  |         |

## キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

&lt;キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンドの主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |   |        |          |         |
|--------|---|--------|----------|---------|
| 順位     | 銘柄名   | 国名/地域名 | 証券種別     | 投資比率(%) |
| 1      | FNCL 2.5 UMBS TBA 06-01-53                                  | 米国     | その他証券    | 2.03    |
| 2      | DEUTSCHLAND REP EUR REG S (B) 1.7% 08-15-32                 | ドイツ    | 国債・政府関連債 | 1.91    |
| 3      | JAPAN BILL ZERO CPN 20/FEB/2024 JPY 50000 0.000% 20-02-2024 | 日本     | 国債・政府関連債 | 1.88    |
| 4      | US TREASURY NOTE 4.125% 09-30-27                            | 米国     | 国債・政府関連債 | 1.66    |
| 5      | UTD KINGDOM GILT GBP REG S 1.25% 07-22-27                   | 英国     | 国債・政府関連債 | 1.41    |
| 6      | FNCL 6.0 UMBS TBA 06-01-53                                  | 米国     | その他証券    | 1.38    |
| 7      | US TREASURY NOTE 2.375% 05-15-27                            | 米国     | 国債・政府関連債 | 1.37    |
| 8      | US TREASURY NOTE 3.75% 04-15-26                             | 米国     | 国債・政府関連債 | 1.34    |
| 9      | KOREA NDFB 3212 KRW 4.25% 12-10-32                          | 韓国     | 国債・政府関連債 | 1.27    |
| 10     | US TREASURY NOTE 1.375% 12-31-28                            | 米国     | 国債・政府関連債 | 1.23    |

| 資産別構成比率  |         | 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|----------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 証券種別     | 投資比率(%) | 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 国債・政府関連債 | 62.59   | 米国     | 39.10   | 米ドル     | 43.26   |
| 社債       | 21.62   | 日本     | 7.51    | ユーロ     | 21.83   |
| その他証券    | 11.22   | 英国     | 6.45    | 日本円     | 8.01    |
| 現金・その他   | 4.57    | 中国     | 5.58    | 英ポンド    | 5.48    |
|          |         | ドイツ    | 5.06    | 中国元     | 5.00    |
|          |         | その他国   | 31.73   | その他通貨   | 11.85   |
|          |         | 現金・その他 | 4.57    | 現金・その他  | 4.57    |

## キャピタル・グローバル中期債ファンドF

&lt;キャピタル・グローバル中期債マザーファンドの主要な資産の状況&gt;

当ファンドおよびマザーファンドの運用は、2023年8月18日に行なう予定です。  
このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## &lt;キャピタル・グループ・グローバル・インターメディアイト・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

| 上位10銘柄 |   |        |          |         |
|--------|---|--------|----------|---------|
| 順位     | 銘柄名   | 国名/地域名 | 証券種別     | 投資比率(%) |
| 1      | TREASURY NOTE 3.5% 01-31-28                                 | 米国     | 国債・政府関連債 | 8.85    |
| 2      | CHINA PEOPLES REP CNY 3.29% 05-23-29                        | 中国     | 国債・政府関連債 | 5.32    |
| 3      | FNCL UMBS 5.0 MA4709 07-01-52                               | 米国     | その他証券    | 4.13    |
| 4      | US TREASURY BOND 1.625% 08-15-29                            | 米国     | 国債・政府関連債 | 4.02    |
| 5      | US TREASURY NOTE 4.125% 10-31-27                            | 米国     | 国債・政府関連債 | 3.23    |
| 6      | JAPAN BILL ZERO CPN 20/FEB/2024 JPY 50000 0.000% 20-02-2024 | 日本     | 国債・政府関連債 | 3.04    |
| 7      | JAPAN GVT 346 JPY BD 0.1% 03-20-27                          | 日本     | 国債・政府関連債 | 2.56    |
| 8      | FNCL UMBS 4.5 RA7556 06-01-52                               | 米国     | その他証券    | 2.44    |
| 9      | SPAIN GOVT EUR 144A/REG S 0.8% 07-30-27                     | スペイン   | 国債・政府関連債 | 2.37    |
| 10     | UTD KINGDOM GILT GBP REG S 1.25% 07-22-27                   | 英国     | 国債・政府関連債 | 2.21    |

| 資産別構成比率  |         | 国別構成比率 |         | 通貨別構成比率 |         |
|----------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 証券種別     | 投資比率(%) | 国名     | 投資比率(%) | 通貨名     | 投資比率(%) |
| 国債・政府関連債 | 56.42   | 米国     | 43.96   | 米ドル     | 47.82   |
| その他証券    | 18.14   | 日本     | 5.93    | ユーロ     | 18.46   |
|          |         |        |         |         |         |

## キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

&lt;キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(無償ヘッジなし)の主要な資産の状況&gt;

| 順位 | 銘柄名   | 投資比率(%) |
|----|---|---------|
| 1  | キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC) | 99.98   |
| 2  | 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)                         | 0.01    |

&lt;キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)の主要な資産の状況等&gt;

(2023年5月31日現在)

## 上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名   | 国名/地域名 | 証券種別     | 投資比率(%) |
|----|---|--------|----------|---------|
| 1  | BONOS MEXICAN MXN 7.5% 08-03-27               | メキシコ   | 国債・政府関連債 | 1.69    |
| 2  | ROTECH HEALTHCARE INC.                        | 米国     | その他証券    | 1.12    |
| 3  | BONOS MEXICAN MXN 8.5% 05-31-29               | メキシコ   | 国債・政府関連債 | 0.89    |
| 4  | SOUTH AFRICA GVT ZAR 8.875% 02-28-35          | 南アフリカ  | 国債・政府関連債 | 0.86    |
| 5  | BRAZIL NTN F BRL 10.0% 01-01-27               | ブラジル   | 国債・政府関連債 | 0.85    |
| 6  | TITULOS DE TESORERIA COP UNSEC 5.75% 11-03-27 | コロンビア  | 国債・政府関連債 | 0.85    |
| 7  | BRAZIL NTN B BRL L/L 6.0% 08-15-26            | ブラジル   | 国債・政府関連債 | 0.77    |
| 8  | OMAN GOVT BOND 144A LIFE 6.25% 01-25-31       | オマーン   | 国債・政府関連債 | 0.73    |
| 9  | ARGENTINA REP OF FRN 07-09-30/23              | アルゼンチン | 国債・政府関連債 | 0.71    |
| 10 | COLOMBIA COLTES COP 7.0% 03-26-31             | コロンビア  | 国債・政府関連債 | 0.70    |

## 資産別構成比率

| 証券種別     | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 社債       | 51.26   |
| 国債・政府関連債 | 41.59   |
| その他証券    | 1.40    |
| 現金・その他   | 5.75    |

## 国別構成比率

| 国名     | 投資比率(%) |
|--------|---------|
| 米国     | 37.58   |
| メキシコ   | 6.52    |
| ブラジル   | 4.96    |
| インドネシア | 3.35    |
| コロンビア  | 3.13    |
| その他国   | 38.70   |
| 現金・その他 | 5.75    |

## 通貨別構成比率

| 通貨名        | 投資比率(%) |
|------------|---------|
| 米ドル        | 69.13   |
| ブラジル・レアル   | 3.55    |
| メキシコ・ペソ    | 3.48    |
| インドネシア・ルピア | 3.08    |
| 南アフリカ・ランド  | 2.21    |
| その他通貨      | 12.81   |
| 現金・その他     | 5.75    |

## 年間収益率の推移

### キャピタル・ニューワールド・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・AMCAPファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(米ドル売り円買い)

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

### キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル中期債ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

## キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

当ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はございません。

各ファンドにはベンチマークはありません。また、各ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと見做す。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

\*ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得の申込みは、販売会社で受け付けます。なお、ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する投資者が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社  
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）  
ホームページ [capitalgroup.co.jp](http://capitalgroup.co.jp)

- (2) 取得の申込みの受付は、申込不可日（\*1）を除く販売会社の営業日（\*2）に行なわれます。
- ( \* 1 ) 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。
- ( \* 2 ) 原則として、午後3時まで取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
  - ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。
- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。
- ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
  - ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得すること

ができます。

- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料は、かかりません。
- (7) 販売会社指定のファンド間でスイッチングが可能です。
- ・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。
  - ・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。
  - ・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合、全てのファンドを取扱っていない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受け付けます。
- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

|  |
|--|
| キャピタル・インターナショナル株式会社<br>電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）<br>ホームページ <a href="http://capitalgroup.co.jp">capitalgroup.co.jp</a> |
|--|

- (2) 換金の申込みの受付は、申込不可日（\*1）を除く販売会社の営業日（\*2）に行なわれます。
- （\*1）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（[capitalgroup.co.jp](http://capitalgroup.co.jp)）に掲載します。
- （\*2）原則として、午後3時までには換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことがあります。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
  - ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

##### 有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

## 基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、ファンドの名称は、以下の掲載名で表記されています。

| ファンドの名称                                   | 掲載名     |
|---|---------|
| キャピタル・ニューワールド・ファンドF                       | NワールドF無 |
| キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF                      | NエコF無   |
| キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF            | WグロF無   |
| キャピタル・AMCAPファンドF                          | AMCPF無  |
| キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）           | バランスF有  |
| キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）           | インビルF有  |
| キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）          | グロ社債F有  |
| キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い） | トータルF有  |
| キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）                   | 世界株式F有  |
| キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）                 | 配当成長F有  |
| キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF                 | エマストF無  |
| キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF                 | グロアロF無  |
| キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF                     | グロボンF無  |
| キャピタル・グローバル中期債ファンドF                       | グロ中期F無  |
| キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF                 | グロハイF無  |

基準価額に関する委託会社照会先

キャピタル・インターナショナル株式会社  
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）  
ホームページ capitalgroup.co.jp

#### 運用報告書

委託会社は、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

#### （２）【保管】

該当事項はありません。

#### （３）【信託期間】

2023年8月18日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の のa.、 のa.、 のa.および のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### （４）【計算期間】

原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2023年11月20日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### 信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益

者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社の三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。また、三井住友信託銀行株式会社およびみずほ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

#### 4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（5）反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（6）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はありません。

なお、ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツにより行なわれます。

#### 1【財務諸表】

**（１）【貸借対照表】**

該当事項はありません。

**（２）【損益及び剰余金計算書】**

該当事項はありません。

( 3 ) 【注記表】

該当事項はありません。

( 4 ) 【附属明細表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

ファンドおよび以下マザーファンドを除くその他マザーファンドの運用は、2023年8月18日から行なう予定です。このため、2023年7月31日現在、該当事項はありません。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド (為替ヘッジなし)

2023年5月31日現在

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額            | 17,127,480,968円 |
| 負債総額            | 140円            |
| 純資産総額 ( - )     | 17,127,480,828円 |
| 発行済口数           | 9,706,162,039口  |
| 1口当たり純資産額 ( / ) | 1.7646円         |

(参考) キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

2023年5月31日現在

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 資産総額            | 204,297,795円 |
| 負債総額            | 円            |
| 純資産総額 ( - )     | 204,297,795円 |
| 発行済口数           | 210,650,954口 |
| 1口当たり純資産額 ( / ) | 0.9698円      |

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド (限定為替ヘッジ)

2023年5月31日現在

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額            | 45,423,632,750円 |
| 負債総額            | 200,000,812円    |
| 純資産総額 ( - )     | 45,223,631,938円 |
| 発行済口数           | 30,432,846,613口 |
| 1口当たり純資産額 ( / ) | 1.4860円         |

(参考) キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド (為替ヘッジなし)

2023年5月31日現在

|             |                |
|-------------|----------------|
| 資産総額        | 1,312,258,883円 |
| 負債総額        | 6円             |
| 純資産総額 ( - ) | 1,312,258,877円 |

|                |              |
|----------------|--------------|
| 発行済口数          | 765,084,147口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.7152円      |

（参考）キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

2023年5月31日現在

|                |             |
|----------------|-------------|
| 資産総額           | 35,877,250円 |
| 負債総額           | 950,003円    |
| 純資産総額（ - ）     | 34,927,247円 |
| 発行済口数          | 34,242,023口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0200円     |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### （1）受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予めファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

##### （2）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替

停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(4) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2023年5月31日現在）

|          |           |
|----------|-----------|
| 資本金の額    | 4億5,000万円 |
| 発行可能株式総数 | 7万5,000株  |
| 発行済株式総数  | 5万6,400株  |

過去5年間における資本金の額の増減  
該当事項はありません。

###### (2) 会社の機構（2023年5月31日現在）

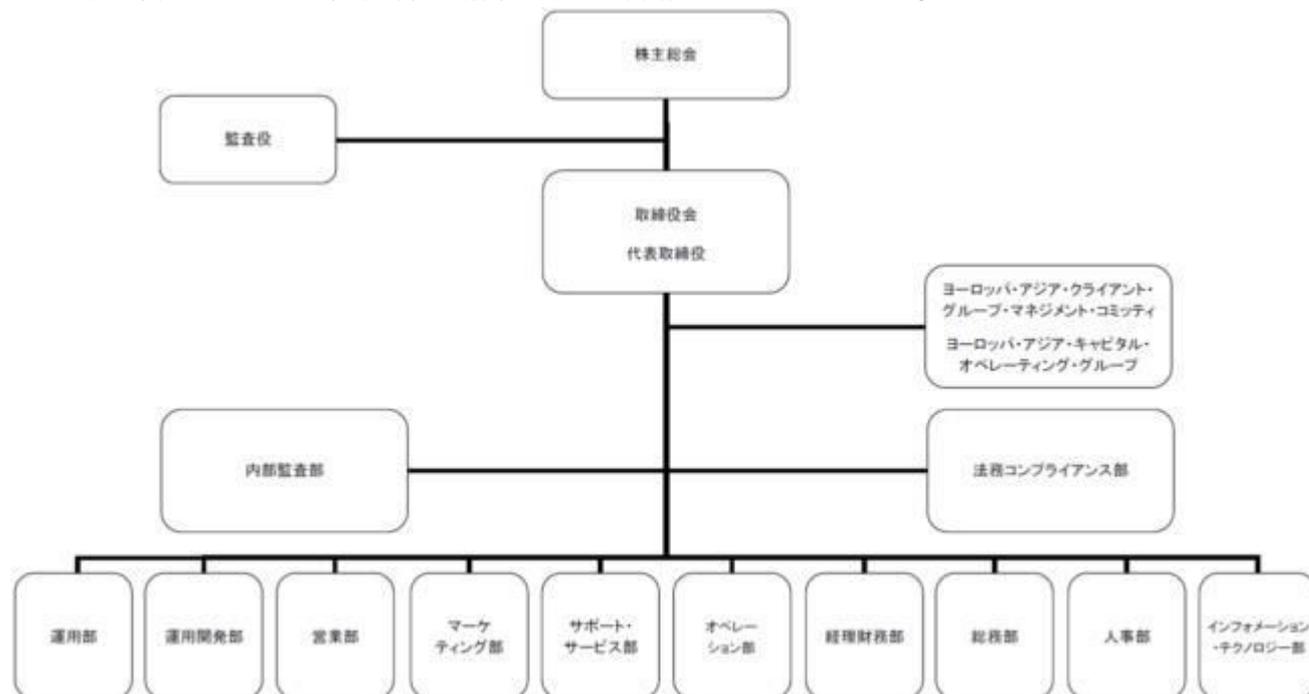
###### 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3か月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



## 投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用開発部・運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの配分方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部・運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年5月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

| 種類        | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 36 | 1,252,897  |
| 合計        | 36 | 1,252,897  |

## 3【委託会社等の経理状況】

## 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2021年7月1日 至2022年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期中間会計期間（自2022年7月1日 至2022年12月31日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

|         |          | 前事業年度<br>(2021年6月30日現在) |            | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在) |            |
|---------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 科目      | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円)              | 金額<br>(千円) | 内訳<br>(千円)              | 金額<br>(千円) |
| (資産の部)  |          |                         |            |                         |            |
| .流動資産   |          |                         |            |                         |            |
| 1.現金・預金 |          |                         | 4,497,345  |                         | 4,264,622  |
| 2.前払費用  |          |                         | 45,519     |                         | 63,756     |

|             |    |           |           |           |           |
|-------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 3.未収入金      | *2 |           | 848,738   |           | 1,373,891 |
| 4.未収委託者報酬   |    |           | 1,754,830 |           | 2,786,802 |
| 5.未収運用受託報酬  |    |           | 391,894   |           | 354,533   |
| 6.立替金       |    |           | 14,199    |           | 16,235    |
| 流動資産計       |    |           | 7,552,527 |           | 8,859,842 |
| 固定資産        |    |           |           |           |           |
| 1.有形固定資産    |    |           | 142,105   |           | 304,142   |
| 建物          | *1 | 7,266     |           | 161,337   |           |
| 器具備品        | *1 | 134,838   |           | 119,991   |           |
| 建設仮勘定       |    | -         |           | 22,814    |           |
| 2.無形固定資産    |    |           | 968       |           | 692       |
| ソフトウェア      |    | 968       |           | 692       |           |
| 3.投資その他の資産  |    |           | 614,369   |           | 626,847   |
| (1)投資有価証券   |    |           | -         | 100       |           |
| (2)保険積立金    |    | 12,737    |           | 13,287    |           |
| (3)長期差入保証金  |    | 281,265   |           | 285,265   |           |
| (4)繰延税金資産   |    | 320,367   |           | 328,195   |           |
| 固定資産計       |    |           | 757,443   |           | 931,682   |
| 資産合計        |    |           | 8,309,970 |           | 9,791,524 |
| (負債の部)      |    |           |           |           |           |
| 流動負債        |    |           |           |           |           |
| 1.預り金       |    |           | 25,968    |           | 32,729    |
| 2.未払金       |    |           | 1,730,535 |           | 2,837,219 |
| (1)未払手数料    |    | 1,017,522 |           | 1,747,443 |           |
| (2)その他未払金   | *2 | 713,013   |           | 1,089,776 |           |
| 3.未払費用      |    |           | 97,322    |           | 146,154   |
| 4.未払法人税等    |    |           | 128,683   |           | 109,475   |
| 5.未払消費税等    |    |           | 475,615   |           | 64,688    |
| 6.未払賞与      |    |           | 1,450     |           | -         |
| 7.賞与引当金     |    |           | 198,138   |           | 235,208   |
| 8.役員賞与引当金   |    |           | 27,500    |           | 40,000    |
| 流動負債計       |    |           | 2,685,214 |           | 3,465,476 |
| 固定負債        |    |           |           |           |           |
| 1.退職給付引当金   |    |           | 1,692,415 |           | 1,707,705 |
| 2.役員退職慰労引当金 |    |           | 6,312     |           | 12,432    |
| 3.資産除去債務    |    |           | 257,857   |           | 425,405   |
| 固定負債計       |    |           | 1,956,585 |           | 2,145,543 |
| 負債合計        |    |           | 4,641,800 |           | 5,611,020 |
| (純資産の部)     |    |           |           |           |           |
| 株主資本        |    |           |           |           |           |
| 1.資本金       |    |           | 450,000   |           | 450,000   |
| 2.資本剰余金     |    |           | 582,736   |           | 582,736   |
| 資本準備金       |    | 582,736   |           | 582,736   |           |
| 3.利益剰余金     |    |           | 2,635,433 |           | 3,147,767 |
| その他利益剰余金    |    | 2,635,433 |           | 3,147,767 |           |
| 繰越利益剰余金     |    | 2,635,433 |           | 3,147,767 |           |
| 株主資本計       |    |           | 3,668,170 |           | 4,180,504 |
| 純資産合計       |    |           | 3,668,170 |           | 4,180,504 |
| 負債・純資産合計    |    |           | 8,309,970 |           | 9,791,524 |

## ( 2 ) 【損益計算書】

| 科目              | 注記<br>番号 | 前事業年度<br>(自2020年7月1日<br>至2021年6月30日) |            | 当事業年度<br>(自2021年7月1日<br>至2022年6月30日) |            |
|-----------------|----------|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|
|                 |          | 内訳<br>(千円)                           | 金額<br>(千円) | 内訳<br>(千円)                           | 金額<br>(千円) |
| . 営業収益          |          |                                      |            |                                      |            |
| 1. 委託者報酬        |          |                                      | 4,472,870  |                                      | 7,847,990  |
| 2. 運用受託報酬       |          |                                      | 5,408,389  |                                      | 2,910,766  |
| 3. その他営業収益      | *1*2     |                                      | 6,435,245  |                                      | 8,868,624  |
| 営業収益計           |          |                                      | 16,316,505 |                                      | 19,627,381 |
| . 営業費用          |          |                                      |            |                                      |            |
| 1. 支払手数料        | *1*2     |                                      | 11,465,752 |                                      | 13,656,544 |
| 2. 広告宣伝費        |          |                                      | 82,855     |                                      | 225,761    |
| 3. 調査費          |          |                                      | 322,105    |                                      | 365,646    |
| 4. 営業雑経費        |          |                                      | 31,275     |                                      | 39,318     |
| (1) 通信費         |          | 15,449                               |            | 15,480                               |            |
| (2) 印刷費         |          | 9,030                                |            | 16,907                               |            |
| (3) 協会費         |          | 6,796                                |            | 6,930                                |            |
| 営業費用計           |          |                                      | 11,901,988 |                                      | 14,287,270 |
| . 一般管理費         |          |                                      |            |                                      |            |
| 1. 給料           |          |                                      | 2,568,030  |                                      | 3,015,782  |
| (1) 役員報酬        |          | 430,182                              |            | 354,674                              |            |
| (2) 給料・手当       |          | 1,075,757                            |            | 1,269,743                            |            |
| (3) 賞与          |          | 836,451                              |            | 1,116,155                            |            |
| (4) 賞与引当金繰入額    |          | 198,138                              |            | 235,208                              |            |
| (5) 役員賞与引当金繰入額  |          | 27,500                               |            | 40,000                               |            |
| 2. 交際費          |          |                                      | 2,610      |                                      | 11,293     |
| 3. 寄付金          |          |                                      | 7,985      |                                      | 8,060      |
| 4. 旅費交通費        |          |                                      | 11,832     |                                      | 60,811     |
| 5. 租税公課         |          |                                      | 49,760     |                                      | 56,426     |
| 6. 不動産賃借料       |          |                                      | 354,036    |                                      | 356,410    |
| 7. 退職給付費用       |          |                                      | 192,305    |                                      | 239,309    |
| 8. 役員退職慰労引当金繰入額 |          |                                      | 6,450      |                                      | 6,450      |
| 9. 固定資産減価償却費    |          |                                      | 26,453     |                                      | 40,134     |
| 10. 器具備品賃借料     |          |                                      | 5,089      |                                      | 3,466      |
| 11. 消耗品費        |          |                                      | 5,768      |                                      | 9,603      |
| 12. 事務委託費       |          |                                      | 106,445    |                                      | 105,093    |
| 13. 採用費         |          |                                      | 33,004     |                                      | 36,249     |
| 14. 福利厚生費       |          |                                      | 284,659    |                                      | 312,099    |
| 15. 共通発生経費負担額   |          |                                      | 224,189    |                                      | 322,777    |
| 16. 諸経費         |          |                                      | 9,907      |                                      | 17,662     |
| 一般管理費計          |          |                                      | 3,888,529  |                                      | 4,601,631  |
| 営業利益            |          |                                      | 525,987    |                                      | 738,479    |
| . 営業外収益         |          |                                      |            |                                      |            |
| 1. 有価証券売却益      |          |                                      | 45         |                                      | 0          |

|              |  |  |         |  |         |
|--------------|--|--|---------|--|---------|
| 2.受取利息及び配当金  |  |  | 4,408   |  | 4,412   |
| 営業外収益計       |  |  | 4,453   |  | 4,412   |
| 営業外費用        |  |  |         |  |         |
| 1.為替差損       |  |  | 20,924  |  | 82,369  |
| 営業外費用計       |  |  | 20,924  |  | 82,369  |
| 経常利益         |  |  | 509,516 |  | 660,522 |
| 税引前当期純利益     |  |  | 509,516 |  | 660,522 |
| 法人税、住民税及び事業税 |  |  | 151,608 |  | 156,015 |
| 法人税等調整額      |  |  | 89,961  |  | 7,827   |
| 当期純利益        |  |  | 447,869 |  | 512,334 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2020年7月1日 至2021年6月30日）

（単位：千円）

|                             | 株主資本    |           |             |                             |             |            | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                             |         | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高                       | 450,000 | 582,736   | 582,736     | 2,187,563                   | 2,187,563   | 3,220,300  | 3,220,300 |
| 当期変動額                       |         |           |             |                             |             |            |           |
| 当期純利益                       |         |           |             | 447,869                     | 447,869     | 447,869    | 447,869   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純<br>額） |         |           |             |                             |             |            |           |
| 当期変動額合計                     | -       | -         | -           | 447,869                     | 447,869     | 447,869    | 447,869   |
| 当期末残高                       | 450,000 | 582,736   | 582,736     | 2,635,433                   | 2,635,433   | 3,668,170  | 3,668,170 |

当事業年度（自2021年7月1日 至2022年6月30日）

（単位：千円）

|                             | 株主資本    |           |             |                             |             |            | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                             |         | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高                       | 450,000 | 582,736   | 582,736     | 2,635,433                   | 2,635,433   | 3,668,170  | 3,668,170 |
| 当期変動額                       |         |           |             |                             |             |            |           |
| 当期純利益                       |         |           |             | 512,334                     | 512,334     | 512,334    | 512,334   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純<br>額） |         |           |             |                             |             |            |           |
| 当期変動額合計                     | -       | -         | -           | 512,334                     | 512,334     | 512,334    | 512,334   |
| 当期末残高                       | 450,000 | 582,736   | 582,736     | 3,147,767                   | 3,147,767   | 4,180,504  | 4,180,504 |

[重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

### その他有価証券

#### 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## 3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

### (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

### (2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年2回もしくは年1回受け取ります。

### (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

### (3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務

など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

#### [会計方針の変更]

##### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載していません。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。なお、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

#### [未適用の会計基準等]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

##### (1)概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱いが定められました。

##### (2)適用予定日

2023年6月期の期首より適用予定であります。

##### (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

#### [会計上の見積りの変更]

##### 1. 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において本社の移転を決定しました。現在の事務所の建物賃貸借契約に定められている原状回復義務として計上している資産除去債務について、本社移転の決定に伴う新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。これにより資産除去債務残高が164,277千円増加し、従来の方法と比べて当事業年度の減価償却費が9,663千円増加しております。

#### [注記事項]

(貸借対照表関係)

| 前事業年度<br>(2021年6月30日現在)   | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在)   |
|---|---|
| *1.有形固定資産の減価償却累計額<br>建物 895千円<br>器具備品 97,636千円<br><br>*2.関係会社に対する資産及び負債<br>未収入金 847,698千円<br>その他未払金 678,645千円 | *1.有形固定資産の減価償却累計額<br>建物 11,103千円<br>器具備品 127,286千円<br><br>*2.関係会社に対する資産及び負債<br>未収入金 1,373,891千円<br>その他未払金 980,581千円 |

## (損益計算書関係)

| 前事業年度<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日)   | 当事業年度<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日)   |
|---|---|
| *1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。<br>その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。<br>*2. 関係会社との取引<br>その他営業収益 6,435,245千円<br>支払手数料 8,258,032千円 | *1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。<br>その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。<br>*2. 関係会社との取引<br>その他営業収益 8,868,624千円<br>支払手数料 8,092,082千円 |

## (株主資本等変動計算書関係)

| 前事業年度<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日)   | 当事業年度<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日) |            |       |           |           |      |        |   |   |        |   |       |            |       |       |           |      |        |   |   |        |
|---|-----------------------------------|------------|-------|-----------|-----------|------|--------|---|---|--------|---|-------|------------|-------|-------|-----------|------|--------|---|---|--------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首(株)</th> <th>増加(株)</th> <th>減少(株)</th> <th>当事業年度末(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>56,400</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>56,400</td> </tr> </tbody> </table> | 株式の種類                             | 当事業年度期首(株) | 増加(株) | 減少(株)     | 当事業年度末(株) | 普通株式 | 56,400 | - | - | 56,400 | 1. 発行済株式の種類及び総数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首(株)</th> <th>増加(株)</th> <th>減少(株)</th> <th>当事業年度末(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>56,400</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>56,400</td> </tr> </tbody> </table> | 株式の種類 | 当事業年度期首(株) | 増加(株) | 減少(株) | 当事業年度末(株) | 普通株式 | 56,400 | - | - | 56,400 |
| 株式の種類   | 当事業年度期首(株)                        | 増加(株)      | 減少(株) | 当事業年度末(株) |           |      |        |   |   |        |   |       |            |       |       |           |      |        |   |   |        |
| 普通株式  | 56,400                            | -          | -     | 56,400    |           |      |        |   |   |        |   |       |            |       |       |           |      |        |   |   |        |
| 株式の種類   | 当事業年度期首(株)                        | 増加(株)      | 減少(株) | 当事業年度末(株) |           |      |        |   |   |        |   |       |            |       |       |           |      |        |   |   |        |
| 普通株式  | 56,400                            | -          | -     | 56,400    |           |      |        |   |   |        |   |       |            |       |       |           |      |        |   |   |        |

## [リース取引関係]

| 前事業年度<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日) | 当事業年度<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                                   |                                   |

|  |         |         |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |
|--|---------|---------|----|-----|---------|----|----|---------|----|--|------|---------|----|-----|---|----|----|---------|----|
| <p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引<br/>(借主側)<br/>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">329,780</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">439,707</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">769,487</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> | 1年以内    | 329,780 | 千円 | 1年超 | 439,707 | 千円 | 合計 | 769,487 | 千円 | <p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引<br/>(借主側)<br/>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">192,372</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">192,372</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> | 1年以内 | 192,372 | 千円 | 1年超 | - | 千円 | 合計 | 192,372 | 千円 |
| 1年以内   | 329,780 | 千円      |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |
| 1年超  | 439,707 | 千円      |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |
| 合計   | 769,487 | 千円      |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |
| 1年以内   | 192,372 | 千円      |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |
| 1年超  | -       | 千円      |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |
| 合計   | 192,372 | 千円      |    |     |         |    |    |         |    |  |      |         |    |     |   |    |    |         |    |

## [金融商品関係]

|   |   |
|---|---|
| <p>前事業年度<br/>(自2020年7月1日 至2021年6月30日)</p> | <p>当事業年度<br/>(自2021年7月1日 至2022年6月30日)</p> |
|---|---|

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

ります。

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

|             | 貸借対照<br>表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------|----------------------|------------|------------|
| 長期差入<br>保証金 | 281,265              | 282,637    | 1,372      |

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2021年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割り算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、1年超5年以内であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

|             | 貸借対照<br>表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------|----------------------|------------|------------|
| 長期差入<br>保証金 | 285,265              | 285,591    | 326        |

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

| 区分          | 時価(千円) |         |      |
|-------------|--------|---------|------|
|             | レベル1   | レベル2    | レベル3 |
| 長期差入<br>保証金 | -      | 285,591 | -    |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割り算定する方法によっております。

## 4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、1年超5年以内であります。

## [有価証券関係]

| 前事業年度<br>(2021年6月30日現在)  |                      |                     |                     | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在)   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
|--|----------------------|---------------------|---------------------|---|-------------|---------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|--------------|------------|---|-----|-----|---|----|-------------|---------------------|---------------------|-------------------------|-----|---|---|
| 1. その他有価証券(2021年6月30日現在)<br>該当事項はございません。   |                      |                     |                     | 1. その他有価証券(2022年6月30日現在)<br>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの  |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
|  |                      |                     |                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>貸借対照<br/>表計上額<br/>(千円)</th> <th>取得原価<br/>(千円)</th> <th>差額<br/>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価<br/>証券(証券<br/>投資信託)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |             |                     |                     | 種類                      | 貸借対照<br>表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) | その他有価<br>証券(証券<br>投資信託)   | 100 | 100 | - |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| 種類   | 貸借対照<br>表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円)        | 差額<br>(千円)          |   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| その他有価<br>証券(証券<br>投資信託)  | 100                  | 100                 | -                   |   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日)  |                      |                     |                     | 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日)   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>売却額<br/>(千円)</th> <th>売却益の<br/>合計額<br/>(千円)</th> <th>売却損の<br/>合計額<br/>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価<br/>証券(証券<br/>投資信託)</td> <td>145</td> <td>45</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |                      |                     |                     | 種類  | 売却額<br>(千円) | 売却益の<br>合計額<br>(千円) | 売却損の<br>合計額<br>(千円) | その他有価<br>証券(証券<br>投資信託) | 145                  | 45           | -          | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>売却額<br/>(千円)</th> <th>売却益の<br/>合計額<br/>(千円)</th> <th>売却損の<br/>合計額<br/>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価<br/>証券(証券<br/>投資信託)</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |     |     |   | 種類 | 売却額<br>(千円) | 売却益の<br>合計額<br>(千円) | 売却損の<br>合計額<br>(千円) | その他有価<br>証券(証券<br>投資信託) | 100 | 0 | - |
| 種類   | 売却額<br>(千円)          | 売却益の<br>合計額<br>(千円) | 売却損の<br>合計額<br>(千円) |   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| その他有価<br>証券(証券<br>投資信託)  | 145                  | 45                  | -                   |   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| 種類   | 売却額<br>(千円)          | 売却益の<br>合計額<br>(千円) | 売却損の<br>合計額<br>(千円) |   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |
| その他有価<br>証券(証券<br>投資信託)  | 100                  | 0                   | -                   |   |             |                     |                     |                         |                      |              |            |   |     |     |   |    |             |                     |                     |                         |     |   |   |

## [デリバティブ取引関係]

| 前事業年度<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日)   |  | 当事業年度<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日)   |  |
|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 |  | 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 |  |

## [退職給付関係]

| 前事業年度<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日) |  | 当事業年度<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日) |  |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|--|
|                                   |  |                                   |  |

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

## 2. 簡便法を適用した退職一時金制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|               |                  |    |
|---------------|------------------|----|
| 退職給付引当金の期首残高  | 1,534,348        | 千円 |
| 退職給付費用        | 192,305          | 千円 |
| 退職給付の支払額      | 14,246           | 千円 |
| 確定拠出年金制度への拠出額 | 19,992           | 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高  | <u>1,692,415</u> | 千円 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 192,305千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度19,992千円であります。

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

## 2. 簡便法を適用した退職一時金制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|               |                  |    |
|---------------|------------------|----|
| 退職給付引当金の期首残高  | 1,692,415        | 千円 |
| 退職給付費用        | 239,309          | 千円 |
| 退職給付の支払額      | 203,174          | 千円 |
| 確定拠出年金制度への拠出額 | 20,845           | 千円 |
| 退職給付引当金の期末残高  | <u>1,707,705</u> | 千円 |

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 239,309千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度20,845千円であります。

## [税効果会計関係]

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 前事業年度<br>(2021年6月30日現在) | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在) |
|-------------------------|-------------------------|

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

|                        |           |    |
|------------------------|-----------|----|
| 退職給付引当金                | 488,958   | 千円 |
| 役員退職慰労引当金              | 1,932     | 千円 |
| 賞与引当金                  | 69,090    | 千円 |
| 資産除去債務                 | 78,712    | 千円 |
| 減損損失                   | 25,671    | 千円 |
| 未払費用                   | 91,591    | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金（注2）          | 559,946   | 千円 |
| 繰延税金資産小計               | 1,315,903 | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2） | 408,071   | 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | 587,465   | 千円 |
| 評価性引当額小計（注1）           | 995,536   | 千円 |
| 繰延税金資産合計               | 320,367   | 千円 |

(注1) 評価性引当額が436,978千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

|             | 税務上の繰越欠損金(a) | 評価性引当額  | 繰延税金資産      |
|-------------|--------------|---------|-------------|
| 1年以内        | 307,070      | 155,195 | 151,875     |
| 1年超<br>2年以内 | 252,876      | 252,876 | -           |
| 2年超<br>3年以内 | -            | -       | -           |
| 3年超<br>4年以内 | -            | -       | -           |
| 4年超<br>5年以内 | -            | -       | -           |
| 5年超         | -            | -       | -           |
| 合計          | 559,946      | 408,071 | (b) 151,875 |

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金559,946千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産151,875千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2013年6月期に税引前当期純損失を1,323,569千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

|                        |           |    |
|------------------------|-----------|----|
| 退職給付引当金                | 506,090   | 千円 |
| 役員退職慰労引当金              | 3,806     | 千円 |
| 賞与引当金                  | 72,020    | 千円 |
| 資産除去債務                 | 82,672    | 千円 |
| 減損損失                   | 18,061    | 千円 |
| 未払費用                   | 126,102   | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金（注2）          | 252,876   | 千円 |
| 繰延税金資産小計               | 1,061,631 | 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2） | 95,795    | 千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | 637,641   | 千円 |
| 評価性引当額小計（注1）           | 733,436   | 千円 |
| 繰延税金資産合計               | 328,195   | 千円 |

(注1) 評価性引当額が262,099千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

|             | 税務上の繰越欠損金(a) | 評価性引当額 | 繰延税金資産      |
|-------------|--------------|--------|-------------|
| 1年以内        | 252,876      | 95,795 | 157,080     |
| 1年超<br>2年以内 | -            | -      | -           |
| 2年超<br>3年以内 | -            | -      | -           |
| 3年超<br>4年以内 | -            | -      | -           |
| 4年超<br>5年以内 | -            | -      | -           |
| 5年超         | -            | -      | -           |
| 合計          | 252,876      | 95,795 | (b) 157,080 |

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金252,876千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産157,080千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2014年6月期に税引前当期純損失を736,296千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 |      | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 |      |
|---|------|---|------|
|   | (%)  |   | (%)  |
| 法定実効税率<br>(調整)                                  | 30.6 | 法定実効税率<br>(調整)                                  | 30.6 |
| 評価性引当額  | 85.8 | 評価性引当額  | 39.7 |
| 永久に損金及び益金に算入されない項目                              | 19.8 | 永久に損金及び益金に算入されない項目                              | 12.4 |
| 住民税均等割  | 0.4  | 住民税均等割  | 0.3  |
| 期限切れの税務上の繰越欠損金                                  | 51.3 | 期限切れの税務上の繰越欠損金                                  | 20.6 |
| 租税特別措置法上の税額控除                                   | 4.0  | 租税特別措置法上の税額控除                                   | 3.3  |
| その他   | 0.2  | その他   | 1.5  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                               | 12.1 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                               | 22.4 |

## [資産除去債務関係]

| 前事業年度<br>(2021年6月30日現在)   | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在)  |
|---|--|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの   | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの  |
| 1. 当該資産除去債務の概要<br>本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。                               | 1. 当該資産除去債務の概要<br>本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。                                  |
| 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 | 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用見込期間の終了を2023年10月末とし、割引率は-0.08%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。  |
| 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減  | 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減   |
| 期首残高 254,260千円<br>時の経過による調整額 3,597千円<br>期末残高 257,857千円                        | 期首残高 257,857千円<br>時の経過による調整額 3,269千円<br>見積りの変更による増加額 164,277千円<br>期末残高 425,405千円 |

## [収益認識関係]

| 前事業年度<br>(2021年6月30日現在) | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在) |
|-------------------------|-------------------------|
|                         |                         |

|         |  |       |             |        |             |         |             |    |              |
|---------|--|-------|-------------|--------|-------------|---------|-------------|----|--------------|
| -       | <p>1. 収益の分解情報</p> <p>当事業年度の収益の構成は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">7,847,990千円</td> </tr> <tr> <td>運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,910,766千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">8,868,624千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">19,627,381千円</td> </tr> </table> <p>2. 収益を理解するための基礎となる情報</p> <p>収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。</p> <p>3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報</p> <p>重要性が乏しいため、記載を省略しております。</p> | 委託者報酬 | 7,847,990千円 | 運用受託報酬 | 2,910,766千円 | その他営業収益 | 8,868,624千円 | 合計 | 19,627,381千円 |
| 委託者報酬   | 7,847,990千円  |       |             |        |             |         |             |    |              |
| 運用受託報酬  | 2,910,766千円  |       |             |        |             |         |             |    |              |
| その他営業収益 | 8,868,624千円  |       |             |        |             |         |             |    |              |
| 合計      | 19,627,381千円   |       |             |        |             |         |             |    |              |

## [セグメント情報等]

| 前事業年度<br>(2021年6月30日現在) | 当事業年度<br>(2022年6月30日現在) |
|-------------------------|-------------------------|
|-------------------------|-------------------------|

| <p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>(関連情報)</p> <p>1. サービスごとの情報</p> <p>投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9,798,539千円</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>6,435,245千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>82,721千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,316,505千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td> <td>6,435,245千円</td> </tr> <tr> <td>年金積立金管理運用独立行政法人</td> <td>3,891,109千円</td> </tr> </tbody> </table> | 日本           | 9,798,539千円 | 米国 | 6,435,245千円 | その他 | 82,721千円 | 合計 | 16,316,505千円 | 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー | 6,435,245千円 | 年金積立金管理運用独立行政法人 | 3,891,109千円 | <p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>(関連情報)</p> <p>1. サービスごとの情報</p> <p>投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>10,700,669千円</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>8,868,624千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>58,087千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,627,381千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td> <td>8,868,624千円</td> </tr> </tbody> </table> | 日本 | 10,700,669千円 | 米国 | 8,868,624千円 | その他 | 58,087千円 | 合計 | 19,627,381千円 | 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー | 8,868,624千円 |
|---|--------------|-------------|----|-------------|-----|----------|----|--------------|-----------|------|-----------------------------|-------------|-----------------|-------------|---|----|--------------|----|-------------|-----|----------|----|--------------|-----------|------|-----------------------------|-------------|
| 日本  | 9,798,539千円  |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 米国  | 6,435,245千円  |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| その他   | 82,721千円     |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 合計  | 16,316,505千円 |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 顧客の名称又は氏名   | 営業収益         |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   | 6,435,245千円  |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 年金積立金管理運用独立行政法人   | 3,891,109千円  |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 日本  | 10,700,669千円 |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 米国  | 8,868,624千円  |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| その他   | 58,087千円     |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 合計  | 19,627,381千円 |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| 顧客の名称又は氏名   | 営業収益         |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー   | 8,868,624千円  |             |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |                 |             |   |    |              |    |             |     |          |    |              |           |      |                             |             |

## [関連当事者情報]

前事業年度（自2020年7月1日 至2021年6月30日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

| 種類  | 会社等の名称                  | 所在地          | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係     | 取引の内容   | 取引金額(千円)  | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----|-------------------------|--------------|----------|-------|----------------|---------------|---|-----------|------|----------|
| 親会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カ | アメリカ合衆国カリフォル | (千米ドル)   | 投資運用  | (被所有)          | 各種投資運用サービスの提供 | その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など） | 6,435,245 | 未収入金 | 847,698  |

|             |  |   |                 |                |                         |                                   |   |           |                    |         |
|-------------|--|---|-----------------|----------------|-------------------------|-----------------------------------|---|-----------|--------------------|---------|
| 社           | ンパニー<br>(以下<br>「CRMC社」<br>という。)                                | ニア州<br>ロサン<br>ゼルス                             | 12,500          | 業              | 間接<br>100%              | 各種投資<br>運用サー<br>ビスの委<br>託         | 支払手数料<br>(市場調査業務、<br>投資運用関連業<br>務、ITサービスな<br>ど) | 8,258,032 | その<br>他<br>未払<br>金 | 429,909 |
| 親<br>会<br>社 | キャピタ<br>ル・グル<br>ープ・カン<br>パニー・イ<br>ンク<br>(以下「CGC<br>社」とい<br>う。) | アメリ<br>カ合衆<br>国カリ<br>フォル<br>ニア州<br>ロサン<br>ゼルス | (千米ドル)<br>5,143 | 子会<br>社の<br>管理 | (被所<br>有)<br>間接<br>100% | グル<br>ープ<br>共通発<br>生経費<br>の負<br>担 | 共通発生経費<br>負担額                                   | 224,189   | その<br>他<br>未払<br>金 | 224,189 |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種<br>類                          | 会社等の名<br>称   | 所在地                    | 資本金又は<br>出資金    | 事業<br>の<br>内<br>容          | 議決権<br>等の所有(被所<br>有)割合 | 関連当事<br>者との関<br>係   | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円) | 科目                 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------------------------|--|------------------------|-----------------|----------------------------|------------------------|---------------------|---------------------|--------------|--------------------|--------------|
| 親<br>会<br>社<br>の<br>子<br>会<br>社 | キャピタ<br>ル・イン<br>ターナシ<br>ョナル・マ<br>ネジメン<br>ト・カン<br>パニー | ルクセ<br>ンブル<br>グ大公<br>国 | (千ユーロ)<br>7,500 | ファ<br>ンド<br>マネ<br>ジメン<br>ト | -                      | 運用に係<br>る手数料<br>の支払 | 支払手数料               | 1,623,226    | 未払<br>手<br>数<br>料  | 338,120      |
| 親<br>会<br>社<br>の<br>子<br>会<br>社 | キャピタ<br>ル・イン<br>ターナシ<br>ョナル・イ<br>ンク(東京)              | 東京都<br>千代田<br>区        | (千米ドル)<br>10    | 市場<br>調査                   | -                      | 出向者受<br>入           | 給料・退職給付費<br>用・福利厚生費 | 738,539      | その<br>他<br>未払<br>金 | 25,449       |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

## 2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2021年7月1日 至2022年6月30日）

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

| 種類  | 会社等の名称                                     | 所在地                   | 資本金又は出資金         | 事業の内容  | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関連当事者との関係                          | 取引の内容   | 取引金額(千円)  | 科目     | 期末残高(千円)  |
|-----|--|-----------------------|------------------|--------|-----------------|------------------------------------|---|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。） | アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス | (千米ドル)<br>12,500 | 投資運用業  | (被所有)間接<br>100% | 各種投資運用サービスの提供<br><br>各種投資運用サービスの委託 | その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など） | 8,868,624 | 未収入金   | 1,373,891 |
|     |  |                       |                  |        |                 |                                    | 支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）                     | 8,092,082 | その他未払金 | 656,745   |
| 親会社 | キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）        | アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス | (千米ドル)<br>5,082  | 子会社の管理 | (被所有)間接<br>100% | グループ共通発生経費の負担                      | 共通発生経費負担額   | 322,777   | その他未払金 | 322,777   |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

#### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|--------|-----|----------|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|----------|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|

|         |                              |            |                 |                        |   |                     |                     |           |                    |         |
|---------|------------------------------|------------|-----------------|------------------------|---|---------------------|---------------------|-----------|--------------------|---------|
| 親会社の子会社 | キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー | ルクセンブルグ大王国 | (千ユーロ)<br>7,500 | ファンド<br>マネ<br>ジメ<br>ント | - | 運用に係<br>る手数料<br>の支払 | 支払手数料               | 2,666,674 | 未払<br>手数<br>料      | 491,958 |
| 親会社の子会社 | キャピタル・インターナショナル・インク（東京）      | 東京都千代田区    | (千米ドル)<br>10    | 市場<br>調査               | - | 出向者受<br>入           | 給料・退職給付費<br>用・福利厚生費 | 847,230   | その<br>他<br>未払<br>金 | 76,961  |

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

## 2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

### [1株当たり情報]

| 前事業年度<br>(自2020年7月1日 至2021年6月30日)                  |            | 当事業年度<br>(自2021年7月1日 至2022年6月30日)                  |            |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額  | 65,038.47円 | 1株当たり純資産額  | 74,122.41円 |
| 1株当たり当期純利益金額                                       | 7,940.95円  | 1株当たり当期純利益金額                                       | 9,083.93円  |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。              |            | (注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。              |            |
| 当期純利益  | 447,869千円  | 当期純利益  | 512,334千円  |
| 普通株主に帰属しない金額                                       | - 千円       | 普通株主に帰属しない金額                                       | - 千円       |
| 普通株式に係る当期純利益                                       | 447,869千円  | 普通株式に係る当期純利益                                       | 512,334千円  |
| 期中平均株式数  | 56,400株    | 期中平均株式数  | 56,400株    |

## (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間

(2022年12月31日現在)

| 科目          | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) |
|-------------|----------|------------|------------|
| (資産の部)      |          |            |            |
| ・流動資産       |          |            |            |
| 1.現金・預金     |          |            | 4,187,671  |
| 2.前払費用      |          |            | 62,522     |
| 3.未収入金      |          |            | 1,415,987  |
| 4.未収委託者報酬   |          |            | 3,495,563  |
| 5.未収運用受託報酬  |          |            | 684,492    |
| 6.立替金       |          |            | 24,548     |
| 7.短期差入保証金   |          |            | 266,926    |
| 流動資産計       |          |            | 10,137,711 |
| ・固定資産       |          |            |            |
| 1.有形固定資産    |          |            | 390,749    |
| 建物          | *1       | 103,084    |            |
| 器具備品        | *1       | 112,542    |            |
| 建設仮勘定       |          | 175,121    |            |
| 2.無形固定資産    |          |            | 568        |
| ソフトウェア      |          | 568        |            |
| 3.投資その他の資産  |          |            | 908,614    |
| (1)投資有価証券   |          | 600        |            |
| (2)保険積立金    |          | 13,837     |            |
| (3)長期差入保証金  |          | 413,004    |            |
| (4)繰延税金資産   |          | 481,173    |            |
| 固定資産計       |          |            | 1,299,932  |
| 資産合計        |          |            | 11,437,643 |
| (負債の部)      |          |            |            |
| ・流動負債       |          |            |            |
| 1.預り金       |          |            | 22,568     |
| 2.未払金       |          |            | 3,233,881  |
| (1)未払手数料    |          | 2,116,589  |            |
| (2)その他未払金   |          | 1,117,292  |            |
| 3.未払費用      |          |            | 209,514    |
| 4.未払法人税等    |          |            | 202,172    |
| 5.未払消費税等    | *2       |            | 119,115    |
| 6.賞与引当金     |          |            | 616,807    |
| 7.役員賞与引当金   |          |            | 80,000     |
| 8.資産除去債務    |          |            | 425,237    |
| 流動負債計       |          |            | 4,909,297  |
| ・固定負債       |          |            |            |
| 1.長期末払費用    |          |            | 57,267     |
| 2.退職給付引当金   |          |            | 1,808,998  |
| 3.役員退職慰労引当金 |          |            | 15,492     |
| 固定負債計       |          |            | 1,881,758  |
| 負債合計        |          |            | 6,791,055  |
| (純資産の部)     |          |            |            |
| ・株主資本       |          |            |            |

|          |  |           |            |
|----------|--|-----------|------------|
| 1. 資本金   |  |           | 450,000    |
| 2. 資本剰余金 |  |           | 582,736    |
| 資本準備金    |  | 582,736   |            |
| 3. 利益剰余金 |  |           | 3,613,851  |
| その他利益剰余金 |  | 3,613,851 |            |
| 繰越利益剰余金  |  | 3,613,851 |            |
| 株主資本計    |  |           | 4,646,587  |
| 純資産合計    |  |           | 4,646,587  |
| 負債・純資産合計 |  |           | 11,437,643 |

## (2) 中間損益計算書

当中間会計期間

(自 2022年 7月 1日 至 2022年 12月31日)

| 科 目             | 注記<br>番号 | 内訳<br>(千円) | 金額<br>(千円) |
|-----------------|----------|------------|------------|
| . 営業収益          |          |            |            |
| 1. 委託者報酬        |          |            | 5,483,986  |
| 2. 運用受託報酬       |          |            | 762,559    |
| 3. その他営業収益      | *2       |            | 5,790,976  |
| 営業収益計           |          |            | 12,037,522 |
| . 営業費用          |          |            |            |
| 1. 支払手数料        | *2       |            | 8,412,062  |
| 2. 広告宣伝費        |          |            | 113,464    |
| 3. 調査費          |          |            | 234,810    |
| 4. 営業雑経費        |          |            | 45,072     |
| (1) 通信費         |          | 9,031      |            |
| (2) 印刷費         |          | 25,124     |            |
| (3) 協会費         |          | 10,916     |            |
| 営業費用計           |          |            | 8,805,410  |
| . 一般管理費         |          |            |            |
| 1. 給料           |          |            | 1,646,733  |
| (1) 役員報酬        |          | 25,199     |            |
| (2) 給料・手当       |          | 746,697    |            |
| (3) 賞与          |          | 402,224    |            |
| (4) 賞与引当金繰入額    |          | 432,611    |            |
| (5) 役員賞与引当金繰入額  |          | 40,000     |            |
| 2. 交際費          |          |            | 11,448     |
| 3. 寄付金          |          |            | 1,600      |
| 4. 旅費交通費        |          |            | 84,308     |
| 5. 租税公課         |          |            | 33,751     |
| 6. 不動産賃借料       |          |            | 314,531    |
| 7. 退職給付費用       |          |            | 115,656    |
| 8. 役員退職慰労引当金繰入額 |          |            | 3,225      |
| 9. 固定資産減価償却費    | *1       |            | 73,269     |
| 10. 器具備品賃借料     |          |            | 1,853      |
| 11. 消耗品費        |          |            | 3,979      |
| 12. 事務委託費       |          |            | 86,244     |
| 13. 採用費         |          |            | 14,068     |
| 14. 福利厚生費       |          |            | 178,927    |
| 15. 共通発生経費負担額   | *3       |            | 170,539    |
| 16. 諸経費         |          |            | 3,069      |

|              |  |  |           |
|--------------|--|--|-----------|
| 一般管理費計       |  |  | 2,743,207 |
| 営業利益         |  |  | 488,904   |
| . 営業外収益      |  |  |           |
| 1. 受取利息及び配当金 |  |  | 4,397     |
| 営業外収益計       |  |  | 4,397     |
| . 営業外費用      |  |  |           |
| 1. 為替差損      |  |  | 2,464     |
| 2. 固定資産除却損   |  |  | 7,303     |
| 営業外費用計       |  |  | 9,767     |
| 経常利益         |  |  | 483,534   |
| 税引前中間純利益     |  |  | 483,534   |
| 法人税、住民税及び事業税 |  |  | 170,429   |
| 法人税等調整額      |  |  | 152,978   |
| 中間純利益        |  |  | 466,083   |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2022年7月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

|                               | 株主資本    |           |             |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|------------|-----------|
|                               | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                               |         | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高                         | 450,000 | 582,736   | 582,736     | 3,147,767    | 3,147,767   | 4,180,504  | 4,180,504 |
| 当中間期変動額                       |         |           |             |              |             |            |           |
| 中間純利益                         |         |           |             | 466,083      | 466,083     | 466,083    | 466,083   |
| 株主資本以外の項目<br>の当中間期変動額<br>(純額) |         |           |             |              |             |            |           |
| 当中間期変動額合計                     | -       | -         | -           | 466,083      | 466,083     | 466,083    | 466,083   |
| 当中間期末残高                       | 450,000 | 582,736   | 582,736     | 3,613,851    | 3,613,851   | 4,646,587  | 4,646,587 |

[重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

### その他有価証券

#### 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## 3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

### (1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

### (2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

### (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

### (3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サー

ビス(市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

#### [会計方針の変更]

##### 1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日、以下「時価算定会計基準指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時間算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

#### [注記事項]

##### (中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間<br>(2022年12月31日現在) |   |
|----------------------------|---|
| *1. 有形固定資産の減価償却累計額         | 183,144千円                               |
| *2. 消費税等の取扱い               | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。 |

##### (中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間<br>(自2022年7月1日 至2022年12月31日)   |          |
|--|----------|
| *1. 減価償却実施額  |          |
| 有形固定資産   | 73,145千円 |
| 無形固定資産   | 124千円    |
| *2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーとの役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社(以下「各グループ会社」という。)との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 |          |
| 当社が各グループ会社に提供をしている各種投資運用サービスは、重要な会計方針の5(3)に記載の通りです。  |          |
| 当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。                                      |          |
| *3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。   |          |

## (中間株主資本等変動計算書関係)

| 当中間会計期間<br>(自2022年7月1日 至2022年12月31日) |            |       |       |             |
|--------------------------------------|------------|-------|-------|-------------|
| 発行済株式の種類及び総数                         |            |       |       |             |
| 株式の種類                                | 当事業年度期首(株) | 増加(株) | 減少(株) | 当中間会計期間末(株) |
| 普通株式                                 | 56,400     | -     | -     | 56,400      |

## [リース取引関係]

| 当中間会計期間<br>(自2022年7月1日 至2022年12月31日) |              |
|--------------------------------------|--------------|
| 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引                |              |
| 当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。          |              |
| 2. オペレーティング・リース取引                    |              |
| (借主側)                                |              |
| 未経過リース料                              |              |
| 1年以内                                 | 591,384 千円   |
| 1年超                                  | 781,454 千円   |
| 合計                                   | 1,372,838 千円 |

## [金融商品関係]

| 当中間会計期間<br>(2022年12月31日現在) |
|----------------------------|
|----------------------------|

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

|         | 中間貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|---------|--------------------|---------|--------|
| 短期差入保証金 | 266,926            | 266,903 | 23     |
| 長期差入保証金 | 413,004            | 360,800 | 52,204 |

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融商品

| 区分      | 時価   |         |      |
|---------|------|---------|------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3 |
| 短期差入保証金 | -    | 266,903 | -    |
| 長期差入保証金 | -    | 360,800 | -    |

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の貸借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割り算定する方法によっております。

## [有価証券関係]

当中間会計期間

(2022年12月31日現在)

(その他有価証券)

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

| 種類                  | 中間貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------|--------------------|--------------|------------|
| その他有価証券<br>(証券投資信託) | 600                | 600          | -          |

## [デリバティブ取引関係]

|                                      |
|--------------------------------------|
| 当中間会計期間<br>（自2022年7月1日 至2022年12月31日） |
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。  |

## [資産除去債務関係]

|  |           |           |            |       |            |           |
|--|-----------|-----------|------------|-------|------------|-----------|
| 当中間会計期間<br>（2022年12月31日現在）   |           |           |            |       |            |           |
| 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの<br>当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減   |           |           |            |       |            |           |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当事業年度期首残高</td> <td style="text-align: right;">425,405千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">168千円</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間末残高</td> <td style="text-align: right;">425,237千円</td> </tr> </table> | 当事業年度期首残高 | 425,405千円 | 時の経過による調整額 | 168千円 | 当中間会計期間末残高 | 425,237千円 |
| 当事業年度期首残高  | 425,405千円 |           |            |       |            |           |
| 時の経過による調整額   | 168千円     |           |            |       |            |           |
| 当中間会計期間末残高   | 425,237千円 |           |            |       |            |           |

## [収益認識関係]

|   |              |             |        |           |         |             |    |              |
|---|--------------|-------------|--------|-----------|---------|-------------|----|--------------|
| 当中間会計期間<br>（自2022年7月1日 至2022年12月31日）  |              |             |        |           |         |             |    |              |
| <b>1. 収益の分解情報</b><br>当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。  |              |             |        |           |         |             |    |              |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">5,483,986千円</td> </tr> <tr> <td>運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">762,559千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,790,976千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">12,037,522千円</td> </tr> </table> | 委託者報酬        | 5,483,986千円 | 運用受託報酬 | 762,559千円 | その他営業収益 | 5,790,976千円 | 合計 | 12,037,522千円 |
| 委託者報酬   | 5,483,986千円  |             |        |           |         |             |    |              |
| 運用受託報酬  | 762,559千円    |             |        |           |         |             |    |              |
| その他営業収益   | 5,790,976千円  |             |        |           |         |             |    |              |
| 合計  | 12,037,522千円 |             |        |           |         |             |    |              |
| <b>2. 収益を理解するための基礎となる情報</b><br>収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。   |              |             |        |           |         |             |    |              |
| <b>3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報</b><br>重要性が乏しいため、記載を省略しております。   |              |             |        |           |         |             |    |              |

## [セグメント情報等]

|                                      |
|--------------------------------------|
| 当中間会計期間<br>（自2022年7月1日 至2022年12月31日） |
|--------------------------------------|

**(セグメント情報)**

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**(関連情報)****1. サービスごとの情報**

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 営業収益**

| 日本          | 米国          | その他      | 合計           |
|-------------|-------------|----------|--------------|
| 6,219,941千円 | 5,790,976千円 | 26,605千円 | 12,037,522千円 |

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

**(2) 有形固定資産**

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

**3. 主要な顧客ごとの情報**

| 顧客の名称又は氏名                   | 営業収益        |
|-----------------------------|-------------|
| キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー | 5,790,976千円 |

**[1株当たり情報]****当中間会計期間**

(自2022年7月1日 至2022年12月31日)

1株当たり純資産額 82,386.30円

1株当たり中間純利益金額 8,263.89円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 466,083千円

普通株主に帰属しない金額 - 千円

普通株式に係る中間純利益 466,083千円

期中平均株式数 56,400株

**4【利害関係人との取引制限】**

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で

定めるものを除きます。 )。

- ( 3 ) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下( 4 ) ( 5 )において同じ。 ) または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ( 4 ) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ( 5 ) 上記( 3 ) ( 4 ) に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### ( 1 ) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

### ( 2 ) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

### ( 3 ) 事業譲渡および事業譲受

2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### ( 1 ) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

以下ファンドの受託会社となります。

- 「ニューワールド・ファンドF」
- 「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」
- 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」
- 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

資本金の額：324,279百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

名称：三井住友信託銀行株式会社

以下ファンドの受託会社となります。

- 「ニューエコノミー・ファンドF」

資本金の額：342,037百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

名称：みずほ信託銀行株式会社

以下ファンドの受託会社となります。

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」  
「AMCAPファンドF」  
「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」  
「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」  
「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」  
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」  
「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」  
「グローバル・アロケーション・ファンドF」  
「グローバル・ボンド・ファンドF」  
「グローバル中期債ファンドF」

資本金の額：247,369百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## （2）販売会社

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による以下ファンドの当初自己設定にかかる取得申込等の取扱いのみを行いません。

「ニューワールド・ファンドF」  
「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」  
「エマージング・ストラテジー・ファンドF」  
「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による以下ファンドの当初自己設定にかかる取得申込等の取扱いのみを行いません。

「ニューエコノミー・ファンドF」

名称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,369百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による以下ファンドの当初自己設定にかかる取得申込等の取扱いのみを行いません。

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」  
「AMCAPファンドF」  
「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」  
「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」  
「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」  
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」  
「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」  
「グローバル・アロケーション・ファンドF」  
「グローバル・ボンド・ファンドF」

「グローバル中期債ファンドF」

#### <再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三井住友信託銀行株式会社およびみずほ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

## 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
- (2) 販売会社：ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

## 3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

## 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。
- (2) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。
- (4) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (5) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (6) 目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。
- (7) 目論見書に販売会社におけるラップサービスの名称等を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

---

2022年9月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社  
取締役会 御中

---

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

---

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

---

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年3月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第39期事業年度の中間会計期間（2022年7月1日から2022年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年7月1日から2022年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。